官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（国土交通九）　一
〔法規的告示〕
○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件（文部科学一七）　三
○道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び同条第四項に規定する国土交通大臣の行う認定に関し必要な事項を定める告示（国土交通二七九）　四
〔その他告示〕
○第四次多数国間投資基金を設定する協定の効力発生に関する件（外務六三）　四
○国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の一部を改正する件（厚生労働三五）　三
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産一六七）　三六
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同一六八）　三六
〔官庁報告〕
基本測量関係事項公告（国土交通省）　四一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四四
特殊法人等
公認会計士等の登録及び登録抹消、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒処分関係　六二
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　七一
会社その他
会社決算公告　八一

省　令

○国土交通省令第九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十条から第四十二条まで、第五十八条第二項、第六十三条の二第一項及び第六十七条第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月十六日　国土交通大臣　金子　恭之

道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　（略）	第一章　（略）
第二章　自動車の保安基準（第二条―第五十八条の三）	第二章　自動車の保安基準（第二条―第五十八条の二）
第三章・第四章　（略）	第三章・第四章　（略）
附則	附則
（国土交通大臣が認定した自動車の特例）	（新設）
第五十八条の三　アメリカ合衆国において製作された自動車（同国が定める保安上の技術基準に適合することにより同国において安全性の確保が図られていると認められるものその他これに類するものに限る。）のうち、構造その他の事情を勘案して国土交通大臣が告示で定めるものであつて、その構造又は使用の態様について安全性の確保及び公害の防止に係る措置が講じられることにより、保安上及び公害防止上支障がないものとして国土交通大臣の認定を受けたものについては、本章の規定及びこれに基づく告示のうち国土交通大臣が当該自動車ごとに指定したものに適合するものとみなす。	
2　前項の認定は、条件若しくは期限又は認定に係る自動車の運行のため必要な保安上若しくは公害防止上の制限を付して行うことができる。	

3　国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の認定を取り消すことができる。

一　認定の取消しを求める申請があつたとき。

二　第一項の規定により国土交通大臣が指定した規定に適合するものとみなすことにより保安上又は公害防止上支障を生じるおそれがあるとき又は支障を生じたとき。

三　前項の規定による条件又は制限に違反したとき。

4　前二項に規定するもののほか、第一項の規定による認定に関し必要な事項は、告示で定める。

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第二条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第五章　（略）	第一章～第五章　（略）
第六章　道路運送車両の検査等	第六章　道路運送車両の検査等
第一節・第二節　（略）	第一節・第二節　（略）
第三節　保安基準についての制限及び緩和（第五十二条―第五十四条の二）	第三節　保安基準についての制限及び緩和（第五十二条―第五十四条）
第七章～第八章　（略）	第七章～第八章　（略）
附則	附則
（自動車検査証の記載事項）	（自動車検査証の記載事項）
第三十五条の三　（略）	**第三十五条の三**　（略）
一～二十一　（略）	一～二十一　（略）
二十二　次に掲げる自動車にあつては、それぞれ次に定める事項	二十二　次に掲げる自動車にあつては、それぞれ次に定める事項
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項の規定により認定を受けた自動車　その旨	（新設）
二十三～二十九　（略）	二十三～二十九　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
（自動車検査証の変更記録の申請等）	（自動車検査証の変更記録の申請等）
第三十八条　（略）	**第三十八条**　（略）
2～7　（略）	2～7　（略）
8　法第六十七条第三項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事項に係る変更とする。	8　法第六十七条第三項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事項に係る変更とする。
一～十一　（略）	一～十一　（略）
十二　第三十五条の三第一項第二十二号ハに掲げる事項	（新設）
9・10　（略）	9・10　（略）
（改善措置の勧告の対象とならない自動車及び特定後付装置）	（改善措置の勧告の対象とならない自動車及び特定後付装置）
第五十条　法第六十三条の二第一項の国土交通省令で定める自動車は、自動車を輸入することを業とする者が輸入した自動車であつて、外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から自動車を輸入する契約を締結している者が当該契約に基づいて輸入した自動車（外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者が自ら輸入した自動車を含む。）以外のもの及び道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項の規定に基づく認定を受けた自動車以外のものとする。	**第五十条**　法第六十三条の二第一項の国土交通省令で定める自動車は、自動車を輸入することを業とする者が輸入した自動車であつて、外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から自動車を輸入する契約を締結している者が当該契約に基づいて輸入した自動車（外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者が自ら輸入した自動車を含む。）以外のものとする。
2　（略）	2　（略）

（自動車検査証等の提示の命令）

第五十二条　（略）

2　地方運輸局長は、次の各号のいずれかに掲げる処分が行われたとき（第三号に掲げる処分にあつては、当該処分をしようとするとき）は、自動車の使用者に対し、当該自動車検査証、限定自動車検査証又は軽自動車届出済証の提示を求めることができる。

一～三　（略）

四　道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項の規定による認定

五　道路運送車両の保安基準第五十八条の三第三項の規定による認定の取消し

第五十四条の二　自動車の使用者は、第五十二条第二項第四号に掲げる処分に係る自動車を運行の用に供しようとするときは、第十九号様式の二による標識を当該自動車の後面に見やすいように表示しなければならない。

2　自動車の使用者は、第五十二条第二項第五号に掲げる処分が行われたときは、遅滞なく、前項の標識を抹消しなければならない。

（自動車検査証等の提示の命令）

第五十二条　（略）

2　地方運輸局長は、次の各号のいずれかに掲げる処分が行われたとき（第三号に掲げる処分にあつては、当該処分をしようとするとき）は、自動車の使用者に対し、当該自動車検査証、限定自動車検査証又は軽自動車届出済証の提示を求めることができる。

一～三　（略）

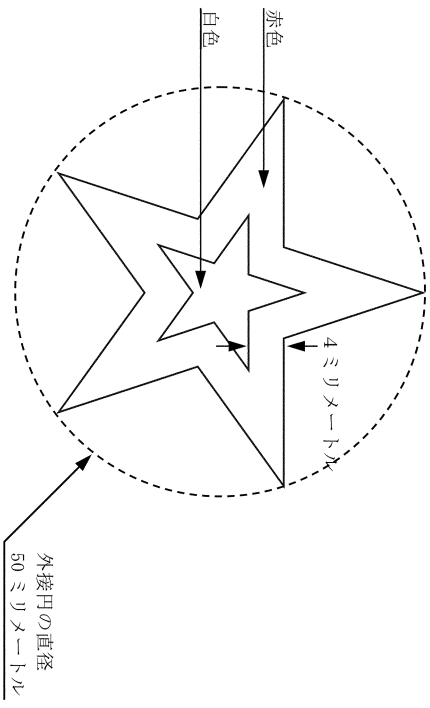
（新設）

（新設）

（新設）

第十九号様式の次に次の様式を加える。

第十九号様式の二（認定を受けた自動車の標識）（第五十四条の二関係）



備　考

形状は正立星型正五角形とすること

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○文部科学省告示第十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、平成十四年文部科学省告示第五十三号（補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年二月十六日

文部科学大臣　松本　洋平

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

別表

改正後

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等			処分制限期間（年）
	種類	構造又は用途等	細目	
学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	［略］	［略］	［略］	［略］
青少年教育振興事業費補助金				

別表

改正前

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等			処分制限期間（年）
	種類	構造又は用途等	細目	
学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

附　則

この告示は、公布の日から施行し、令和七年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

○国土交通省告示第二百七十九号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条の三第一項及び第四項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び同条第四項に規定する国土交通大臣の行う認定に関し必要な事項を定める告示を次のように定める。

令和八年二月十六日

国土交通大臣　金子　恭之

道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び同条第四項に規定する国土交通大臣の行う認定に関し必要な事項を定める告示

（国土交通大臣が定める自動車）

第一条　道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）第五十八条の三第一項に規定する国土交通大臣が定める自動車は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）第二条第一項第一号に規定する指定自動車等以外の自動車であって、当該自動車の自動車製作者等その他保安上又は公害防止上支障を生じたおそれがあるとき又は支障を生じたときに改善措置を適確に講ずることができる能力を有すると認められる者によりアメリカ合衆国から輸入されたもの（専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）その他これに類するものに限る。）とする。

（認定の告示）

第二条　国土交通大臣は、保安基準第五十八条の三第一項の規定による認定をしたときは、その旨を告示する。

（認定の取消しの告示）

第三条　国土交通大臣は、保安基準第五十八条の三第三項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨及びその理由を告示する。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［略］	［略］	
国立研究開発法人防災科学技術研究所施設整備費補助金 事前防災対策総合推進事業費補助金	［同上］	国立研究開発法人防災科学技術研究所施設整備費補助金

その他告示

○外務省告示第六十三号

一　日本国政府は、令和六年三月十日にプンタカナで作成された「第四次多数国間投資基金を設定する協定」の受諾書を令和七年十二月十二日に米州開発銀行に寄託していたところ、同協定は、その第五条第一項の規定に従い、同日、効力を生じた。

なお、同協定の締約国は、令和八年一月七日現在、我が国を除き次のとおりである。

バハマ国、バルバドス、ベリーズ、カナダ、チリ共和国、ドミニカ共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、ガイアナ協同共和国、ハイチ共和国、ホンジュラス共和国、ジャマイカ、パラグアイ共和国、ペルー共和国、スペイン王国、スリナム共和国、スウェーデン王国、スイス連邦、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国

二　令和六年三月十日にプンタカナで作成された「第四次多数国間投資基金の管理のための協定」は、その第六条第一項の規定に従い、令和七年十二月十二日、効力を生じた。

なお、同協定の締約国は、令和八年一月七日現在、我が国を除き次のとおりである。

バハマ国、バルバドス、ベリーズ、カナダ、チリ共和国、ドミニカ共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、ガイアナ協同共和国、ハイチ共和国、ホンジュラス共和国、ジャマイカ、パラグアイ共和国、ペルー共和国、スペイン王国、スリナム共和国、スウェーデン王国、スイス連邦、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国

令和八年二月十六日

外務大臣　茂木　敏充

（訳文）

第四次多数国間投資基金を設定する協定

第一次多数国間投資基金（以下「第一次ＭＩＦ」という。）は、千九百九十二年二月十一日に作成され、二千七年十二月三十一日まで有効期間が更新された多数国間投資基金を設定する協定によって設置されたので、

第二次多数国間投資基金（以下「第二次ＭＩＦ」という。）は、二千五年四月九日に作成され、二千七年三月十三日に効力を生じた第二次多数国間投資基金を設定する協定（以下「第二次ＭＩＦ設定協定」という。）によって設置され、その時に第一次ＭＩＦは終了し、その資産及び債務は第二次ＭＩＦに引き継がれたので、

第二次ＭＩＦ設定協定は、第二次ＭＩＦ設定協定第五条第二項の規定に基づいて二千二十年十二月三十一日まで有効期間が更新されたので、

第三次多数国間投資基金（以下「第三次ＭＩＦ」という。）は、二千十七年四月二日に作成され、二千十九年三月十二日に効力を生じた第三次多数国間投資基金を設定する協定（以下「第三次ＭＩＦ設定協定」という。）によって設定され、その時に第二次ＭＩＦの資産及び債務は第三次ＭＩＦによって規律されるようになったので、

第三次ＭＩＦ設定協定は、第三次ＭＩＦ設定協定第五条第二項の規定に基づいて二千二十六年三月十二日まで有効期間が更新されたので、

拠出国及び第四次多数国間投資基金を設定する協定（以下「この協定」という。）の付表Ａに掲げる拠出予定国（以下「拠出予定国」という。）は、ラテン・アメリカ及びカリブ地域において、開発上の課題への対処、貧しくかつ弱い立場にある人々のための機会の促進、活発な経済成長の促進、気候変動の緩和並びにジェンダーの平等及び多様性の推進に係る企業家による革新の不可欠の役割を認識しつつ、第三次ＭＩＦの資産及び債務を規律する第三次ＭＩＦに関する強化された価値の提案である第四次多数国間投資基金（以下「第四次ＭＩＦ」という。）を米州開発銀行（以下「銀行」という。）に設定し、並びに第三次ＭＩＦの活動の継続を支援することを希望するので、

多数国間投資基金（以下「基金」という。）の持続可能性を強化する複数の資金源による資金調達のモデルが、銀行の純益の分配（以下「純益移転」という。）による拠出国の拠出の補完が可能となる一層多様な資金調達の基盤を提供するために考案されており、及び基金は、第三者である組織からの資金の調達を増加させるとともに、自ら生み出す収入を増大させる措置をとることができるので、

拠出予定国は、基金がこの協定に定める条件に従って銀行、米州投資公社（以下「ＩＩＣ」という。）その他の参加者の業務を引き続き補完すること及び基金の管理が第四次多数国間投資基金の管理のための協定（以下「第四次ＭＩＦ管理協定」という。）に従って銀行によって引き続き行われることを意図しているので、

よって、拠出予定国は、ここに次のとおり協定する。

第一条　一般的目的及び任務

第一項　一般的目的

第四次ＭＩＦの一般的目的は、銀行の域内開発途上加盟国及びカリブ開発銀行（以下「ＣＤＢ」という。）の開発途上加盟国において、開発上の課題に取り組む拡張性を備えた企業家による革新を特定し、支援し、検証し、及び試行すること並びに貧しくかつ弱い立場にある人々のための機会の創出、経済成長及び生産性の促進、気候変動への取組並びにジェンダーの平等及び多様性の推進に努めることにより、民間部門を通じて持続可能で包摂的な開発を促進することである。

第二項　任務

第四次ＭＩＦは、その目的を達成するため、次の任務を有する。

(a)　貧しくかつ弱い立場にある人々のための機会の創出を目指し、域内における民間部門主導の革新を特定し、検証し、促進し、及び支援すること。

(b)　繰返し及び規模の拡大を通じて、域内において高い効果を有する革新の採用を促進すること。

(c)　繰り返された革新が実効的であり、かつ、開発に相当な効果を与えることを確保するよう努めること。

(d)　規模の拡大のために資金を調達し、及び参加者を関与させること。

(e)　知識の創造及び習得を促進すること。

(f)　実効性を高める手段として銀行及びＩＩＣと密接に連携して運営すること。

(g)　第四次ＭＩＦの活動の全ての範囲において、気候変動、環境並びにジェンダーの平等及び多様性に係る課題に取り組むこと。

(h)　特定の目標及び測定可能な成果の設定を通じて開発に関する実効性を高めること。

(i)　長期的な財務の持続可能性を強化するという目的に沿って、自ら生み出す収入を増大させることに努めること。

(j)　革新的な解決策の成否を検証する自己の権限に基づいてリスクの水準を採用すること。

(k)　域内における銀行、ＩＩＣその他の参加者の業務を補完すること。

(l)　銀行及びＩＩＣとの相乗作用を強化すること。

第二条　基金への拠出

第一項　受諾書及び拠出証書

(a)　各拠出予定国は、この協定の批准、受諾又は承認の後、合理的にできる限り速やかに、この協定を批准し、受諾し、又は承認したことを示す文書（以下「受諾書」という。）を銀行に寄託し、同時に又はその後できる限り速やかに、この協定の付表Ａ（以下「付表Ａ」という。）において国名に対応して掲げる額を基金に払い込むことに同意する旨の文書（以下「拠出証書」という。）を銀行に寄託する（このような拠出は、以下「付表Ａに係る拠出」という。）。これにより、拠出予定国は、この協定の下での拠出国となる。

(b)　各拠出国は、拠出証書に記載するところに従い、自国の付表Ａに係る拠出を四回の均等年賦により基金に払い込む（以下「無条件拠出」という。）。最初の分割払の額については、第五条第一項の規定に基づいてこの協定が効力を生ずる日（以下「この協定の効力発生の日」という。）の後六十日以内に払込みを行う。各拠出国は、第二回、第三回及び第四回の分割払の額については、この協定の効力発生の日からそれぞれ一年、二年及び三年を経過する日以降六十日以内に払込みを行う。拠出国は、期日よりも前に払込みを行うことができる。この協定の効力発生の日の後六十日を経過した後に拠出証書を寄託した拠出国は、最初の分割払の額及びその後の分割払の額であって支払期限が到来したものの払込みを当該拠出証書の寄託の後六十日以内に行う。

(c)　無条件拠出に関する(b)の規定にかかわらず、拠出国は、例外的な場合として、全ての分割払の額の払込みについて予算措置が講じられることを条件とし、及び各分割払の全額を(b)に定める払込日までに払い込むために必要な予算措置を講ずるよう努めることを約束する旨を拠出証書に記載することができる（以下「条件付拠出」という。）。当該払込日の後に支払期限が到来した分割払の額の払込みについては、必要な予算措置が講じられた後三十日以内に行う。

(d)　拠出国委員会は、拠出国の三分の二以上であって総投票権数の四分の三以上を代表するものによる議決により、同委員会が定める条件に従い、借入国である拠出国又は第一次ＭＩＦに拠出した拠出国（以下「原加盟拠出国」という。）による拠出（当初の付表Ａに係る拠出又は純益移転に追加されるもの。以下「個別的追加拠出」という。）を基金が受け入れることについて、承認することができる。拠出国は、個別的追加拠出において、原則として、(b)の規定に従って払込みを行うことができる。拠出国は、適当な場合には、例外的に、新規拠出が(c)に定める条件付拠出である旨を個別的追加拠出に関する拠出証書に記載することができる。

(e)　この協定の効力発生の日から三年以内に受諾書及び付表Ａに係る拠出に対する拠出証書が寄託されない場合には、銀行の書記は、関連する拠出国又は拠出予定国に対し、その通告の日から十二箇月以内に寄託を行うべき旨の通告を行う。当該通告に定める期間内に受諾書及び拠出証書が寄託されない場合には、拠出国委員会は、(f)に規定するとおり、拠出国であって、付表Ａに係る拠出の関連する部分を補うことに参加することを選択するものからの新規拠出（以下「代替拠出」という。）を確保するための手続を開始する。同委員会は、特別な、かつ、十分に正当と認める場合には、例外的に、このような付表Ａに係る拠出の代替の一時的な免除を承認することができる。自国の受諾書及び拠出証書を寄託していない又は自国の付表Ａに係る拠出の払込みを滞納している拠出国又は拠出予定国は、代替拠出を行う資格を有さない。

(f)　借入国による付表Ａに係る拠出は、借入国である拠出国によってのみ代替することができる。ただし、原加盟拠出国は、借入国である拠出国による代替拠出が存在しない場合又は付表Ａに係る拠出の関連する部分を補うには不十分な場合には、不足を補うために代替拠出を行うことができる。非借入国による付表Ａに係る拠出は、非借入国である原加盟拠出国によってのみ代替することができる。ただし、いずれの原加盟拠出国も、非借入国である原加盟拠出国による代替拠出が存在しない場合又は付表Ａに係る拠出の関連する部分を補うには不十分な場合には、不足を補うために代替拠出を行うことができる。予定される代替拠出の額の合計が、付表Ａに係る拠出の関連する部分を超える場合には、代替の対象となる付表Ａに係る拠出の関連する部分は、関連する拠出国の予定される代替拠出の額に比例して割り当てられる。関連する拠出国による全ての代替拠出は、(e)に規定する十二箇月の期間又は拠出国委員会が決定する他の期間の後百八十日以内に決定すべきである。拠出国は、適当な場合には、例外的に、代替拠出が(c)に定める条件付拠出である旨を代替拠出に関する拠出証書に記載することができる。同委員会は、(e)及びこの(f)に定める手続を実施するために必要な承認又は決定を行う権限を有する。

(g)　付表Ａに係る拠出の払込みは、当該払込みに先立つ第三次ＭＩＦに対する残余の拠出（以下「第三次ＭＩＦ残余拠出」という。）の払込みを条件とする。

(h)　第四条第四項(b)の規定による投票権数の計算に当たり、この協定の効力発生の日以後に払い込む第三次ＭＩＦ残余拠出の部分は考慮しない。

(i)　拠出国委員会は、付表Ａに係る拠出の払込み予定及び基金の業務に照らして適当と認める時に、その資金が十分であるかどうかを検討することができるものとし、望ましいと認める場合には、銀行及びＩＩＣの総務会と協議の上、同委員会が決定する条件に従い、拠出国の三分の二以上であって総投票権数の四分の三以上を代表するものによる議決により、及び付表Ａに係る拠出の額を決定するために承認された拠出誓約の手続に従い、参加することを選択する拠出国からの新規拠出を伴う拠出の一般的増加（以下「一般的追加拠出」という。）を承認することができる。ただし、その拠出誓約の手続を逸脱する場合には、同委員会の承認を必要とすることを条件とする。拠出国は、適当な場合には、例外的に、新規拠出が(c)に定める条件付拠出である旨を一般的追加拠出に関する拠出証書に記載することができる。

第二項　適時の払込みを奨励する措置

(a)　この協定の効力発生の日から一年以内に付表Ａに係る拠出の全額を払い込む拠出国は、その払込額につき、付表Ａに係る拠出の総額の五パーセント分を減額することができる。この協定の効力発生の日から二年以内に総額が受領された場合には、その減額は三パーセント分とする。第四条第四項(b)の規定による投票権数の計算に当たり、そのような期日よりも前の払込みが行われた場合には、投票権数は、前項(b)に規定する各年賦の支払期日に本来払い込まれるべき額に基づいて計算される。

(b)　拠出国は、この協定の効力発生の日から二年を経過する日までに、支払期限が到来した自国の付表Ａに係る拠出の一部でも払い込んでいない場合には、拠出国委員会の会合において、一時的に自国の代表に個別の発言者又は国集団の発言者（第四条第三項(b)の規定に基づくもの）としての役割を果たさせることができない。この場合には、銀行の書記は、拠出国に対し、後の同委員会の会合においてどの拠出国がこの措置の対象となるかを示す通告を行う。保留している払込みが全て行われた場合には、当該措置は、銀行の書記の通告によって解除される。この措置の対象となる拠出国が国集団の一部であり、かつ、この措置がないとしたならば発言者の役割を果たしたであろう場合には、当該発言者の役割は、当該措置が解除されるまで当該国集団の他の拠出国によって果たされる。拠出国は、この措置の対象となる場合においても、拠出国としての他の全ての権利（投票する権利、情報を受領する権利、会合に出席する権利（発言権を除く。）及び関連する拠出国が要請する場合には同委員会の各会合の議事録に添付される個別の書面による陳述を提出する権利を含む。）を保持する。この措置は、関連する拠出国が自国の受諾書及び拠出証書を寄託したかどうかにかかわらず、適用される。

(c)　第四条第四項の規定による投票権数の計算に当たり、適時に払い込まれない付表Ａに係る拠出については、この協定の効力発生の日から二年を経過する日の後は〇・八〇の調整係数が適用され、この協定の効力発生の日から五年を経過する日の後は〇・七〇が適用される。この調整係数は、適時に払い込まれない付表Ａに係る拠出の額に適用され、このような調整係数の適用の結果得られた額は、この協定の有効期間中、関連する拠出国の投票権数の計算に当たり考慮する。適時に払い込まれた付表Ａに係る拠出は、調整係数の対象とならず、投票権数の計算に当たりその額面で考慮する。この調整係数の適用は、関連する拠出国が受諾書及び拠出証書を寄託した時期にかかわらず、この協定に定める払込みの予定に基づく。

(d)　この協定の効力発生の日から二年を経過する日以降、第四次ＭＩＦの資金による払戻し不要な資金供与（域内業務を目的とするものを含む。）は、保留している付表Ａに係る拠出がない拠出国に対してのみ承認される。この制限は、拠出国委員会の定めるところにより、(i)域内の利益に係る知識の創出のための業務又は(ii)ぜい弱な国における業務には適用されない。この措置は、関連する拠出国が自国の受諾書及び拠出証書を寄託したかどうかにかかわらず、適用される。

第三項　払込み

(a)　この条の規定に基づく払込みは、自由交換可能通貨若しくは特別引出権（ＳＤＲ）の構成通貨又は譲渡禁止かつ無利子の約束手形（類似の証券を含む。）（自由交換可能通貨又はＳＤＲの構成通貨で表示され、四回の分割払の額の支払期日を満たすよう要求に応じて払い込まれるもの）によって行う（以下「払込拠出」という。）。自由交換可能通貨による基金への払込みであって拠出国の信託基金から移転されるものは、その移転が実施された時に、当該拠出国が払い込むべき額について行われたものとみなす。

(b)　(a)に規定する払込みは、銀行がその目的のために特に設けた勘定に対して行う。(a)に規定する約束手形又は類似の証券は、銀行が決定するところに従い、当該勘定又は銀行に寄託する。

(c)　合衆国ドル以外の交換可能な通貨で払込みを行う各拠出国が払い込むべき額を決定するため、付表Ａにおいて国名に対応して掲げる合衆国ドルの額については、当該拠出国の払込通貨についての国際通貨基金代表為替相場（二千二十三年十二月三十一日に終了した六箇月の期間における毎日の当該為替相場を平均することによって計算されたもの）により、当該払込通貨に換算する。

第三条　基金の業務

第一項　総則

基金は、銀行及びＩＩＣと連携しつつも別個の役割を有するものとし、拠出国委員会の指示するところに従って、銀行及びＩＩＣの活動を補完し、及び支援すべきである。基金は、その目的を達成するため、適当な場合には、銀行及びＩＩＣの戦略及び政策並びに個別の国に対する銀行の計画を参考とする。

第二項　業務

基金は、その目的を達成するため、贈与、貸付け、保証、株式に準ずるもの及び株式若しくはこれらの組合せの形態によって資金を供与し、又は基金がその目的を達成するために必要とする他の資金上の手段を供与する。基金の業務計画における贈与の水準については、拠出国委員会が決定し、かつ、承認される払戻し不要な資金供与の総額については、いずれの年においても、強化された財務の持続可能性の目標に沿った形で、その年に承認される払戻しを要する資金供与の総額を超えないものとする。基金は、また、助言（有料の助言を含む。）を与えることができる。資金供与及び助言については、基金の目的を促進する業務を支援するため、民間部門の団体及び政府、政府機関、準国家組織、非政府機関その他の者に対して行うことができる。

第三項　基金の業務に関する原則

(a)　基金からの資金供与については、この協定に定める条件であって、米州開発銀行を設立する協定（以下「憲章」という。）第三条、第四条及び第六条に定める規則並びに適当な場合には銀行及びＩＩＣの業務に適用される銀行及びＩＩＣの政策に適合するものに従って行う。銀行及びＣＤＢの全ての域内開発途上加盟国は、銀行からの資金供与の受益国となる資格を有する場合には、基金からの資金供与の受益国となる資格を潜在的に有するものとする。

(b)　基金は、業務に係る経費を実施機関と分担するとの慣行、適当な見返資金を奨励するとの慣行及び民間部門の活動を阻害しないという原則を遵守するとの慣行を維持する。

(c)　拠出国委員会は、贈与資金の供与の決定に当たり、第四次ＭＩＦのために定められた権限に対する個別の加盟国の約束、貧しくかつ弱い立場にある人々のための機会を創出する可能性、気候変動、ジェンダーの平等及び多様性の促進並びに基金の活動の基本原則の実施について特別の注意を払う。

(d)　ＣＤＢの加盟国であって銀行の加盟国でないものの領域内における資金供与については、ＣＤＢと協議及び合意の上又はＣＤＢを通じて、かつ、拠出国委員会が決定する条件であってこの項の原則に適合するものの下で行う。

(e)　基金の資金については、当該資金が使用可能となる日前に負担することとなった事業費用を賄い、又は支払うために使用してはならない。

(f)　贈与については、適当な場合には、支出された資金の回収もあり得べきものとして使用可能なものとすることができる。

(g)　基金は、銀行の域内開発途上加盟国が反対する場合には、当該加盟国の領域内における事業に対する資金供与を行うために使用されてはならない。

(h)　基金は、特定の目標を持ち、及び測定可能な成果を伴う形で業務を行う。基金の業務が及ぼす開発への効果については、第一条に定める基金の目的及び任務を考慮し、並びに次の観点からの最良の慣行を反映する成果の枠組みに基づいて、測定を行う。

(i)　事業計画レベル及び資金レベルの成果及び効果の測定、基金の効率性、革新の程度並びに革新、教訓及び知識の拡大における成功

(ii)　事業計画レベル及びポートフォリオの成果及び効果を評価する枠組み並びに測定及び評価のための適当な手段

(iii)　成果の公表

(i)　基金の業務は、貧困及びぜい弱性に対処し、ジェンダーの平等及び多様性又は気候及び環境に係る目標を支援し、並びにこれらの目標に対応する業務の対象を採用することを目的として、特定の成果を達成すること及び域内全体において効果を一層拡大することに寄与することを目指す。同様に、基金の業務は、利益を得るべき人々のために、新たな若しくは一層質の高い雇用の創出、金融サービスの拡張又はより良い技術及び気候に対する一層の強靱性を通じて、質の高い不可欠なサービス、教育及び健康へのより良いアクセス等の利益を生み出すことを目指す。また、基金の業務は、利益を得るべき企業のために、例えば企業の生産性、業務の実績及び気候変動に対する強靱性を向上させることにより、零細企業及び中小企業並びに新規創業の区分に該当する企業に利益を与えることを目指す。さらに、基金の業務は、規模が拡大されるべき事業のために、その効果の範囲を拡大することを目指す。

(j)　基金の業務は、効率性及び開発への効果を最大にするために計画され、及び実施される。拠出国委員会は、事業計画の準備及び実施のために現地機関と連携することを承認することができる。

第四条　拠出国委員会

第一項　構成

各拠出国は、拠出国委員会の会合に参加し、及びその会合における代表者を任命することができる。

第二項　責任

拠出国委員会は、高い水準の戦略的指導、業務の指揮及び基金に係る全ての事項にわたる包括的な監督の提供並びに基金の業務に関する提案の承認について責任を有するものとし、また、第一条第二項に定める基金の任務に基づき、開発上の高い利益、効率性、革新及び効果を伴う業務を通じて、基金の比較優位を最大にするよう努める。同委員会は、基金の任務に基づく業務について検討するものとし、また、当該任務に基づかない業務について検討することを拒否し、又は当該業務を段階的に廃止する。同委員会は、その責任を果たすに当たり、効率性の確保に努め、及び戦略的事項を重視する。このことは、拠出国が定める基準に従って特定の業務の承認のための権限を委任することを含み得る。

第三項　会合

(a)　拠出国委員会は、基金の業務上の必要に応じ、銀行の主たる事務所で会合する。銀行の書記（同委員会の書記を務めるものとする。）又は同委員会のいずれの代表者も、会合を招集することができる。同委員会は、必要に応じ、その組織並びに運営及び手続に関する規則を決定する。同委員会のいかなる会合においても、過半数の代表者であって拠出国の総投票権数の四分の三以上を代表するものが出席していなければならない。拠出予定国は、オブザーバーとして同委員会の会合に出席することができる。

(b)　借入国である拠出国のうち基金における投票権数の上位三箇国は、それぞれ、拠出国委員会の会合のために一人の個別の発言者を指名することができる。同様に、非借入国である拠出国のうち基金における投票権数の上位三箇国は、それぞれ、同委員会の会合のために一人の個別の発言者を指名することができる。これら六人の個別の発言者の指名に当たり、二以上の拠出国が同一の投票権数を有する場合において、該当するときは、当該拠出国の第一次ＭＩＦ、第二次ＭＩＦ及び第三次ＭＩＦへの拠出の合計額を考慮する。その他の拠出国は、同委員会の会合のために最大七までの国集団をそれぞれ代表する発言者を指名することができる。国集団の一部でありその代表者が国集団の発言者として指名されていない拠出国は、同委員会の会合において取り扱われるあらゆる事項について、個別の書面による陳述を提出することができるものとし、当該陳述は、関連する拠出国が要請する場合には個別の議事録に添付される。発言者でない代表者は、会合に出席し、及び会合において例外的に口頭による陳述を行うことができる。全ての事項についての投票は、次項の規定に基づく投票権数に従い、個別の拠出国によって行われる。国集団の設定は、拠出国間の共同の努力によるものであり、借入国である拠出国及び非借入国である拠出国の双方並びに比較的拠出の割合が大きい拠出国及び当該割合が小さい拠出国が均衡のとれた形で代表されることを重視するものとする。

(c)　拠出国委員会は、この協定の効力発生の日に、(b)に定める個別の及び国集団の発言者によって編成される。個別の発言者の指名に当たり、投票権数は、次項に定める方式を用いて計算される。ただし、「(B)」の定義は付表Ａに係る拠出の総額の四分の一の額と了解するものとし、「(C)」の定義は予想される純益移転の総額の七分の一の額と了解するものとする。この場合において、全ての第三次ＭＩＦ残余拠出を払い込んだ拠出国のみが、個別の又は国集団の発言者を指名する資格を有する。同委員会は、この協定の効力発生の日から三年を経過する日に、次のとおり再編成される。個別の発言者の指名に当たり、投票権数は、次項に定める方式を用いて計算される。ただし、「(B)」の定義は受諾書が寄託された付表Ａに係る拠出の総額と了解するものとし、「(C)」の定義は当該日の時点で既に行われた純益移転の額と了解するものとする。同委員会は、この協定の効力発生の日から六年を経過する日に、次のとおり再編成される。個別の発言者の指名に当たり、投票権数は、次項に定める方式を用いて計算される。ただし、「(B)」の定義は払込済みの付表Ａに係る拠出の額と了解するものとし、「(C)」の定義は行われた純益移転の額と了解するものとする。

第四項　投票

(a)　拠出国委員会は、コンセンサス方式により決定を行うよう努める。合理的な努力を払ったにもかかわらずコンセンサス方式により決定を行うことができない場合には、同委員会は、この協定に別段の定めがあるときを除くほか、総投票権数の三分の二以上の多数による議決で決定を行う。

(b)　(i)　各拠出国の投票権数の割合は、次に掲げる(A)の額に(B)の額及び(C)の額を加えた額を、第三次ＭＩＦ設定協定の終了の日における第三次ＭＩＦの推定基金残高と正味現在価値との合計額に払込済みの付表Ａに係る拠出の総額及び行われた純益移転の額を加えた額で除して得たものとする。

(A)　第三次ＭＩＦ設定協定の終了の日における第三次ＭＩＦの推定基金残高と正味現在価値との合計額を、第三次ＭＩＦ設定協定の終了の日における全ての拠出国による第三次ＭＩＦへの払込済みの拠出の総額に一億二千六十万合衆国ドルを加えた額で除した割合とする。

(B)　当該拠出国による払込済みの付表Ａに係る拠出の額

(C)　行われた純益移転の総額に当該拠出国による比例配分された持分の割合を乗じた額

(ii)　第三次ＭＩＦの投票権数の割合は、拠出国の第一次ＭＩＦ及び第二次ＭＩＦへの拠出の額の割合に一億二千六十万合衆国ドルを乗じた額と、当該拠出国の第三次ＭＩＦへの払込済みの拠出の額との合計額を、第三次ＭＩＦ設定協定の終了の日における全ての拠出国による第三次ＭＩＦへの払込済みの拠出の総額に一億二千六十万合衆国ドルを加えた額で除した割合とする。

(iii)　投票権数は、この協定の効力発生の日から四半期ごとに調整される。

(iv)　投票権数は、該当する場合には、第二条第二項(c)の規定に従って調整係数の対象となる。

第五項　報告及び評価

第四次ＭＩＦ管理協定第五条第二項(a)の規定に従って提出される年次報告は、拠出国委員会が承認した時に銀行の理事会に送付される。同委員会は、この協定の効力発生の日から四年を経過する日までに、及びその後は少なくとも五年ごとに、この協定の目的及び任務に照らして基金の成果を検討するため、基金の資金を用いて、銀行の評価監査事務局又は同委員会が適当と認める場合には他の評価者による独立した評価が行われるよう要請することができる。この評価には、関連性、実効性、効率性、革新、持続可能性、補完性等の側面に関する基準及び指標に基づいて行われる事業計画群の成果の評価並びに同委員会が承認した勧告の実施に係る進捗状況が常に含まれる。拠出国は、評価が行われた後の次の銀行の総務会の年次会合までに、このような独立した評価について審議するために会合する。

第五条　この協定の有効期間

第一項　効力発生

この協定は、付表Ａに掲げる第四次ＭＩＦに対する新規拠出の総額の少なくとも六十パーセントを代表する拠出予定国が受諾書及び拠出証書を寄託した日に効力を生ずる。これにより、第三次ＭＩＦ設定協定は、この協定として再度表明されるものとし、第三次ＭＩＦの全ての資産及び債務は、第四次ＭＩＦによって規律される。

第二項　この協定の有効期間

この協定は、この協定の効力発生の日から七年の期間効力を有するものとし、その有効期間を追加的に七年までの間更新することができる。拠出国委員会は、当初の有効期間又は更新期間の終了に先立ち、その期間を更新して基金の業務を延長することの適否につき銀行と協議する。その際、同委員会は、拠出国の三分の二以上であって総投票権数の四分の三以上を代表するものによる議決により、合意された更新期間につきこの協定を延長することができる。この協定の有効期間の更新は、純益移転の予定期間を延長するものではない。

第三項　銀行又は拠出国委員会による終了

この協定は、銀行が憲章第十条の規定に基づいて自己の業務を停止し、又は終了する場合には、終了する。この協定は、銀行が第四次ＭＩＦ管理協定第六条第三項の規定に基づいて第四次ＭＩＦ管理協定を終了する場合にも、終了する。拠出国委員会は、拠出国の三分の二以上であって総投票権数の四分の三以上を代表するものによる議決により、いつでもこの協定の終了を決定することができる。

第四項　基金の資産の分配

拠出国委員会は、この協定の終了に当たり、銀行に対し、基金の全ての債務を履行し、又は履行する用意を行った後に資産を拠出国に分配するよう指示することができる。残余の資産の分配は、前条第四項の規定に基づく各拠出国の投票権数の割合に比例して行われる。約束手形又は類似の証券の未償還残高は、当該約束手形又は類似の証券による支払が基金の債務を履行するために必要とされない範囲で、取り消される。上記のほか、同委員会は、銀行の総務会と協議の上、基金の目的に適合する別の目的のために、資産を再配分することを決定することができる。

第六条　一般規定

第一項　新たな拠出国のこの協定への参加

(a)　付表Ａに掲げられていないいずれの銀行の加盟国も、この協定に参加することができる。このような国は、(i)拠出国委員会によって承認される額、期日及び条件（その承認に関する同委員会の決定は、拠出国の三分の二以上であって総投票権数の四分の三以上を代表するものによる議決で行う。）で受諾書及び拠出証書を寄託すること又は(ii)純益移転に関連するこの協定への参加の書簡を寄託することにより、この協定に参加し、及び拠出国となることができる。

(b)　銀行の非加盟国によるこの協定への参加は、拠出国委員会が定めることができるその他の条件（同委員会への参加及び代表者の任命に関するものを含むが、これらに限定されない。）に従う。

第二項　改正

(a)　拠出国委員会は、この協定を改正することができる。その改正に関する同委員会の決定は、拠出国の三分の二以上であって総投票権数の四分の三以上を代表するものによる議決で行う。この項の改正、拠出国の責任の限度に関する次項の改正、拠出国の財政上の義務その他の義務を増大させる改正又は前条第三項の改正には、全ての拠出国の承認を必要とする。

(b)　(a)の規定にかかわらず、この協定に基づく拠出国の既存の義務を増大させる改正又は拠出国の新たな義務を伴う改正は、書面により銀行に対してその受諾を通告した各拠出国について効力を生ずる。

第三項　責任の限度

基金の業務において、銀行の支払責任は、基金の資金の額（基金の準備金がある場合には、基金の資金の額に当該準備金の額を加えた額）を限度とし、また、拠出国としての拠出責任は、払込義務が生じている自国の拠出額の未払込部分を限度とする。

第四項　脱退

(a)　いずれの拠出国も、条件付拠出又は無条件拠出に基づく全ての払込みを行った後、銀行の主たる事務所に対して書面による自国の脱退の意思の通告を送付することにより、この協定から脱退することができる。その脱退は、当該通告に明記する日に最終的に効力を生ずるが、当該脱退の効力発生は、いかなる場合にも、当該通告が銀行に送付されてから少なくとも六箇月後でなければならない。もっとも、拠出国は、脱退が最終的に効力を生ずる前は、いつでも、書面により銀行に対して脱退の意思の通告を取り消すことを通告することができる。

(b)　拠出国は、この協定から脱退した場合においても、その脱退の通告が効力を生ずる日前に有効であったこの協定に基づく当該拠出国の全ての義務について引き続き責任を負う。

(c)　第四次ＭＩＦ管理協定第七条第七項の規定に基づき債権及び債務を決済するための銀行と拠出国との間の取極の締結は、拠出国委員会の承認を条件とする。

第五項　付表Ａの拠出国

この協定の他の規定にかかわらず、付表Ａに掲げる全ての国は、この協定の効力発生の日に直ちにこの協定に基づいて拠出国に与えられる待遇を享受する。

以上の証拠として、ひとしく正文である英語、フランス語、ポルトガル語及びスペイン語によりこの協定を作成した。この協定は、銀行に寄託する。銀行は、その認証謄本をこの協定の付表Ａに掲げる拠出予定国に送付する。

二千二十四年三月十日にドミニカ共和国のプンタカナで作成した。

付表Ａ（＊＊）　第四次多数国間投資基金に対する拠出予定国の拠出割当額（注１）

注１　この協定の定めるところにより、付表Ａは、第三次ＭＩＦ設定協定に参加しており、かつ、第六条第五項の規定に基づいて拠出国としての地位を維持する拠出国を含む。

＊＊　追加の拠出誓約がこの協定の効力発生の日前に行われる場合（文書第ＡＢ－三三九九号及び第ＣＩＩ／ＡＢ－一六八五号の附属書一による。）又は個別的追加拠出がこの協定の効力発生の日以後に行われる場合（第二条第一項(d)の規定による。）には、付表Ａは、これらの追加の拠出に係る誓約が反映されるよう更新され、この協定の効力発生の日後に参考のため拠出国委員会並びに銀行及びＩＩＣの総務会に配布される。この場合には、更新されたものを付表Ａの最新版とみなす。

国　名	拠出額の合衆国ドル相当額（注２）	
アルゼンチン	一二、四五〇、五九二・八九	（＊）
バハマ	二、〇七五、〇九八・八一	
バルバドス	二、〇七五、〇九八・八一	
ベリーズ	六九一、六九九・六〇	（＊）
ボリビア	二、〇七五、〇九八・八一	（＊）
ブラジル	一二、四五〇、五九二・八九	（＊）
カナダ	二、二一八、一二四・四四	

チリ	六、九一六、九九六・〇五		
中華人民共和国	八、七〇〇、〇〇〇・〇〇		（＊）
コロンビア	七、六〇八、六九五・六五		
コスタリカ	二、七六六、七九八・四二		（＊）
ドミニカ共和国	四、一五〇、一九七・六三		（＊）
エクアドル	四、一五〇、一九七・六三		
エルサルバドル	二、七六六、七九八・四二		（＊）
フランス	—		
グアテマラ	二、七六六、七九八・四二		（＊）
ガイアナ	六九一、六九九・六〇		
ハイチ	一三八、三三九・九二		
ホンジュラス	三、四五八、四九八・〇二		
イスラエル	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇		
イタリア	—		（＊）
ジャマイカ	一、三八三、三九九・二一		（＊）
日本国	四〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇		（＊）
大韓民国	四、〇〇〇、〇〇〇・〇〇		（＊）
メキシコ	一二、四五〇、五九二・八九		（＊）
オランダ	—		
ニカラグア	—		
パナマ	五、五三三、五九六・八四		
パラグアイ	四、五六五、二一七・三九		（＊）
ペルー	六、九一六、九九六・〇五		（＊）
ポルトガル	—		
スペイン	三四、三三一、八七五・五六		
スリナム	六九一、六九九・六〇		
スウェーデン	三、三五〇、〇〇〇・〇〇		（＊）
スイス	二、四〇〇、〇〇〇・〇〇		（＊）
トリニダード・トバゴ	二、〇七五、〇九八・八一		（＊）
英国	—		
アメリカ合衆国	—		
ウルグアイ	四、一五〇、一九七・六三		（＊）
ベネズエラ	—		
合　計	二〇三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇		

注2　合衆国ドル以外の通貨で行われる拠出誓約の場合には、二千二十三年十二月三十一日に終了した六箇月の期間における毎日の国際通貨基金代表為替相場を平均することによって得られる当該為替相場により計算される。

＊　第二条第一項(c)の規定に基づく条件付拠出の可能性を示した拠出予定国

（訳文）

第四次多数国間投資基金の管理のための協定

第一次多数国間投資基金（以下「第一次ＭＩＦ」という。）は、千九百九十二年二月十一日に作成され、二千七年十二月三十一日まで有効期間が更新された多数国間投資基金を設定する協定によって設置されたので、

第二次多数国間投資基金（以下「第二次ＭＩＦ」という。）は、二千五年四月九日に作成され、二千七年三月十三日に効力を生じた第二次多数国間投資基金を設定する協定（以下「第二次ＭＩＦ設定協定」という。）によって設置され、その時に第一次ＭＩＦは終了し、その資産及び債務は第二次ＭＩＦに引き継がれたので、

第二次ＭＩＦ設定協定は、第二次ＭＩＦ設定協定第五条第二項の規定に基づいて二千二十年十二月三十一日まで有効期間が更新され、二千十七年四月二日に作成されて二千十九年三月十二日に効力を生じた第三次多数国間投資基金を設定する協定（以下「第三次ＭＩＦ設定協定」という。）によって再度表明されたので、

多数国間投資基金（以下「基金」という。）は、二千五年四月九日に作成された第二次多数国間投資基金の管理のための協定に基づいて米州開発銀行（以下「銀行」という。）によって管理され、同協定は、二千十七年四月二日に作成されて二千十九年三月十二日に効力を生じた第三次多数国間投資基金の管理のための協定（以下「第三次ＭＩＦ管理協定」という。）によって再度表明されたので、

第三次ＭＩＦ設定協定は、第三次ＭＩＦ設定協定第五条第二項の規定に基づいて二千二十六年三月十二日まで有効期間が更新され、また、第三次ＭＩＦ管理協定は、同時に更新され、第三次ＭＩＦ管理協定第六条第二項の規定により、第三次ＭＩＦ設定協定が効力を有する間、引き続き効力を有するので、

第四次多数国間投資基金を設定する協定（以下「第四次ＭＩＦ設定協定」という。）は、更新される第三次多数国間投資基金を銀行に設定し、及び二千二十六年三月十二日以降もその活動の継続を確保するため、拠出国及び第四次ＭＩＦ設定協定の付表Ａに掲げる拠出予定国（以下「拠出予定国」という。拠出予定国は、第四次ＭＩＦ設定協定第二条第一項(a)の規定に従って第四次ＭＩＦ設定協定に参加することによって又は第四次ＭＩＦ設定協定第六条第五項の規定に基づいて拠出国となる（以下「拠出国」という。）によってその効力発生の日において採択されているので、

拠出国は、第三次ＭＩＦ設定協定を改正し、及び再度表明し、並びに第四次ＭＩＦ設定協定が効力を生ずる時に第三次ＭＩＦ管理協定に代わるこの第四次多数国間投資基金の管理のための協定（以下「この協定」という。）を採択することを希望するので、

基金は、第四次ＭＩＦ設定協定に定める条件に従って銀行、米州投資公社（以下「ＩＩＣ」という。）その他の参加者の業務を引き続き補完することができるので、

銀行は、その目的を達成し、及びその目標を追求するため、第四次ＭＩＦ設定協定に基づいて基金を引き続き管理することに同意したので、

よって、銀行及び拠出国は、ここに次のとおり協定する。

第一条　基金の管理

銀行は、引き続き基金の管理者となる。銀行は、第四次ＭＩＦ設定協定に基づいて基金を管理し、及び基金の業務を遂行し、並びに第四次ＭＩＦ設定協定に関連して第四次ＭＩＦ設定協定の寄託者としての役務その他の役務を提供する。銀行は、基金の管理において、銀行、ＩＩＣ及び基金の間で相乗作用を追求し、及び効率性を促進するよう努める。銀行は、この協定による基金の業務及び計画の管理及び遂行を委託された銀行の組織の中の事務所として、基金の事務所を維持する。

第二条　基金の業務

第一項　業務

(a)　銀行は、基金を管理し、及び基金の業務を遂行するに当たり、次の職務を引き受ける。

(i)　第四次ＭＩＦ設定協定第一条第一項及び第二項に定める目的及び任務に基づき、基金の資金によって資金供与される業務の危険の度合い並びに銀行及びＩＩＣの活動を考慮して、基金の資金によって資金供与される業務を特定し、策定し、準備し、及び提案すること又はその特定、策定及び準備のための措置をとること。

(ii) 拠出国委員会が要請するメモランダム又は情報が少なくとも四半期ごとに参考として銀行の理事会に送付され、又は同理事会の利用に供されるよう、当該メモランダム又は情報を準備し、又は利用に供すること。

(iii) 最終的な承認を得るため、拠出国委員会に対して、個別の業務についての提案を提出すること。

(iv) 拠出国委員会による検討のため、第四次ＭＩＦ設定協定に適合する戦略的重点分野を特定し、及び提示すること。

(v) 拠出国委員会及び基金の管理の下にある他の機関によって承認された全ての業務を実施し、及び監督すること又はその実施及び監督のための措置をとること。

(vi) 第四次ＭＩＦ設定協定第三条第三項(h)に規定する基準に基づいて業務の成果を測定する制度を実施すること。

(vii) 基金の勘定（第四条第一項(c)に定める資金の投資を含む。）を管理すること。

(viii) 知識の共有を促進し、事業計画の立案を改善し、民間部門の参加者の能力を構築し、及び開発の過程に民間部門を関与させるため、基金の業務及び活動から得られた教訓を普及させること。

(ix) 基金の業務を促進し、及びその全体の効果を高めることに寄与する第三者の資金を調達すること。

(b) 銀行は、業務又は個別の計画がＩＩＣの能力及び専門知識の範囲内にある場合には、拠出国委員会の承認を条件として、当該業務又は個別の計画の管理及び実施をＩＩＣに要請することができる。

第二項　議長及び書記

銀行の総裁は、当然に拠出国委員会の議長となる。銀行の書記は、同委員会の書記となるものとし、同委員会の作業を容易にするため、事務局としての役務、便宜その他の支援を提供する。銀行の書記は、また、同委員会の書記としての資格で、同委員会の会合を招集するものとし、会合の十四日前までに、第四次ＭＩＦ設定協定第四条第一項の規定に基づいて指名された各拠出国の代表者に対して会合の主要な書類及び議題を配布する。

第三条　寄託者の任務

第一項　協定及び文書の寄託者

銀行は、この協定、第四次ＭＩＦ設定協定、第四次ＭＩＦ設定協定第二条第一項(a)に規定する受諾書及び拠出証書並びに基金に関連する他の全ての文書の寄託者となる。

第二項　勘定の開設

銀行は、第四次ＭＩＦ設定協定第二条第二項の規定に基づく拠出国からの払込みを受領するため、基金の管理者としての銀行の勘定を設ける。銀行は、この協定に基づいて当該勘定を管理する。

第四条　銀行の権限その他の事項

第一項　基本的権限

(a) 銀行は、米州開発銀行を設立する協定（以下「憲章」という。）第七条第一項(v)の規定に基づきこの協定を実施する権限を有し、及びこの協定に基づいて引き受けた活動が銀行の目的の達成に寄与することを表明する。

(b) 銀行は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定に基づくその任務を遂行するために必要な全ての行為を行い、及び全ての契約を締結する権限を有する。

(c) 銀行は、投資を行う権限に基づいて自己の資金を投資する証券と同種のものに対し、基金の資金であってその業務に必要とされないものを投資する。

第二項　注意の基準

銀行は、この協定に基づく任務を遂行するに当たり、自己の業務の管理及び運営について払う注意と同様の注意を払う。

第三項　費用

(a) 銀行、ＩＩＣ及び基金は、それぞれ、自己の活動に係る費用を負担するものとし、また、これらの機関のいずれかが他の機関に代わって活動を引き受けている場合には、必要に応じ、その活動の費用を相互に完全に払い戻す。

(b) 銀行は、基金に関連する銀行の活動及びＩＩＣの活動のための直接及び間接の費用（銀行又はＩＩＣとの間の役務水準に関する契約において特定される費用、基金の管理のために実際に費やされた時間についての銀行又はＩＩＣの職員の報酬、旅費、日当、通信費用及び直接に特定可能な他の類似の費用を含む。）であって、基金を管理する費用及び基金の業務を遂行するための費用として別個に計算され、及び記録されるものにつき、基金から払戻しを受ける。

(c) 銀行に払い戻される費用の決定及び計算の手続並びにこの項に定める費用の払戻しを規律する基準については、銀行と拠出国委員会との間の合意によるものとし、銀行又は同委員会の提案により随時見直すことができる。見直しの結果生ずる変更の適用については、銀行と同委員会との間の合意を必要とする。

第四項　各国の機関及び国際的な機関との協力

銀行は、基金の管理に当たり、基金の目的を達成すること又は基金の資金の使用の効率性を最大にすることに寄与することとなる場合には、社会開発及び持続可能な経済開発の分野において活動している官民双方の各国の機関及び国際的な機関と協議し、及び協力することができる。

第五項　事業計画の評価

銀行は、拠出国委員会の要請により行う評価に加えて、事業計画、課題別及びポートフォリオの見直しとともに、この協定に基づいて引き受けた業務のポートフォリオの評価を行い、これらの見直しの結果を同委員会に報告する。

第五条　会計及び報告

第一項　勘定の分離

銀行は、基金に係る資産、負債、収入、費用及び支出を特定できるような方法により、銀行の他の全ての業務から分離し、かつ、独立して、基金の資金及び業務に関する経理を行う。使用される会計方式は、この協定に基づいて受領した様々な資金の出所、当該資金から生ずる資金及びこれらの資金の配分を特定し、及び記録することも可能とする。基金の帳簿については、合衆国ドルにより記載するものとし、このため、通貨間の換算については、各取引の時点において有効であり、かつ、銀行が使用する為替相場に基づいて行う。

第二項　報告

(a) 銀行の事務局は、この協定が効力を有する間、毎年、銀行の会計年度の終了後百八十日以内に拠出国委員会に対して次の情報を含む年次報告を提出する。

(i) 基金の資産及び負債の報告、基金に係る累積の資金の受領及び支出の報告並びに基金の資金の出所及び使用の報告（適当な注釈を付したもの）

(ii) 基金の事業計画、計画その他の業務の進捗状況及び成果に関する情報並びに基金に提出された申請の現状に関する情報

(iii) 第四次ＭＩＦ設定協定第三条第三項(h)に規定する基準に基づく基金の業務の成果に関する情報

(b) (a)に規定する報告は、銀行が自己の業務において使用する会計原則又は拠出国委員会で承認された会計原則に従って準備されるものとし、銀行の財務諸表の監査のために銀行の総務会が指定する独立した公認会計士の事務所と同一のものの意見を付して提出される。当該独立した公認会計士の事務所の手数料については、基金の資金によって賄う。

(c) 銀行は、年次報告及び四半期ごとの報告（基金についての資金の受領、支出及び残高に関する情報を含むもの）を作成する。

(d) 拠出国委員会は、銀行又は(b)に規定する公認会計士の事務所に対し、基金の業務及び提出された監査報告に関する他の適当な情報を提供するよう求めることができる。

第六条　この協定の有効期間

第一項　効力発生

この協定は、第四次ＭＩＦ設定協定が効力を生ずる日に効力を生ずる。

第二項　有効期間

(a)　この協定は、第四次ＭＩＦ設定協定が効力を有する間、効力を有する。この協定は、第四次ＭＩＦ設定協定が終了する場合又は次項の規定に従ってこの協定が終了する場合にも、銀行が第四次ＭＩＦ設定協定第六条第四項(a)の規定に基づいて基金の業務の終止又は勘定の決済に関連する義務を履行するまでの間、引き続き効力を有する。

(b)　銀行は、第四次ＭＩＦ設定協定第五条第二項に規定する当初の有効期間の終了に先立ち、同項に定める期間を更新して基金の業務を延長することの適否につき拠出国委員会と協議する。

第三項　銀行による終了

銀行は、憲章第十条の規定に基づいて自己の業務を停止し、又は終了する場合には、この協定を終了させる。銀行は、この協定の義務を履行するに当たって憲章に違反しなければならなくなるような第四次ＭＩＦ設定協定の改正が行われる場合には、この協定を終了させる。

第四項　基金の業務の終止

銀行は、第四次ＭＩＦ設定協定の終了に当たり、資産の秩序ある換価、保全及び管理並びに債務の決済に付随する業務を除くほか、この協定に基づく全ての業務を停止する。銀行は、基金の関連する全ての債務を履行し、又は履行する用意を行った後、第四次ＭＩＦ設定協定第五条第四項の規定に基づく拠出国委員会の指示に従って残余の資産を割り当て、又は分配する。

第七条　一般規定

第一項　基金の管理者としての銀行の契約書及び文書

銀行は、基金の資金を管理し、及び基金の業務を遂行するに当たって署名する契約書並びに基金に関連する他の全ての文書において、基金の管理者として行動していることを明示する。

第二項　銀行及び拠出国の責任

基金の資金によって行われる資金供与、投資その他の業務から生ずる収入、利益及び便益は、いかなる場合にも、銀行に便益を与えるものであってはならない。基金の資金によって行われるいかなる資金供与、投資その他の業務も、拠出国に対する銀行の財政上の義務及び責任を伴わない。したがって、業務の結果生ずるいかなる損失又は欠損も、銀行が拠出国委員会の書面による指示を逸脱した場合又は銀行が自己の資金の管理について払う注意と同様の注意を払わなかった場合を除くほか、銀行に対する求償権を拠出国に与えるものではない。

第三項　この協定への参加

第四次ＭＩＦ設定協定の付表Ａに掲げられていない銀行の加盟国又は銀行の非加盟国は、いずれも、第四次ＭＩＦ設定協定に参加した後、この協定に参加することができる。この協定への参加は、拠出国委員会が定める条件に従う。

第四項　改正

この協定は、銀行と拠出国委員会との間の合意によってのみ改正することができる。その改正に関する同委員会の決定は、拠出国の三分の二以上であって総投票権数の四分の三以上を代表するものによる議決で行う。この項の改正及び拠出国の財政上の義務その他の義務を伴う改正には、全ての拠出国の承認を必要とする。

第五項　紛争の解決

この協定の下で生ずる銀行と拠出国委員会との間の紛争であって協議によって解決することができないものは、附属書Ａによる仲裁によって解決する。仲裁判断は、最終的なものとし、拠出国又は銀行によってそれぞれ自国の憲法上の手続又は憲章に従って実施される。

第六項　責任の限度

基金の業務において、銀行の支払責任は、基金の資金の額（基金の準備金がある場合には、基金の資金の額に当該準備金の額を加えた額）を限度とし、また、拠出国としての拠出責任は、第四次ＭＩＦ設定協定に従って払込義務が生じている自国の拠出額の未払込部分を限度とする。

第七項　第四次ＭＩＦ設定協定からの拠出国の脱退

第四次ＭＩＦ設定協定からの脱退の通告を行った拠出国は、当該通告が第四次ＭＩＦ設定協定第六条第四項(a)の規定に基づいて効力を生じた日に、この協定から脱退したものとみなす。銀行は、同項(b)の規定の適用を妨げることなく、当該脱退の通告を行った拠出国との間で債権及び債務を決済するための取極を締結する。ただし、拠出国委員会の承認を条件とする。

以上の証拠として、ひとしく正文である英語、フランス語、ポルトガル語及びスペイン語によりこの協定を作成した。この協定は、銀行に寄託する。銀行は、その認証謄本を第四次ＭＩＦ設定協定の付表Ａに掲げる拠出予定国に送付する。

二千二十四年三月十日にドミニカ共和国のプンタカナで作成した。

附属書Ａ　仲裁手続

第一条　裁判所の構成

協定第七条第五項の規定に従って紛争を解決するための仲裁裁判所は、次のとおり任命される三人の仲裁人で構成する。仲裁人の一人は銀行が任命し、他の一人は拠出国委員会が任命し、また、第三の仲裁人（以下「裁判長」という。）は当事者の間の直接の合意により又はそれぞれの仲裁人を通じて任命する。当事者若しくは仲裁人が裁判長について合意することができない場合又はいずれか一方の当事者が仲裁人を指名しない場合には、裁判長は、いずれかの当事者の要請により、米州機構の事務総長が任命する。いずれか一方の当事者が仲裁人を任命することができない場合には、当該仲裁人は、裁判長が任命する。任命された仲裁人又は裁判長のいずれかが任務を遂行すること若しくは任務を遂行し続けることを望まない場合又は任務を遂行すること若しくは任務を遂行し続けることができない場合には、後任者は、前任者を任命する方法と同様の方法で任命する。後任者は、前任者と同一の任務及び能力を有する。

第二条　手続の開始

申立人は、紛争を仲裁に付するため、他方の当事者に対し、申立ての性質、自己が求める弁済又は補償及び自己が任命する仲裁人の氏名を明記した書面による通知を送付する。申立人による通知を受領した当該他方の当事者は、四十五日以内に、仲裁人として自己が任命する者の氏名を申立人に通知する。当該他方の当事者が申立人に対して通知を送付した後三十日以内に裁判長として行動する者について当事者が合意しない場合には、いずれの当事者も、米州機構の事務総長に対してその任命を要請することができる。

第三条　裁判所の開廷

仲裁裁判所は、アメリカ合衆国のワシントンにおいて裁判長が指定する日に最初の法廷を開くものとし、その後は、裁判所が自ら定める日に開廷する。

第四条　手続

(a)　裁判所は、紛争事項についてのみ審理する権限を有する。裁判所は、自己の手続（仲裁に関する著名な団体の手続によることができる。）を採択するものとし、必要と認める専門家を自己の発意により指名することができる。裁判所は、いかなる場合にも、当事者に対し口頭による陳述の機会を与える。

(b)　裁判所は、衡平及び善に基づき、この協定に定める条件に従って、手続を進めるものとし、また、いずれかの当事者が出廷せず、又は自己の立場を表明しない場合においても仲裁判断を行う。

(c)　仲裁判断は、書面によるものとし、少なくとも二人の仲裁人による賛成投票で採択される。仲裁判断は、裁判所が特別のかつ予見できない事情によりその期間を延長することを決定する場合を除くほか、裁判長が任命された日からおおむね六十日以内に行われる。仲裁判断は、少なくとも二人の仲裁人が署名した文書により当事者に通知される。

第五条　費用

各仲裁人の報酬は、当該仲裁人を任命した当事者が支払うものとし、また、裁判長の報酬は、当事者が均等に支払う。当事者は、裁判所の最初の開廷に先立ち、相互の合意により仲裁の手続に参加すべきと認める他の者の報酬について合意する。裁判所は、その合意が適時に得られない場合には、当該他の者にとって状況に応じた妥当な補償を決定する。各当事者は、仲裁の手続における自己の費用を支払うものとするが、裁判所の費用については、当事者が均等に負担する。費用の分担又は支払の方法に関するいかなる疑義についても、裁判所が決定するものとし、その決定について上訴することはできない。この条の規定に従って拠出国委員会が支払うべき報酬又は費用は、この協定に従って管理される基金から支払われる。

○厚生労働省告示第三十五号

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第七条及び第八条第二項の規定に基づき、国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額（平成二十一年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次のように改正し、令和八年三月一日から適用する。

令和八年二月十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後

（保険料の前納期間）

第一条　国民年金法施行令第七条に規定する厚生労働大臣が定める期間は、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。

一　前納をしようとする日の属する月（当該月の末日が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日又は一月二日、一月三日又は十二月三十一日に当たるときは、これらの日の翌日を当該月の末日とみなす。以下「前納する月」という。）から令和九年三月までの期間の全ての保険料（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。以下「法」という。）第九十条の二第一項の規定によりその四分の三につき納付することを要しないものとされた保険料（以下「四分の一保険料」という。）、法第九十条の二第二項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料（以下「半額保険料」という。）及び法第九十条の二第三項の規定によりその四分の一につき納付することを要しないものとされた保険料（以下「四分の三保険料」という。）並びに法第八十七条の二第一項の規定による保険料（以下「付加保険料」という。）を除く。以下同じ。）及び付加保険料を前納しようとする被保険者　前納する月（令和八年三月から令和九年三月までのいずれかの月に限る。）から令和九年三月まで

二　前納する月から令和十年三月までの期間の全ての保険料及び付加保険料を前納しようとする被保険者　前納する月（令和八年四月から令和十年三月までのいずれかの月に限る。）から令和十年三月まで

三　保険料及び付加保険料を前納しようとする場合において、前二号のいずれかに定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至る被保険者（当該期間内に法第八十八条の二の規定に該当するときを除く。）　前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる当該被保険者の生年月日に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる期間

被保険者の生年月日	期間
昭和四十一年四月二日から昭和四十一年五月一日まで	令和八年三月
昭和四十一年五月二日から昭和四十一年六月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年四月までのいずれかの月に限る。）から令和八年四月まで
昭和四十一年六月二日から昭和四十一年七月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年五月までのいずれかの月に限る。）から令和八年五月まで
昭和四十一年七月二日から昭和四十一年八月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年六月までのいずれかの月に限る。）から令和八年六月まで
昭和四十一年八月二日から昭和四十一年九月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年七月までのいずれかの月に限る。）から令和八年七月まで

改正前

（保険料の前納期間）

第一条　国民年金法施行令第七条に規定する厚生労働大臣が定める期間は、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。

一　前納をしようとする日の属する月（当該月の末日が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日又は一月二日、一月三日又は十二月三十一日に当たるときは、これらの日の翌日を当該月の末日とみなす。以下「前納する月」という。）から令和八年三月までの期間の全ての保険料（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。以下「法」という。）第九十条の二第一項の規定によりその四分の三につき納付することを要しないものとされた保険料（以下「四分の一保険料」という。）、法第九十条の二第二項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料（以下「半額保険料」という。）及び法第九十条の二第三項の規定によりその四分の一につき納付することを要しないものとされた保険料（以下「四分の三保険料」という。）並びに法第八十七条の二第一項の規定による保険料（以下「付加保険料」という。）を除く。以下同じ。）及び付加保険料を前納しようとする被保険者　前納する月（令和七年三月から令和八年三月までのいずれかの月に限る。）から令和八年三月まで

二　前納する月から令和九年三月までの期間の全ての保険料及び付加保険料を前納しようとする被保険者　前納する月（令和七年四月から令和九年三月までのいずれかの月に限る。）から令和九年三月まで

三　保険料及び付加保険料を前納しようとする場合において、前二号のいずれかに定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至る被保険者（当該期間内に法第八十八条の二の規定に該当するときを除く。）　前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる当該被保険者の生年月日に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる期間

被保険者の生年月日	期間
昭和四十年四月二日から昭和四十年五月一日まで	令和七年三月
昭和四十年五月二日から昭和四十年六月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年四月までのいずれかの月に限る。）から令和七年四月まで
昭和四十年六月二日から昭和四十年七月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年五月までのいずれかの月に限る。）から令和七年五月まで
昭和四十年七月二日から昭和四十年八月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年六月までのいずれかの月に限る。）から令和七年六月まで
昭和四十年八月二日から昭和四十年九月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年七月までのいずれかの月に限る。）から令和七年七月まで

昭和四十一年九月二日から昭和四十一年十月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年八月までのいずれかの月に限る。）から令和八年八月まで
昭和四十一年十月二日から昭和四十一年十一月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年九月までのいずれかの月に限る。）から令和八年九月まで
昭和四十一年十一月二日から昭和四十一年十二月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年十月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十月まで
昭和四十一年十二月二日から昭和四十二年一月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年十一月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十一月まで
昭和四十二年一月二日から昭和四十二年二月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年十二月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十二月まで
昭和四十二年二月二日から昭和四十二年三月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和九年一月までのいずれかの月に限る。）から令和九年一月まで
昭和四十二年三月二日から昭和四十二年四月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和九年二月までのいずれかの月に限る。）から令和九年二月まで
昭和四十二年四月二日から昭和四十二年五月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和九年三月までのいずれかの月に限る。）から令和九年三月まで
昭和四十二年五月二日から昭和四十二年六月一日まで	前納する月（令和八年四月から令和九年四月までのいずれかの月に限る。）から令和九年四月まで
昭和四十二年六月二日から昭和四十二年七月一日まで	前納する月（令和八年四月から令和九年五月までのいずれかの月に限る。）から令和九年五月まで
昭和四十二年七月二日から昭和四十二年八月一日まで	前納する月（令和八年四月から令和九年六月までのいずれかの月に限る。）から令和九年六月まで
昭和四十二年八月二日から昭和四十二年九月一日まで	前納する月（令和八年四月から令和九年七月までのいずれかの月に限る。）から令和九年七月まで

昭和四十年九月二日から昭和四十年十月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年八月までのいずれかの月に限る。）から令和七年八月まで
昭和四十年十月二日から昭和四十年十一月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年九月までのいずれかの月に限る。）から令和七年九月まで
昭和四十年十一月二日から昭和四十年十二月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年十月までのいずれかの月に限る。）から令和七年十月まで
昭和四十年十二月二日から昭和四十一年一月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年十一月までのいずれかの月に限る。）から令和七年十一月まで
昭和四十一年一月二日から昭和四十一年二月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年十二月までのいずれかの月に限る。）から令和七年十二月まで
昭和四十一年二月二日から昭和四十一年三月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和八年一月までのいずれかの月に限る。）から令和八年一月まで
昭和四十一年三月二日から昭和四十一年四月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和八年二月までのいずれかの月に限る。）から令和八年二月まで
昭和四十一年四月二日から昭和四十一年五月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和八年三月までのいずれかの月に限る。）から令和八年三月まで
昭和四十一年五月二日から昭和四十一年六月一日まで	前納する月（令和七年四月から令和八年四月までのいずれかの月に限る。）から令和八年四月まで
昭和四十一年六月二日から昭和四十一年七月一日まで	前納する月（令和七年四月から令和八年五月までのいずれかの月に限る。）から令和八年五月まで
昭和四十一年七月二日から昭和四十一年八月一日まで	前納する月（令和七年四月から令和八年六月までのいずれかの月に限る。）から令和八年六月まで
昭和四十一年八月二日から昭和四十一年九月一日まで	前納する月（令和七年四月から令和八年七月までのいずれかの月に限る。）から令和八年七月まで

昭和四十二年九月二日から昭和四十二年十月一日まで	前納する月（令和八年四月から令和九年八月までのいずれかの月に限る。）から令和九年八月まで
昭和四十二年十月二日から昭和四十二年十一月一日まで	前納する月（令和八年四月から令和九年九月までのいずれかの月に限る。）から令和九年九月まで
昭和四十二年十一月二日から昭和四十二年十二月一日まで	前納する月（令和八年四月から令和九年十月までのいずれかの月に限る。）から令和九年十月まで
昭和四十二年十二月二日から昭和四十三年一月一日まで	前納する月（令和八年四月から令和九年十一月までのいずれかの月に限る。）から令和九年十一月まで
昭和四十三年一月二日から昭和四十三年二月一日まで	前納する月（令和八年四月から令和九年十二月までのいずれかの月に限る。）から令和九年十二月まで
昭和四十三年二月二日から昭和四十三年三月一日まで	前納する月（令和八年四月から令和十年一月までのいずれかの月に限る。）から令和十年一月まで
昭和四十三年三月二日から昭和四十三年四月一日まで	前納する月（令和八年四月から令和十年二月までのいずれかの月に限る。）から令和十年二月まで

四　保険料及び付加保険料を前納しようとする場合において、第一号又は第二号に定める期間内に法附則第五条第五項第一号の規定に該当するに至る被保険者　第一号及び第二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる当該被保険者の生年月日に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる期間

被保険者の生年月日	期間
昭和三十六年四月二日から昭和三十六年五月一日まで	令和八年三月
昭和三十六年五月二日から昭和三十六年六月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年四月までのいずれかの月に限る。）から令和八年四月まで
昭和三十六年六月二日から昭和三十六年七月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年五月までのいずれかの月に限る。）から令和八年五月まで
昭和三十六年七月二日から昭和三十六年八月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年六月までのいずれかの月に限る。）から令和八年六月まで
昭和三十六年八月二日から昭和三十六年九月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年七月までのいずれかの月に限る。）から令和八年七月まで

昭和四十一年九月二日から昭和四十一年十月一日まで	前納する月（令和七年四月から令和八年八月までのいずれかの月に限る。）から令和八年八月まで
昭和四十一年十月二日から昭和四十一年十一月一日まで	前納する月（令和七年四月から令和八年九月までのいずれかの月に限る。）から令和八年九月まで
昭和四十一年十一月二日から昭和四十一年十二月一日まで	前納する月（令和七年四月から令和八年十月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十月まで
昭和四十一年十二月二日から昭和四十二年一月一日まで	前納する月（令和七年四月から令和八年十一月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十一月まで
昭和四十二年一月二日から昭和四十二年二月一日まで	前納する月（令和七年四月から令和八年十二月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十二月まで
昭和四十二年二月二日から昭和四十二年三月一日まで	前納する月（令和七年四月から令和九年一月までのいずれかの月に限る。）から令和九年一月まで
昭和四十二年三月二日から昭和四十二年四月一日まで	前納する月（令和七年四月から令和九年二月までのいずれかの月に限る。）から令和九年二月まで

四　保険料及び付加保険料を前納しようとする場合において、第一号又は第二号に定める期間内に法附則第五条第五項第一号の規定に該当するに至る被保険者　第一号及び第二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる当該被保険者の生年月日に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる期間

被保険者の生年月日	期間
昭和三十五年四月二日から昭和三十五年五月一日まで	令和七年三月
昭和三十五年五月二日から昭和三十五年六月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年四月までのいずれかの月に限る。）から令和七年四月まで
昭和三十五年六月二日から昭和三十五年七月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年五月までのいずれかの月に限る。）から令和七年五月まで
昭和三十五年七月二日から昭和三十五年八月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年六月までのいずれかの月に限る。）から令和七年六月まで
昭和三十五年八月二日から昭和三十五年九月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年七月までのいずれかの月に限る。）から令和七年七月まで

昭和三十六年九月二日から昭和三十六年十月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年八月までのいずれかの月に限る。）から令和八年八月まで
昭和三十六年十月二日から昭和三十六年十一月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年九月までのいずれかの月に限る。）から令和八年九月まで
昭和三十六年十一月二日から昭和三十六年十二月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年十月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十月まで
昭和三十六年十二月二日から昭和三十七年一月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年十一月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十一月まで
昭和三十七年一月二日から昭和三十七年二月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年十二月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十二月まで
昭和三十七年二月二日から昭和三十七年三月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和九年一月までのいずれかの月に限る。）から令和九年一月まで
昭和三十七年三月二日から昭和三十七年四月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和九年二月までのいずれかの月に限る。）から令和九年二月まで
昭和三十七年四月二日から昭和三十七年五月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和九年三月までのいずれかの月に限る。）から令和九年三月まで
昭和三十七年五月二日から昭和三十七年六月一日まで	前納する月（令和八年四月から令和九年四月までのいずれかの月に限る。）から令和九年四月まで
昭和三十七年六月二日から昭和三十七年七月一日まで	前納する月（令和八年四月から令和九年五月までのいずれかの月に限る。）から令和九年五月まで
昭和三十七年七月二日から昭和三十七年八月一日まで	前納する月（令和八年四月から令和九年六月までのいずれかの月に限る。）から令和九年六月まで
昭和三十七年八月二日から昭和三十七年九月一日まで	前納する月（令和八年四月から令和九年七月までのいずれかの月に限る。）から令和九年七月まで
昭和三十七年九月二日から昭和三十七年十月一日まで	前納する月（令和八年四月から令和九年八月までのいずれかの月に限る。）から令和九年八月まで

昭和三十五年九月二日から昭和三十五年十月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年八月までのいずれかの月に限る。）から令和七年八月まで
昭和三十五年十月二日から昭和三十五年十一月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年九月までのいずれかの月に限る。）から令和七年九月まで
昭和三十五年十一月二日から昭和三十五年十二月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年十月までのいずれかの月に限る。）から令和七年十月まで
昭和三十五年十二月二日から昭和三十六年一月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年十一月までのいずれかの月に限る。）から令和七年十一月まで
昭和三十六年一月二日から昭和三十六年二月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年十二月までのいずれかの月に限る。）から令和七年十二月まで
昭和三十六年二月二日から昭和三十六年三月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和八年一月までのいずれかの月に限る。）から令和八年一月まで
昭和三十六年三月二日から昭和三十六年四月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和八年二月までのいずれかの月に限る。）から令和八年二月まで
昭和三十六年四月二日から昭和三十六年五月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和八年三月までのいずれかの月に限る。）から令和八年三月まで
昭和三十六年五月二日から昭和三十六年六月一日まで	前納する月（令和七年四月から令和八年四月までのいずれかの月に限る。）から令和八年四月まで
昭和三十六年六月二日から昭和三十六年七月一日まで	前納する月（令和七年四月から令和八年五月までのいずれかの月に限る。）から令和八年五月まで
昭和三十六年七月二日から昭和三十六年八月一日まで	前納する月（令和七年四月から令和八年六月までのいずれかの月に限る。）から令和八年六月まで
昭和三十六年八月二日から昭和三十六年九月一日まで	前納する月（令和七年四月から令和八年七月までのいずれかの月に限る。）から令和八年七月まで
昭和三十六年九月二日から昭和三十六年十月一日まで	前納する月（令和七年四月から令和八年八月までのいずれかの月に限る。）から令和八年八月まで

昭和三十七年十月二日から昭和三十七年十一月一日まで	前納する月（令和八年四月から令和九年九月までのいずれかの月に限る。）から令和九年九月まで
昭和三十七年十一月二日から昭和三十七年十二月一日まで	前納する月（令和八年四月から令和九年十月までのいずれかの月に限る。）から令和九年十月まで
昭和三十七年十二月二日から昭和三十八年一月一日まで	前納する月（令和八年四月から令和九年十一月までのいずれかの月に限る。）から令和九年十一月まで
昭和三十八年一月二日から昭和三十八年二月一日まで	前納する月（令和八年四月から令和九年十二月までのいずれかの月に限る。）から令和九年十二月まで
昭和三十八年二月二日から昭和三十八年三月一日まで	前納する月（令和八年四月から令和十年一月までのいずれかの月に限る。）から令和十年一月まで
昭和三十八年三月二日から昭和三十八年四月一日まで	前納する月（令和八年四月から令和十年二月までのいずれかの月に限る。）から令和十年二月まで

五　保険料及び付加保険料を前納しようとする場合において、第一号又は第二号に定める期間内に法附則第五条第五項第四号の規定に該当するに至る被保険者　第一号及び第二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる資格喪失予定年月（同項第四号の規定に該当するに至る日の属する月の前月をいう。以下この号において同じ。）に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる期間

資格喪失予定年月	期間
令和八年四月	令和八年三月
令和八年五月	前納する月（令和八年三月から令和八年四月までのいずれかの月に限る。）から令和八年四月まで
令和八年六月	前納する月（令和八年三月から令和八年五月までのいずれかの月に限る。）から令和八年五月まで
令和八年七月	前納する月（令和八年三月から令和八年六月までのいずれかの月に限る。）から令和八年六月まで

昭和三十六年十月二日から昭和三十六年十一月一日まで	前納する月（令和七年四月から令和八年九月までのいずれかの月に限る。）から令和八年九月まで
昭和三十六年十一月二日から昭和三十六年十二月一日まで	前納する月（令和七年四月から令和八年十月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十月まで
昭和三十六年十二月二日から昭和三十七年一月一日まで	前納する月（令和七年四月から令和八年十一月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十一月まで
昭和三十七年一月二日から昭和三十七年二月一日まで	前納する月（令和七年四月から令和八年十二月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十二月まで
昭和三十七年二月二日から昭和三十七年三月一日まで	前納する月（令和七年四月から令和九年一月までのいずれかの月に限る。）から令和九年一月まで
昭和三十七年三月二日から昭和三十七年四月一日まで	前納する月（令和七年四月から令和九年二月までのいずれかの月に限る。）から令和九年二月まで

五　保険料及び付加保険料を前納しようとする場合において、第一号又は第二号に定める期間内に法附則第五条第五項第四号の規定に該当するに至る被保険者　第一号及び第二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる資格喪失予定年月（同項第四号の規定に該当するに至る日の属する月の前月をいう。以下この号において同じ。）に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる期間

資格喪失予定年月	期間
令和七年四月	令和七年三月
令和七年五月	前納する月（令和七年三月から令和七年四月までのいずれかの月に限る。）から令和七年四月まで
令和七年六月	前納する月（令和七年三月から令和七年五月までのいずれかの月に限る。）から令和七年五月まで
令和七年七月	前納する月（令和七年三月から令和七年六月までのいずれかの月に限る。）から令和七年六月まで

令和八年八月	前納する月（令和八年三月から令和八年七月までのいずれかの月に限る。）から令和八年七月まで
令和八年九月	前納する月（令和八年三月から令和八年八月までのいずれかの月に限る。）から令和八年八月まで
令和八年十月	前納する月（令和八年三月から令和八年九月までのいずれかの月に限る。）から令和八年九月まで
令和八年十一月	前納する月（令和八年三月から令和八年十月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十月まで
令和八年十二月	前納する月（令和八年三月から令和八年十一月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十一月まで
令和九年一月	前納する月（令和八年三月から令和八年十二月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十二月まで
令和九年二月	前納する月（令和八年三月から令和九年一月までのいずれかの月に限る。）から令和九年一月まで
令和九年三月	前納する月（令和八年三月から令和九年二月までのいずれかの月に限る。）から令和九年二月まで
令和九年四月	前納する月（令和八年三月から令和九年三月までのいずれかの月に限る。）から令和九年三月まで
令和九年五月	前納する月（令和八年四月から令和九年四月までのいずれかの月に限る。）から令和九年四月まで
令和九年六月	前納する月（令和八年四月から令和九年五月までのいずれかの月に限る。）から令和九年五月まで
令和九年七月	前納する月（令和八年四月から令和九年六月までのいずれかの月に限る。）から令和九年六月まで

令和七年八月	前納する月（令和七年三月から令和七年七月までのいずれかの月に限る。）から令和七年七月まで
令和七年九月	前納する月（令和七年三月から令和七年八月までのいずれかの月に限る。）から令和七年八月まで
令和七年十月	前納する月（令和七年三月から令和七年九月までのいずれかの月に限る。）から令和七年九月まで
令和七年十一月	前納する月（令和七年三月から令和七年十月までのいずれかの月に限る。）から令和七年十月まで
令和七年十二月	前納する月（令和七年三月から令和七年十一月までのいずれかの月に限る。）から令和七年十一月まで
令和八年一月	前納する月（令和七年三月から令和七年十二月までのいずれかの月に限る。）から令和七年十二月まで
令和八年二月	前納する月（令和七年三月から令和八年一月までのいずれかの月に限る。）から令和八年一月まで
令和八年三月	前納する月（令和七年三月から令和八年二月までのいずれかの月に限る。）から令和八年二月まで
令和八年四月	前納する月（令和七年三月から令和八年三月までのいずれかの月に限る。）から令和八年三月まで
令和八年五月	前納する月（令和七年四月から令和八年四月までのいずれかの月に限る。）から令和八年四月まで
令和八年六月	前納する月（令和七年四月から令和八年五月までのいずれかの月に限る。）から令和八年五月まで
令和八年七月	前納する月（令和七年四月から令和八年六月までのいずれかの月に限る。）から令和八年六月まで

令和九年八月	前納する月（令和八年四月から令和九年七月までのいずれかの月に限る。）から令和九年七月まで
令和九年九月	前納する月（令和八年四月から令和九年八月までのいずれかの月に限る。）から令和九年八月まで
令和九年十月	前納する月（令和八年四月から令和九年九月までのいずれかの月に限る。）から令和九年九月まで
令和九年十一月	前納する月（令和八年四月から令和九年十月までのいずれかの月に限る。）から令和九年十月まで
令和九年十二月	前納する月（令和八年四月から令和九年十一月までのいずれかの月に限る。）から令和九年十一月まで
令和十年一月	前納する月（令和八年四月から令和九年十二月までのいずれかの月に限る。）から令和九年十二月まで
令和十年二月	前納する月（令和八年四月から令和十年一月までのいずれかの月に限る。）から令和十年一月まで
令和十年三月	前納する月（令和八年四月から令和十年二月までのいずれかの月に限る。）から令和十年二月まで

六　保険料を前納しようとする場合において、第一号又は第二号に定める期間内に国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。）附則第十一条第六項第三号又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号。以下「平成十六年改正法」という。）附則第二十三条第六項第三号の規定に該当するに至る被保険者　第一号及び第二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる資格喪失予定年月（平成六年改正法附則第十一条第六項第三号又は平成十六年改正法附則第二十三条第六項第三号の規定に該当するに至る日の属する月の前月をいう。以下この号において同じ。）に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる期間

資格喪失予定年月	期　間
令和八年四月	令和八年三月
令和八年五月	前納する月（令和八年三月から令和八年四月までのいずれかの月に限る。）から令和八年四月まで

令和八年八月	前納する月（令和七年四月から令和八年七月までのいずれかの月に限る。）から令和八年七月まで
令和八年九月	前納する月（令和七年四月から令和八年八月までのいずれかの月に限る。）から令和八年八月まで
令和八年十月	前納する月（令和七年四月から令和八年九月までのいずれかの月に限る。）から令和八年九月まで
令和八年十一月	前納する月（令和七年四月から令和八年十月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十月まで
令和八年十二月	前納する月（令和七年四月から令和八年十一月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十一月まで
令和九年一月	前納する月（令和七年四月から令和八年十二月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十二月まで
令和九年二月	前納する月（令和七年四月から令和九年一月までのいずれかの月に限る。）から令和九年一月まで
令和九年三月	前納する月（令和七年四月から令和九年二月までのいずれかの月に限る。）から令和九年二月まで

六　保険料を前納しようとする場合において、第一号又は第二号に定める期間内に国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。）附則第十一条第六項第三号又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号。以下「平成十六年改正法」という。）附則第二十三条第六項第三号の規定に該当するに至る被保険者　第一号及び第二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる資格喪失予定年月（平成六年改正法附則第十一条第六項第三号又は平成十六年改正法附則第二十三条第六項第三号の規定に該当するに至る日の属する月の前月をいう。以下この号において同じ。）に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる期間

資格喪失予定年月	期　間
令和七年四月	令和七年三月
令和七年五月	前納する月（令和七年三月から令和七年四月までのいずれかの月に限る。）から令和七年四月まで

令和八年六月	前納する月（令和八年三月から令和八年五月までのいずれかの月に限る。）から令和八年五月まで
令和八年七月	前納する月（令和八年三月から令和八年六月までのいずれかの月に限る。）から令和八年六月まで
令和八年八月	前納する月（令和八年三月から令和八年七月までのいずれかの月に限る。）から令和八年七月まで
令和八年九月	前納する月（令和八年三月から令和八年八月までのいずれかの月に限る。）から令和八年八月まで
令和八年十月	前納する月（令和八年三月から令和八年九月までのいずれかの月に限る。）から令和八年九月まで
令和八年十一月	前納する月（令和八年三月から令和八年十月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十月まで
令和八年十二月	前納する月（令和八年三月から令和八年十一月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十一月まで
令和九年一月	前納する月（令和八年三月から令和八年十二月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十二月まで
令和九年二月	前納する月（令和八年三月から令和九年一月までのいずれかの月に限る。）から令和九年一月まで
令和九年三月	前納する月（令和八年三月から令和九年二月までのいずれかの月に限る。）から令和九年二月まで
令和九年四月	前納する月（令和八年三月から令和九年三月までのいずれかの月に限る。）から令和九年三月まで

令和七年六月	前納する月（令和七年三月から令和七年五月までのいずれかの月に限る。）から令和七年五月まで
令和七年七月	前納する月（令和七年三月から令和七年六月までのいずれかの月に限る。）から令和七年六月まで
令和七年八月	前納する月（令和七年三月から令和七年七月までのいずれかの月に限る。）から令和七年七月まで
令和七年九月	前納する月（令和七年三月から令和七年八月までのいずれかの月に限る。）から令和七年八月まで
令和七年十月	前納する月（令和七年三月から令和七年九月までのいずれかの月に限る。）から令和七年九月まで
令和七年十一月	前納する月（令和七年三月から令和七年十月までのいずれかの月に限る。）から令和七年十月まで
令和七年十二月	前納する月（令和七年三月から令和七年十一月までのいずれかの月に限る。）から令和七年十一月まで
令和八年一月	前納する月（令和七年三月から令和七年十二月までのいずれかの月に限る。）から令和七年十二月まで
令和八年二月	前納する月（令和七年三月から令和八年一月までのいずれかの月に限る。）から令和八年一月まで
令和八年三月	前納する月（令和七年三月から令和八年二月までのいずれかの月に限る。）から令和八年二月まで
令和八年四月	前納する月（令和七年三月から令和八年三月までのいずれかの月に限る。）から令和八年三月まで

令和九年五月	前納する月（令和八年四月から令和九年四月までのいずれかの月に限る。）から令和九年四月まで
令和九年六月	前納する月（令和八年四月から令和九年五月までのいずれかの月に限る。）から令和九年五月まで
令和九年七月	前納する月（令和八年四月から令和九年六月までのいずれかの月に限る。）から令和九年六月まで
令和九年八月	前納する月（令和八年四月から令和九年七月までのいずれかの月に限る。）から令和九年七月まで
令和九年九月	前納する月（令和八年四月から令和九年八月までのいずれかの月に限る。）から令和九年八月まで
令和九年十月	前納する月（令和八年四月から令和九年九月までのいずれかの月に限る。）から令和九年九月まで
令和九年十一月	前納する月（令和八年四月から令和九年十月までのいずれかの月に限る。）から令和九年十月まで
令和九年十二月	前納する月（令和八年四月から令和九年十一月までのいずれかの月に限る。）から令和九年十一月まで
令和十年一月	前納する月（令和八年四月から令和九年十二月までのいずれかの月に限る。）から令和九年十二月まで
令和十年二月	前納する月（令和八年四月から令和十年一月までのいずれかの月に限る。）から令和十年一月まで
令和十年三月	前納する月（令和八年四月から令和十年二月までのいずれかの月に限る。）から令和十年二月まで

令和八年五月	前納する月（令和七年四月から令和八年四月までのいずれかの月に限る。）から令和八年四月まで
令和八年六月	前納する月（令和七年四月から令和八年五月までのいずれかの月に限る。）から令和八年五月まで
令和八年七月	前納する月（令和七年四月から令和八年六月までのいずれかの月に限る。）から令和八年六月まで
令和八年八月	前納する月（令和七年四月から令和八年七月までのいずれかの月に限る。）から令和八年七月まで
令和八年九月	前納する月（令和七年四月から令和八年八月までのいずれかの月に限る。）から令和八年八月まで
令和八年十月	前納する月（令和七年四月から令和八年九月までのいずれかの月に限る。）から令和八年九月まで
令和八年十一月	前納する月（令和七年四月から令和八年十月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十月まで
令和八年十二月	前納する月（令和七年四月から令和八年十一月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十一月まで
令和九年一月	前納する月（令和七年四月から令和八年十二月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十二月まで
令和九年二月	前納する月（令和七年四月から令和九年一月までのいずれかの月に限る。）から令和九年一月まで
令和九年三月	前納する月（令和七年四月から令和九年二月までのいずれかの月に限る。）から令和九年二月まで

七　保険料を前納しようとする場合において、第一号又は第二号に定める期間内に平成六年改正法附則第十一条第六項第四号又は平成十六年改正法附則第二十三条第六項第四号の規定に該当するに至る被保険者　第一号及び第二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる当該被保険者の生年月日に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる期間

被保険者の生年月日	期間
昭和三十一年四月二日から昭和三十一年五月一日まで	令和八年三月
昭和三十一年五月二日から昭和三十一年六月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年四月までのいずれかの月に限る。）から令和八年四月まで
昭和三十一年六月二日から昭和三十一年七月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年五月までのいずれかの月に限る。）から令和八年五月まで
昭和三十一年七月二日から昭和三十一年八月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年六月までのいずれかの月に限る。）から令和八年六月まで
昭和三十一年八月二日から昭和三十一年九月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年七月までのいずれかの月に限る。）から令和八年七月まで
昭和三十一年九月二日から昭和三十一年十月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年八月までのいずれかの月に限る。）から令和八年八月まで
昭和三十一年十月二日から昭和三十一年十一月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年九月までのいずれかの月に限る。）から令和八年九月まで
昭和三十一年十一月二日から昭和三十一年十二月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年十月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十月まで
昭和三十一年十二月二日から昭和三十二年一月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年十一月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十一月まで
昭和三十二年一月二日から昭和三十二年二月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年十二月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十二月まで
昭和三十二年二月二日から昭和三十二年三月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和九年一月までのいずれかの月に限る。）から令和九年一月まで

七　保険料を前納しようとする場合において、第一号又は第二号に定める期間内に平成六年改正法附則第十一条第六項第四号又は平成十六年改正法附則第二十三条第六項第四号の規定に該当するに至る被保険者　第一号及び第二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる当該被保険者の生年月日に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる期間

被保険者の生年月日	期間
昭和三十年四月二日から昭和三十年五月一日まで	令和七年三月
昭和三十年五月二日から昭和三十年六月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年四月までのいずれかの月に限る。）から令和七年四月まで
昭和三十年六月二日から昭和三十年七月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年五月までのいずれかの月に限る。）から令和七年五月まで
昭和三十年七月二日から昭和三十年八月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年六月までのいずれかの月に限る。）から令和七年六月まで
昭和三十年八月二日から昭和三十年九月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年七月までのいずれかの月に限る。）から令和七年七月まで
昭和三十年九月二日から昭和三十年十月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年八月までのいずれかの月に限る。）から令和七年八月まで
昭和三十年十月二日から昭和三十年十一月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年九月までのいずれかの月に限る。）から令和七年九月まで
昭和三十年十一月二日から昭和三十年十二月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年十月までのいずれかの月に限る。）から令和七年十月まで
昭和三十年十二月二日から昭和三十一年一月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年十一月までのいずれかの月に限る。）から令和七年十一月まで
昭和三十一年一月二日から昭和三十一年二月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年十二月までのいずれかの月に限る。）から令和七年十二月まで
昭和三十一年二月二日から昭和三十一年三月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和八年一月までのいずれかの月に限る。）から令和八年一月まで

昭和三十二年三月二日から昭和三十二年四月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和九年二月までのいずれかの月に限る。）から令和九年二月まで
昭和三十二年四月二日から昭和三十二年五月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和九年三月までのいずれかの月に限る。）から令和九年三月まで
昭和三十二年五月二日から昭和三十二年六月一日まで	前納する月（令和八年四月から令和九年四月までのいずれかの月に限る。）から令和九年四月まで
昭和三十二年六月二日から昭和三十二年七月一日まで	前納する月（令和八年四月から令和九年五月までのいずれかの月に限る。）から令和九年五月まで
昭和三十二年七月二日から昭和三十二年八月一日まで	前納する月（令和八年四月から令和九年六月までのいずれかの月に限る。）から令和九年六月まで
昭和三十二年八月二日から昭和三十二年九月一日まで	前納する月（令和八年四月から令和九年七月までのいずれかの月に限る。）から令和九年七月まで
昭和三十二年九月二日から昭和三十二年十月一日まで	前納する月（令和八年四月から令和九年八月までのいずれかの月に限る。）から令和九年八月まで
昭和三十二年十月二日から昭和三十二年十一月一日まで	前納する月（令和八年四月から令和九年九月までのいずれかの月に限る。）から令和九年九月まで
昭和三十二年十一月二日から昭和三十二年十二月一日まで	前納する月（令和八年四月から令和九年十月までのいずれかの月に限る。）から令和九年十月まで
昭和三十二年十二月二日から昭和三十三年一月一日まで	前納する月（令和八年四月から令和九年十一月までのいずれかの月に限る。）から令和九年十一月まで
昭和三十三年一月二日から昭和三十三年二月一日まで	前納する月（令和八年四月から令和九年十二月までのいずれかの月に限る。）から令和九年十二月まで

昭和三十一年三月二日から昭和三十一年四月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和八年二月までのいずれかの月に限る。）から令和八年二月まで
昭和三十一年四月二日から昭和三十一年五月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和八年三月までのいずれかの月に限る。）から令和八年三月まで
昭和三十一年五月二日から昭和三十一年六月一日まで	前納する月（令和七年四月から令和八年四月までのいずれかの月に限る。）から令和八年四月まで
昭和三十一年六月二日から昭和三十一年七月一日まで	前納する月（令和七年四月から令和八年五月までのいずれかの月に限る。）から令和八年五月まで
昭和三十一年七月二日から昭和三十一年八月一日まで	前納する月（令和七年四月から令和八年六月までのいずれかの月に限る。）から令和八年六月まで
昭和三十一年八月二日から昭和三十一年九月一日まで	前納する月（令和七年四月から令和八年七月までのいずれかの月に限る。）から令和八年七月まで
昭和三十一年九月二日から昭和三十一年十月一日まで	前納する月（令和七年四月から令和八年八月までのいずれかの月に限る。）から令和八年八月まで
昭和三十一年十月二日から昭和三十一年十一月一日まで	前納する月（令和七年四月から令和八年九月までのいずれかの月に限る。）から令和八年九月まで
昭和三十一年十一月二日から昭和三十一年十二月一日まで	前納する月（令和七年四月から令和八年十月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十月まで
昭和三十一年十二月二日から昭和三十二年一月一日まで	前納する月（令和七年四月から令和八年十一月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十一月まで
昭和三十二年一月二日から昭和三十二年二月一日まで	前納する月（令和七年四月から令和八年十二月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十二月まで

昭和三十三年二月二日から昭和三十三年三月一日まで	前納する月（令和八年四月から令和十年一月までのいずれかの月に限る。）から令和十年一月まで
昭和三十三年三月二日から昭和三十三年四月一日まで	前納する月（令和八年四月から令和十年二月までのいずれかの月に限る。）から令和十年二月まで

八　保険料及び付加保険料を前納しようとする場合において、第一号又は第二号に定める期間内に法第八十八条の二の規定に該当する被保険者　第一号及び第二号の規定にかかわらず、次に掲げるいずれか又は全ての期間

イ　保険料を前納する月から法第八十八条の二に規定する期間（以下「産前産後免除期間」という。）が開始する月の前月までの期間

ロ　産前産後免除期間が終了する月の翌月以降の月から令和九年三月（第一号に定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至るとき又は法第八十九条第二項の規定による申出に係る期間が終了するに至るときは、同号の規定に該当するに至る日の属する月の前月又は当該期間が終了する月）までの期間

ハ　産前産後免除期間が終了する月の翌月以降の月から令和十年三月（第二号に定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至るとき又は法第八十九条第二項の規定による申出に係る期間が終了するに至るときは、同号の規定に該当するに至る日の属する月の前月又は当該期間が終了する月）までの期間

九　（略）

十　前納する月から令和八年六月までの期間の全ての四分の三保険料を前納しようとする被保険者　前納する月（令和八年三月から令和八年六月までのいずれかの月に限る。）から令和八年六月まで

十一　前納する月から令和九年三月までの全ての四分の三保険料を前納しようとする被保険者　前納する月（令和八年七月から令和九年三月までのいずれかの月に限る。）から令和九年三月まで

十二　前納する月から令和八年六月までの期間の全ての半額保険料を前納しようとする被保険者　前納する月（令和八年三月から令和八年六月までのいずれかの月に限る。）から令和八年六月まで

十三　前納する月から令和九年三月までの期間の全ての半額保険料を前納しようとする被保険者　前納する月（令和八年七月から令和九年三月までのいずれかの月に限る。）から令和九年三月まで

十四　前納する月から令和八年六月までの期間の全ての四分の一保険料を前納しようとする被保険者　前納する月（令和八年三月から令和八年六月までのいずれかの月に限る。）から令和八年六月まで

十五　前納する月から令和九年三月までの期間の全ての四分の一保険料を前納しようとする被保険者　前納する月（令和八年七月から令和九年三月までのいずれかの月に限る。）から令和九年三月まで

昭和三十二年二月二日から昭和三十二年三月一日まで	前納する月（令和七年四月から令和九年一月までのいずれかの月に限る。）から令和九年一月まで
昭和三十二年三月二日から昭和三十二年四月一日まで	前納する月（令和七年四月から令和九年二月までのいずれかの月に限る。）から令和九年二月まで

八　保険料及び付加保険料を前納しようとする場合において、第一号又は第二号に定める期間内に法第八十八条の二の規定に該当する被保険者　第一号及び第二号の規定にかかわらず、次に掲げるいずれか又は全ての期間

イ　保険料を前納する月から、法第八十八条の二に規定する期間（以下「産前産後免除期間」という。）が開始する月の前月までの期間

ロ　産前産後免除期間が終了する月の翌月以降の月から、令和八年三月（第一号に定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至るとき又は法第八十九条第二項の規定による申出に係る期間が終了するに至るときは、同号の規定に該当するに至る日の属する月の前月又は当該期間が終了する月）までの期間

ハ　産前産後免除期間が終了する月の翌月以降の月から令和九年三月（第二号に定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至るとき又は法第八十九条第二項の規定による申出に係る期間が終了するに至るときは、同号の規定に該当するに至る日の属する月の前月又は当該期間が終了する月）までの期間

九　（略）

十　前納する月から令和七年六月までの期間の全ての四分の三保険料を前納しようとする被保険者　前納する月（令和七年三月から令和七年六月までのいずれかの月に限る。）から令和七年六月まで

十一　前納する月から令和八年三月までの期間の全ての四分の三保険料を前納しようとする被保険者　前納する月（令和七年七月から令和八年三月までのいずれかの月に限る。）から令和八年三月まで

十二　前納する月から令和七年六月までの期間の全ての半額保険料を前納しようとする被保険者　前納する月（令和七年三月から令和七年六月までのいずれかの月に限る。）から令和七年六月まで

十三　前納する月から令和八年三月までの期間の全ての半額保険料を前納しようとする被保険者　前納する月（令和七年七月から令和八年三月までのいずれかの月に限る。）から令和八年三月まで

十四　前納する月から令和七年六月までの期間の全ての四分の一保険料を前納しようとする被保険者　前納する月（令和七年三月から令和七年六月までのいずれかの月に限る。）から令和七年六月まで

十五　前納する月から令和八年三月までの期間の全ての四分の一保険料を前納しようとする被保険者　前納する月（令和七年七月から令和八年三月までのいずれかの月に限る。）から令和八年三月まで

十六　四分の三保険料、半額保険料又は四分の一保険料を前納しようとする場合において、第十号から第十五号までに定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至る被保険者（当該期間内に法第八十八条の二の規定に該当するときを除く。）第十号から第十五号までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる当該被保険者の生年月日に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる期間

被保険者の生年月日	期間
昭和四十一年四月二日から昭和四十一年五月一日まで	令和八年三月
昭和四十一年五月二日から昭和四十一年六月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年四月までのいずれかの月に限る。）から令和八年四月まで
昭和四十一年六月二日から昭和四十一年七月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年五月までのいずれかの月に限る。）から令和八年五月まで
昭和四十一年七月二日から昭和四十一年八月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年六月までのいずれかの月に限る。）から令和八年六月まで
昭和四十一年八月二日から昭和四十一年九月一日まで	令和八年七月
昭和四十一年九月二日から昭和四十一年十月一日まで	前納する月（令和八年七月から令和八年八月までのいずれかの月に限る。）から令和八年八月まで
昭和四十一年十月二日から昭和四十一年十一月一日まで	前納する月（令和八年七月から令和八年九月までのいずれかの月に限る。）から令和八年九月まで
昭和四十一年十一月二日から昭和四十一年十二月一日まで	前納する月（令和八年七月から令和八年十月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十月まで
昭和四十一年十二月二日から昭和四十二年一月一日まで	前納する月（令和八年七月から令和八年十一月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十一月まで
昭和四十二年一月二日から昭和四十二年二月一日まで	前納する月（令和八年七月から令和八年十二月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十二月まで

十六　四分の三保険料、半額保険料又は四分の一保険料を前納しようとする場合において、第十号から第十五号までに定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至る被保険者（当該期間内に法第八十八条の二の規定に該当するときを除く。）第十号から第十五号までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる当該被保険者の生年月日に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる期間

被保険者の生年月日	期間
昭和四十年四月二日から昭和四十年五月一日まで	令和七年三月
昭和四十年五月二日から昭和四十年六月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年四月までのいずれかの月に限る。）から令和七年四月まで
昭和四十年六月二日から昭和四十年七月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年五月までのいずれかの月に限る。）から令和七年五月まで
昭和四十年七月二日から昭和四十年八月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年六月までのいずれかの月に限る。）から令和七年六月まで
昭和四十年八月二日から昭和四十年九月一日まで	令和七年七月
昭和四十年九月二日から昭和四十年十月一日まで	前納する月（令和七年七月から令和七年八月までのいずれかの月に限る。）から令和七年八月まで
昭和四十年十月二日から昭和四十年十一月一日まで	前納する月（令和七年七月から令和七年九月までのいずれかの月に限る。）から令和七年九月まで
昭和四十年十一月二日から昭和四十年十二月一日まで	前納する月（令和七年七月から令和七年十月までのいずれかの月に限る。）から令和七年十月まで
昭和四十年十二月二日から昭和四十一年一月一日まで	前納する月（令和七年七月から令和七年十一月までのいずれかの月に限る。）から令和七年十一月まで
昭和四十一年一月二日から昭和四十一年二月一日まで	前納する月（令和七年七月から令和七年十二月までのいずれかの月に限る。）から令和七年十二月まで

昭和四十二年二月二日から昭和四十二年三月一日まで	前納する月（令和八年七月から令和九年一月までのいずれかの月に限る。）から令和九年一月まで
昭和四十二年三月二日から昭和四十二年四月一日まで	前納する月（令和八年七月から令和九年二月までのいずれかの月に限る。）から令和九年二月まで

十七　四分の三保険料、半額保険料又は四分の一保険料を前納しようとする場合において、第十号、第十二号又は第十四号に定める期間内に法第八十八条の二の規定に該当するときは、当該各号の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかの期間

イ　（略）

ロ　産前産後免除期間が終了する月の翌月以降の月から令和八年六月（第十号、第十二号又は第十四号に定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至るときは、同号の規定に該当するに至る日の属する月の前月）までの期間

十八　四分の三保険料、半額保険料又は四分の一保険料を前納しようとする場合において、第十一号、第十三号又は第十五号に定める期間内に法第八十八条の二の規定に該当するときは、当該各号の規定にかかわらず、次に掲げるいずれか又は全ての期間

イ　（略）

ロ　産前産後免除期間が終了する月の翌月以降の月から令和九年三月（第十一号、第十三号又は第十五号に定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至るときは、同号の規定に該当するに至る日の属する月の前月）までの期間

十九　各月に係る保険料及び付加保険料を前納しようとする日の属する令和九年三月までの各月（法第九十二条の二に規定する方法（以下「口座振替」という。）により納付する場合に限る。）

別表第一から別表第二十四までを次のように改める。

別表第一（第二条第一項関係）〔2年間の保険料を前納する場合〕

前納する月	令和8年4月
前納額	418,510円

別表第二（第二条第一項関係）〔1年間の保険料を前納する場合〕

前納する月	令和8年4月
前納額	211,220円

別表第三（第二条第一項関係）〔6月間の保険料を前納する場合〕

前納する月	令和8年4月から令和8年10月までの月
前納額	106,650円

昭和四十一年二月二日から昭和四十一年三月一日まで	前納する月（令和七年七月から令和八年一月までのいずれかの月に限る。）から令和八年一月まで
昭和四十一年三月二日から昭和四十一年四月一日まで	前納する月（令和七年七月から令和八年二月までのいずれかの月に限る。）から令和八年二月まで

十七　四分の三保険料、半額保険料又は四分の一保険料を前納しようとする場合において、第十号、第十二号又は第十四号に定める期間内に法第八十八条の二の規定に該当するときは、当該各号の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかの期間

イ　（略）

ロ　産前産後免除期間が終了する月の翌月以降の月から令和七年六月（第十号、第十二号又は第十四号に定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至るときは、同号の規定に該当するに至る日の属する月の前月）までの期間

十八　四分の三保険料、半額保険料又は四分の一保険料を前納しようとする場合において、第十一号、第十三号又は第十五号に定める期間内に法第八十八条の二の規定に該当するときは、当該各号の規定にかかわらず、次に掲げるいずれか又は全ての期間

イ　（略）

ロ　産前産後免除期間が終了する月の翌月以降の月から令和八年三月（第十一号、第十三号又は第十五号に定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至るときは、同号の規定に該当するに至る日の属する月の前月）までの期間

十九　各月に係る保険料及び付加保険料を前納しようとする日の属する令和八年三月までの各月（法第九十二条の二に規定する方法（以下「口座振替」という。）により納付する場合に限る。）

別表第四（第二条第二項関係）〔第一条第一号から第九号までのいずれかに掲げる期間の全ての保険料を前納する場合〕

期間の始期	期間の終期		令和８年										令和９年												令和10年		
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期間の始期	令和８年	3月	円 17,510	円 35,370	円 53,170	円 70,920	円 88,610	円 106,240	円 123,810	円 141,320	円 158,780	円 176,180	円 193,530	円 210,810	円 228,040	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
		4月	—	17,920	35,780	53,580	71,330	89,020	106,650	124,220	141,730	159,190	176,590	193,940	211,220	228,810	246,340	263,810	281,220	298,580	315,880	333,130	350,320	367,450	384,530	401,550	418,510
		5月	—	—	17,920	35,780	53,580	71,330	89,020	106,650	124,220	141,730	159,190	176,590	193,940	211,580	229,170	246,700	264,170	281,580	298,940	316,240	333,490	350,680	367,810	384,880	401,910
		6月	—	—	—	17,920	35,780	53,580	71,330	89,020	106,650	124,220	141,730	159,190	176,590	194,290	211,940	229,520	247,050	264,530	281,940	299,300	316,600	333,840	351,030	368,170	385,240
		7月	—	—	—	—	17,920	35,780	53,580	71,330	89,020	106,650	124,220	141,730	159,190	176,950	194,650	212,300	229,880	247,410	264,880	282,300	299,660	316,960	334,200	351,390	368,530
		8月	—	—	—	—	—	17,920	35,780	53,580	71,330	89,020	106,650	124,220	141,730	159,550	177,310	195,010	212,660	230,240	247,770	265,240	282,660	300,020	317,320	334,560	351,750
		9月	—	—	—	—	—	—	17,920	35,780	53,580	71,330	89,020	106,650	124,220	142,100	159,910	177,670	195,370	213,020	230,610	248,130	265,610	283,020	300,380	317,680	334,930
		10月	—	—	—	—	—	—	—	17,920	35,780	53,580	71,330	89,020	106,650	124,580	142,460	160,280	178,040	195,740	213,380	230,970	248,500	265,970	283,380	300,740	318,040
		11月	—	—	—	—	—	—	—	—	17,920	35,780	53,580	71,330	89,020	107,010	124,950	142,820	160,640	178,400	196,100	213,750	231,330	248,860	266,330	283,750	301,110
		12月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,920	35,780	53,580	71,330	89,380	107,380	125,310	143,190	161,000	178,760	196,470	214,110	231,700	249,230	266,700	284,110
	令和９年	1月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,920	35,780	53,580	71,700	89,750	107,740	125,680	143,550	161,370	179,130	196,830	214,480	232,060	249,590	267,060
		2月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,920	35,780	53,950	72,060	90,120	108,110	126,040	143,920	161,740	179,500	197,200	214,840	232,430	249,960
		3月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,920	36,150	54,320	72,430	90,490	108,480	126,410	144,290	162,110	179,870	197,570	215,210	232,800
		4月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,290	36,520	54,690	72,800	90,860	108,850	126,780	144,660	162,480	180,240	197,940	215,580
		5月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,290	36,520	54,690	72,800	90,860	108,850	126,780	144,660	162,480	180,240	197,940
		6月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,290	36,520	54,690	72,800	90,860	108,850	126,780	144,660	162,480	180,240
		7月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,290	36,520	54,690	72,800	90,860	108,850	126,780	144,660	162,480
		8月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,290	36,520	54,690	72,800	90,860	108,850	126,780	144,660
		9月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,290	36,520	54,690	72,800	90,860	108,850	126,780
		10月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,290	36,520	54,690	72,800	90,860	108,850
		11月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,290	36,520	54,690	72,800	90,860
		12月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,290	36,520	54,690	72,800
	令和10年	1月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,290	36,520	54,690
		2月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,290	36,520
		3月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,290

別表第五（第三条第一項関係）〔6月間の四分の三保険料を前納する場合〕

前納する月	令和8年7月から令和8年10月までの月
前納額	79,990円

別表第六（第三条第二項関係）〔第一条第十号、第十一号及び第十六号から第十八号までのいずれかに掲げる期間の全ての四分の三保険料を前納する場合〕

期間の終期			令和8年			
			3月	4月	5月	6月
期間の始期	令和8年	3月	円 13,130	円 26,530	円 39,880	円 53,190
		4月	—	13,440	26,840	40,190
		5月	—	—	13,440	26,840
		6月	—	—	—	13,440

期間の終期			令和8年						令和9年		
			7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期間の始期	令和8年	7月	円 13,440	円 26,840	円 40,190	円 53,500	円 66,760	円 79,990	円 93,160	円 106,300	円 119,390
		8月	—	13,440	26,840	40,190	53,500	66,760	79,990	93,160	106,300
		9月	—	—	13,440	26,840	40,190	53,500	66,760	79,990	93,160
		10月	—	—	—	13,440	26,840	40,190	53,500	66,760	79,990
		11月	—	—	—	—	13,440	26,840	40,190	53,500	66,760
		12月	—	—	—	—	—	13,440	26,840	40,190	53,500
	令和9年	1月	—	—	—	—	—	—	13,440	26,840	40,190
		2月	—	—	—	—	—	—	—	13,440	26,840
		3月	—	—	—	—	—	—	—	—	13,440

別表第七（第四条第一項関係）〔6月間の半額保険料を前納する場合〕

前納する月	令和8年7月から令和8年10月までの月
前納額	53,320円

別表第八（第四条第二項関係）〔第一条第十二号、第十三号及び第十六号から第十八号までのいずれかに掲げる期間の全ての半額保険料を前納する場合〕

期間の終期			令和８年			
			3月	4月	5月	6月
期間の始期	令和8年	3月	円 8,760	円 17,690	円 26,590	円 35,460
		4月	—	8,960	17,890	26,790
		5月	—	—	8,960	17,890
		6月	—	—	—	8,960

期間の終期			令和８年						令和９年		
			7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期間の始期	令和8年	7月	円 8,960	円 17,890	円 26,790	円 35,660	円 44,510	円 53,320	円 62,110	円 70,870	円 79,600
		8月	—	8,960	17,890	26,790	35,660	44,510	53,320	62,110	70,870
		9月	—	—	8,960	17,890	26,790	35,660	44,510	53,320	62,110
		10月	—	—	—	8,960	17,890	26,790	35,660	44,510	53,320
		11月	—	—	—	—	8,960	17,890	26,790	35,660	44,510
		12月	—	—	—	—	—	8,960	17,890	26,790	35,660
	令和9年	1月	—	—	—	—	—	—	8,960	17,890	26,790
		2月	—	—	—	—	—	—	—	8,960	17,890
		3月	—	—	—	—	—	—	—	—	8,960

別表第九（第五条第一項関係）〔6月間の四分の一保険料を前納する場合〕

前納する月	令和8年7月から令和8年10月までの月
前納額	26,660円

別表第十（第五条第二項関係）〔第一条第十四号から第十八号までのいずれかに掲げる期間の全ての四分の一保険料を前納する場合〕

期間の終期			令和8年			
			3月	4月	5月	6月
期間の始期	令和8年	3月	円 4,380	円 8,850	円 13,300	円 17,730
		4月	—	4,480	8,950	13,400
		5月	—	—	4,480	8,950
		6月	—	—	—	4,480

期間の終期			令和8年						令和9年		
			7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期間の始期	令和8年	7月	円 4,480	円 8,950	円 13,400	円 17,830	円 22,250	円 26,660	円 31,050	円 35,430	円 39,800
		8月	—	4,480	8,950	13,400	17,830	22,250	26,660	31,050	35,430
		9月	—	—	4,480	8,950	13,400	17,830	22,250	26,660	31,050
		10月	—	—	—	4,480	8,950	13,400	17,830	22,250	26,660
		11月	—	—	—	—	4,480	8,950	13,400	17,830	22,250
		12月	—	—	—	—	—	4,480	8,950	13,400	17,830
	令和9年	1月	—	—	—	—	—	—	4,480	8,950	13,400
		2月	—	—	—	—	—	—	—	4,480	8,950
		3月	—	—	—	—	—	—	—	—	4,480

別表第十一（第六条第一項関係）〔2年間の付加保険料を前納する場合〕

前納する月	令和8年4月
前納額	9,250円

別表第十二（第六条第一項関係）〔1年間の付加保険料を前納する場合〕

前納する月	令和8年4月
前納額	4,710円

別表第十三（第六条第一項関係）〔6月間の付加保険料を前納する場合〕

前納する月	令和8年4月から令和8年10月までの月
前納額	2,380円

別表第十四（第六条第二項関係）〔第一条第一号から第五号まで、第八号及び第九号のいずれかに掲げる期間の全ての付加保険料を前納する場合〕

期間の終期			令和8年										令和9年												令和10年		
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期間の始期			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	令和8年	3月	400	800	1,200	1,590	1,990	2,380	2,770	3,160	3,550	3,940	4,330	4,710	5,100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		4月	—	400	800	1,200	1,590	1,990	2,380	2,770	3,160	3,550	3,940	4,330	4,710	5,100	5,480	5,860	6,250	6,630	7,000	7,380	7,760	8,130	8,500	8,880	9,250
		5月	—	—	400	800	1,200	1,590	1,990	2,380	2,770	3,160	3,550	3,940	4,330	4,710	5,100	5,480	5,860	6,250	6,630	7,000	7,380	7,760	8,130	8,500	8,880
		6月	—	—	—	400	800	1,200	1,590	1,990	2,380	2,770	3,160	3,550	3,940	4,330	4,710	5,100	5,480	5,860	6,250	6,630	7,000	7,380	7,760	8,130	8,500
		7月	—	—	—	—	400	800	1,200	1,590	1,990	2,380	2,770	3,160	3,550	3,940	4,330	4,710	5,100	5,480	5,860	6,250	6,630	7,000	7,380	7,760	8,130
		8月	—	—	—	—	—	400	800	1,200	1,590	1,990	2,380	2,770	3,160	3,550	3,940	4,330	4,710	5,100	5,480	5,860	6,250	6,630	7,000	7,380	7,760
		9月	—	—	—	—	—	—	400	800	1,200	1,590	1,990	2,380	2,770	3,160	3,550	3,940	4,330	4,710	5,100	5,480	5,860	6,250	6,630	7,000	7,380
		10月	—	—	—	—	—	—	—	400	800	1,200	1,590	1,990	2,380	2,770	3,160	3,550	3,940	4,330	4,710	5,100	5,480	5,860	6,250	6,630	7,000
		11月	—	—	—	—	—	—	—	—	400	800	1,200	1,590	1,990	2,380	2,770	3,160	3,550	3,940	4,330	4,710	5,100	5,480	5,860	6,250	6,630
		12月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400	800	1,200	1,590	1,990	2,380	2,770	3,160	3,550	3,940	4,330	4,710	5,100	5,480	5,860	6,250
	令和9年	1月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400	800	1,200	1,590	1,990	2,380	2,770	3,160	3,550	3,940	4,330	4,710	5,100	5,480	5,860
		2月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400	800	1,200	1,590	1,990	2,380	2,770	3,160	3,550	3,940	4,330	4,710	5,100	5,480
		3月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400	800	1,200	1,590	1,990	2,380	2,770	3,160	3,550	3,940	4,330	4,710	5,100
		4月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400	800	1,200	1,590	1,990	2,380	2,770	3,160	3,550	3,940	4,330	4,710
		5月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400	800	1,200	1,590	1,990	2,380	2,770	3,160	3,550	3,940	4,330
		6月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400	800	1,200	1,590	1,990	2,380	2,770	3,160	3,550	3,940
		7月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400	800	1,200	1,590	1,990	2,380	2,770	3,160	3,550
		8月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400	800	1,200	1,590	1,990	2,380	2,770	3,160
		9月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400	800	1,200	1,590	1,990	2,380	2,770
		10月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400	800	1,200	1,590	1,990	2,380
		11月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400	800	1,200	1,590	1,990
		12月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400	800	1,200	1,590
	令和10年	1月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400	800	1,200
		2月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400	800
		3月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400

別表第十五（第七条第一項関係）〔2年間の保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	令和8年4月
前納額	417,150円

別表第十六（第七条第一項関係）〔1年間の保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	令和8年4月
前納額	210,530円

別表第十七（第七条第一項関係）〔6月間の保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	令和8年4月及び令和8年10月
前納額	106,300円

別表第十八（第七条第二項関係）〔第一条第一号から第七号まで、第八号イ及び第九号のいずれかに掲げる期間の全ての保険料を口座振替により前納する場合〕

期間の始期	期間の終期		令和８年										令和９年												令和10年		
			３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
期間の始期	令和８年	3月	円 17,450	円 35,260	円 53,000	円 70,690	円 88,320	円 105,890	円 123,400	円 140,860	円 158,260	円 175,610	円 192,890	円 210,120	円 227,300	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
		4月	—	17,860	35,660	53,410	71,100	88,730	106,300	123,810	141,270	158,670	176,020	193,300	210,530	228,060	245,530	262,950	280,310	297,610	314,850	332,040	349,180	366,250	383,270	400,240	417,150
		5月	—	—	17,860	35,660	53,410	71,100	88,730	106,300	123,810	141,270	158,670	176,020	193,300	210,890	228,420	245,890	263,300	280,660	297,960	315,210	332,400	349,530	366,610	383,630	400,590
		6月	—	—	—	17,860	35,660	53,410	71,100	88,730	106,300	123,810	141,270	158,670	176,020	193,660	211,250	228,780	246,250	263,660	281,020	298,320	315,570	332,760	349,890	366,960	383,990
		7月	—	—	—	—	17,860	35,660	53,410	71,100	88,730	106,300	123,810	141,270	158,670	176,370	194,020	211,600	229,130	246,610	264,020	281,380	298,680	315,920	333,110	350,250	367,320
		8月	—	—	—	—	—	17,860	35,660	53,410	71,100	88,730	106,300	123,810	141,270	159,030	176,730	194,380	211,960	229,490	246,960	264,380	281,740	299,040	316,280	333,470	350,610
		9月	—	—	—	—	—	—	17,860	35,660	53,410	71,100	88,730	106,300	123,810	141,630	159,390	177,090	194,740	212,320	229,850	247,320	264,740	282,100	299,400	316,640	333,830
		10月	—	—	—	—	—	—	—	17,860	35,660	53,410	71,100	88,730	106,300	124,180	141,990	159,750	177,450	195,100	212,690	230,210	247,690	265,100	282,460	299,760	317,010
		11月	—	—	—	—	—	—	—	—	17,860	35,660	53,410	71,100	88,730	106,660	124,540	142,360	160,120	177,820	195,460	213,050	230,580	248,050	265,460	282,820	300,120
		12月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,860	35,660	53,410	71,100	89,090	107,030	124,900	142,720	160,480	178,180	195,830	213,410	230,940	248,410	265,830	283,190
	令和９年	1月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,860	35,660	53,410	71,460	89,460	107,390	125,270	143,080	160,840	178,550	196,190	213,780	231,310	248,780	266,190
		2月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,860	35,660	53,780	71,830	89,820	107,760	125,630	143,450	161,210	178,910	196,560	214,140	231,670	249,140
		3月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,860	36,030	54,140	72,200	90,190	108,120	126,000	143,820	161,580	179,280	196,920	214,510	232,040
		4月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,230	36,400	54,510	72,570	90,560	108,490	126,370	144,190	161,950	179,650	197,290	214,880
		5月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,230	36,400	54,510	72,570	90,560	108,490	126,370	144,190	161,950	179,650	197,290
		6月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,230	36,400	54,510	72,570	90,560	108,490	126,370	144,190	161,950	179,650
		7月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,230	36,400	54,510	72,570	90,560	108,490	126,370	144,190	161,950
		8月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,230	36,400	54,510	72,570	90,560	108,490	126,370	144,190
		9月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,230	36,400	54,510	72,570	90,560	108,490	126,370
		10月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,230	36,400	54,510	72,570	90,560	108,490
		11月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,230	36,400	54,510	72,570	90,560
		12月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,230	36,400	54,510	72,570
	令和10年	1月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,230	36,400	54,510
		2月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,230	36,400
		3月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,230

別表第十九（第七条第三項関係）〔各月の保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	令和8年4月から令和9年3月までの各月
前納額	17,860円

別表第二十（第八条第一項関係）〔2年間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	令和8年4月
前納額	9,220円

別表第二十一（第八条第一項関係）〔1年間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	令和8年4月
前納額	4,700円

別表第二十二（第八条第一項関係）〔6月間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	令和8年4月及び令和8年10月
前納額	2,370円

別表第二十三（第八条第二項関係）〔第一条第一号から第五号まで、第八号イ及び第九号のいずれかに掲げる期間の全ての付加保険料を口座振替により前納する場合〕

期間の終期			令和８年										令和９年												令和10年		
			３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
期間の始期			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	令和８年	3月	400	800	1,190	1,590	1,980	2,370	2,760	3,150	3,540	3,930	4,310	4,700	5,080	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		4月	—	400	800	1,190	1,590	1,980	2,370	2,760	3,150	3,540	3,930	4,310	4,700	5,080	5,460	5,850	6,230	6,600	6,980	7,360	7,730	8,100	8,480	8,850	9,220
		5月	—	—	400	800	1,190	1,590	1,980	2,370	2,760	3,150	3,540	3,930	4,310	4,700	5,080	5,460	5,850	6,230	6,600	6,980	7,360	7,730	8,100	8,480	8,850
		6月	—	—	—	400	800	1,190	1,590	1,980	2,370	2,760	3,150	3,540	3,930	4,310	4,700	5,080	5,460	5,850	6,230	6,600	6,980	7,360	7,730	8,100	8,480
		7月	—	—	—	—	400	800	1,190	1,590	1,980	2,370	2,760	3,150	3,540	3,930	4,310	4,700	5,080	5,460	5,850	6,230	6,600	6,980	7,360	7,730	8,100
		8月	—	—	—	—	—	400	800	1,190	1,590	1,980	2,370	2,760	3,150	3,540	3,930	4,310	4,700	5,080	5,460	5,850	6,230	6,600	6,980	7,360	7,730
		9月	—	—	—	—	—	—	400	800	1,190	1,590	1,980	2,370	2,760	3,150	3,540	3,930	4,310	4,700	5,080	5,460	5,850	6,230	6,600	6,980	7,360
		10月	—	—	—	—	—	—	—	400	800	1,190	1,590	1,980	2,370	2,760	3,150	3,540	3,930	4,310	4,700	5,080	5,460	5,850	6,230	6,600	6,980
		11月	—	—	—	—	—	—	—	—	400	800	1,190	1,590	1,980	2,370	2,760	3,150	3,540	3,930	4,310	4,700	5,080	5,460	5,850	6,230	6,600
		12月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400	800	1,190	1,590	1,980	2,370	2,760	3,150	3,540	3,930	4,310	4,700	5,080	5,460	5,850	6,230
	令和９年	1月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400	800	1,190	1,590	1,980	2,370	2,760	3,150	3,540	3,930	4,310	4,700	5,080	5,460	5,850
		2月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400	800	1,190	1,590	1,980	2,370	2,760	3,150	3,540	3,930	4,310	4,700	5,080	5,460
		3月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400	800	1,190	1,590	1,980	2,370	2,760	3,150	3,540	3,930	4,310	4,700	5,080
		4月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400	800	1,190	1,590	1,980	2,370	2,760	3,150	3,540	3,930	4,310	4,700
		5月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400	800	1,190	1,590	1,980	2,370	2,760	3,150	3,540	3,930	4,310
		6月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400	800	1,190	1,590	1,980	2,370	2,760	3,150	3,540	3,930
		7月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400	800	1,190	1,590	1,980	2,370	2,760	3,150	3,540
		8月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400	800	1,190	1,590	1,980	2,370	2,760	3,150
		9月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400	800	1,190	1,590	1,980	2,370	2,760
		10月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400	800	1,190	1,590	1,980	2,370
		11月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400	800	1,190	1,590	1,980
		12月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400	800	1,190	1,590
	令和10年	1月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400	800	1,190
		2月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400	800
		3月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400

別表第二十四（第八条第三項関係）〔各月の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	令和8年4月から令和9年3月までの各月
前納額	400円

○農林水産省告示第百六十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年二月十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1(1)　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	育成者権の存続期間	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	出願公表の年月日
第31543号 令和８年２月16日	Lentinula edodes (Berk.) Pegler	菌興718号	25	一般財団法人日本きのこセンター 鳥取県鳥取市古郡家211番地	令和６年８月28日
第31544号 令和８年２月16日	Malus Mill.	Scilate	30	The New Zealand Institute for Plant and Food Research Limited Mt Albert Research Centre, 120 Mt Albert Road, Auckland, New Zealand	平成27年５月28日
第31545号 令和８年２月16日	〃	PremA96	〃	Prevar Limited 507 Eastbourne St West, Hastings, 4122, New Zealand	平成28年６月23日
第31546号 令和８年２月16日	〃	さつきイエロー	〃	藤牧秀夫 長野県長野市大字村山147番地	平成30年11月22日
第31547号 令和８年２月16日	〃	高野　8号	〃	高野豪 岩手県奥州市江刺愛宕字巳角119番地	令和３年５月６日
第31548号 令和８年２月16日	〃	高野　10号	〃	〃	〃
第31549号 令和８年２月16日	〃	星のスパイス	〃	吉家一雄 長野県中野市大字厚貝286	令和３年６月15日
第31550号 令和８年２月16日	〃	初恋	〃	株式会社原田種苗 青森県弘前市大字末広二丁目２番地４	令和４年１月24日
第31551号 令和８年２月16日	〃	高野台　1号	〃	高野豪 岩手県奥州市江刺愛宕字巳角119番地	〃
第31552号 令和８年２月16日	Nelumbo nucifera Gaertn.	素碗	25	大木正人 千葉県東金市北幸谷121	令和元年10月28日
第31553号 令和８年２月16日	〃	綾乃	〃	〃	〃
第31554号 令和８年２月16日	Oryza sativa L.	ICS6号	〃	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 住友化学株式会社 東京都中央区日本橋二丁目７番１号	令和３年８月５日
第31555号 令和８年２月16日	〃	みずほ姫	〃	髙橋秀隆 新潟県新潟市江南区早通４丁目６番９号	令和４年２月21日
第31556号 令和８年２月16日	Pinus densiflora Siebold & Zucc.	野島　黄金	30	野島等 千葉県山武市上横地1570－２	令和２年２月３日
第31557号 令和８年２月16日	Prunus domestica L.	つきのたまご	〃	永澤平藏 山形県村山市大字大槇1375番地第２	平成30年２月23日
第31558号 令和８年２月16日	Prunus L.	仁科知花	〃	有限会社マルス製材所 岐阜県中津川市加子母1748番地 国立研究開発法人理化学研究所 埼玉県和光市広沢２番１号	平成29年８月18日

第31559号 令和８年２月16日	〃	Gi 1592	〃	Consortium Deutscher Baumschulen GmbH Brooksweg 13, 25474 Ellerbek, Germany	令和元年８月30日
第31560号 令和８年２月16日	〃	Gi 14813	〃	〃	〃
第31561号 令和８年２月16日	〃	Gi 31817	〃	〃	〃
第31562号 令和８年２月16日	Prunus persica (L.) Batsch	岡山PEH11号	〃	岡山県 岡山県岡山市北区内山下二丁目４番６号	令和４年７月26日
第31563号 令和８年２月16日	Rubus idaeus L.	KOKANEE	〃	The United States of America, as represented by the Secretary of Agriculture 1400 Independence Ave., S.W. Washington, DC 20250, USA	令和２年12月24日
第31564号 令和８年２月16日	Rubus L.	APF−190T	〃	The Board of Trustees of the University of Arkansas 2404 North University Avenue, Little Rock, Arkansas 72207, USA	令和元年７月４日
第31565号 令和８年２月16日	〃	Von	〃	North Carolina State University 1021 Main Campus Drive, 2nd Floor, Raleigh, NC, 27606, USA	令和２年12月24日
第31566号 令和８年２月16日	Tecoma Juss.	ホルテコ　イエロー	〃	新緑株式会社 福岡県筑紫野市大字岡田310番地８	平成30年５月21日
第31567号 令和８年２月16日	〃	サンホルティダイ	〃	〃	〃

⑵　登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、農林水産省輸出・国際局知的財産課において縦覧に供するとともに、農林水産省のウェブサイトに公表する。）

２　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第31543号 令和８年２月16日	Lentinula edodes (Berk.) Pegler	菌興718号	一般財団法人日本きのこセンター 鳥取県鳥取市古郡家211番地	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。
第31545号 令和８年２月16日	Malus Mill.	PremA96	Prevar Limited 507 Eastbourne St West, Hastings, 4122, New Zealand	〃	〃
第31547号 令和８年２月16日	〃	高野　8号	高野豪 岩手県奥州市江刺愛宕字皀角119番地	〃	〃
第31548号 令和８年２月16日	〃	高野　10号	〃	〃	〃

第31549号 令和８年２月16日	〃	星のスパイス	吉家一雄 長野県中野市大字厚貝286	〃	〃
第31551号 令和８年２月16日	〃	高野台　1号	高野豪 岩手県奥州市江刺愛宕字皀角119番地	〃	〃
第31554号 令和８年２月16日	Oryza sativa L.	ICS6号	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 住友化学株式会社 東京都中央区日本橋二丁目７番１号	〃	〃
第31562号 令和８年２月16日	Prunus persica (L.) Batsch	岡山PEH11号	岡山県 岡山県岡山市北区内山下二丁目４番６号	〃	〃
第31563号 令和８年２月16日	Rubus idaeus L.	KOKANEE	The United States of America, as represented by the Secretary of Agriculture 1400 Independence Ave., S.W. Washington, DC 20250, USA	〃	〃

3　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定地域	生産する行為を制限する旨
第31562号 令和８年２月16日	Prunus persica (L.) Batsch	岡山PEH11号	岡山県 岡山県岡山市北区内山下二丁目４番６号	岡山県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。

○農林水産省告示第百六十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十二月二十七日農林水産省告示第二千二百五十二号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和八年二月十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和７年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和７年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　くろまぐろ（小型魚） 一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 4,218.0トン 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン）	くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和７年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和７年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　くろまぐろ（小型魚） 一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 4,218.0トン 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	167.7
青森県	351.0
岩手県	113.0
宮城県	63.5
秋田県	57.0
山形県	25.9

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	167.7
青森県	351.0
岩手県	113.0
宮城県	63.5
秋田県	57.0
山形県	25.9

福島県	34.1
茨城県	47.9
千葉県	106.9
東京都	16.5
神奈川県	65.2
新潟県	131.0
富山県	144.6
石川県	128.7
福井県	51.9
静岡県	60.5
愛知県	1.0
三重県	65.8
京都府	66.4
大阪府	1.0
兵庫県	19.4
和歌山県	60.8
鳥取県	19.9
島根県	137.1
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	130.4
徳島県	45.2
香川県	2.9
愛媛県	24.5

福島県	34.1
茨城県	47.9
千葉県	106.9
東京都	16.5
神奈川県	65.2
新潟県	131.0
富山県	144.6
石川県	128.7
福井県	51.9
静岡県	60.5
愛知県	1.0
三重県	65.8
京都府	66.4
大阪府	1.0
兵庫県	19.4
和歌山県	60.8
鳥取県	19.9
島根県	137.1
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	130.4
徳島県	45.2
香川県	2.9
愛媛県	24.5

高知県	105.6
福岡県	17.6
佐賀県	11.9
長崎県	913.7
熊本県	36.0
大分県	14.9
宮崎県	25.5
鹿児島県	50.6
沖縄県	0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	778.6
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	47.2

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

10,142.6トン

高知県	105.6
福岡県	17.6
佐賀県	11.9
長崎県	913.7
熊本県	36.0
大分県	14.9
宮崎県	25.5
鹿児島県	50.6
沖縄県	0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	778.6
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	47.2

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

10,142.6トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	564.6
青森県	784.1
岩手県	97.2
宮城県	87.3
秋田県	60.6
山形県	55.1
福島県	2.0
茨城県	23.0
千葉県	87.4
東京都	88.4
神奈川県	32.7
新潟県	156.7
富山県	35.8
石川県	82.0
福井県	37.6
静岡県	54.2
愛知県	2.0
三重県	52.6
京都府	53.6
大阪府	2.0
兵庫県	33.8
和歌山県	61.0

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	564.6
青森県	784.1
岩手県	97.2
宮城県	87.3
秋田県	60.6
山形県	55.1
福島県	2.0
茨城県	23.0
千葉県	87.4
東京都	88.4
神奈川県	32.7
新潟県	156.7
富山県	35.8
石川県	73.0
福井県	37.6
静岡県	54.2
愛知県	2.0
三重県	52.6
京都府	50.6
大阪府	2.0
兵庫県	33.8
和歌山県	61.0

鳥取県	19.2
島根県	48.3
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	121.0
徳島県	10.0
香川県	0.1
愛媛県	12.1
高知県	43.5
福岡県	54.0
佐賀県	31.6
長崎県	424.2
熊本県	9.4
大分県	32.1
宮崎県	67.4
鹿児島県	35.9
沖縄県	268.0

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	3,037.5

鳥取県	19.2
島根県	48.3
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	118.0
徳島県	20.0
香川県	0.1
愛媛県	19.1
高知県	43.5
福岡県	54.0
佐賀県	31.6
長崎県	424.2
熊本県	9.4
大分県	32.1
宮崎県	65.4
鹿児島県	35.9
沖縄県	268.0

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	3,037.5

くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,027.2
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	75.7
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,141.1

くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,027.2
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	75.7
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,141.1

官　庁　報　告

基本測量関係事項公告

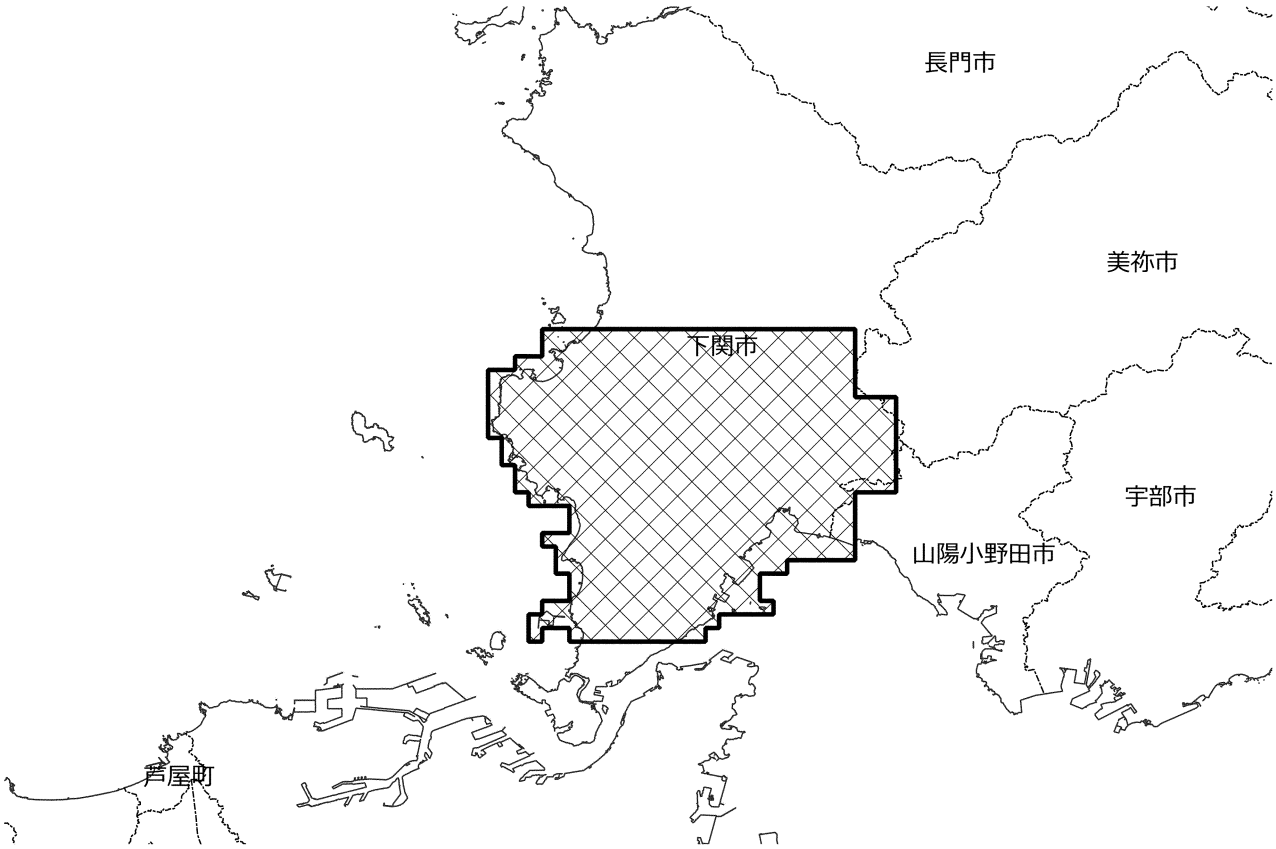
基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年２月16日　　国土交通大臣　金子　恭之

種類	地上画素寸法	実施時期	区域 整理番号	区域 地区(地方)	撮影	摘要
数値空中写真	20㎝	令和７年	ＣＣＧ―2025―１	東広島	デジタル	476枚
〃	〃	〃	ＣＣＧ―2025―２	下関	〃	620枚
〃	〃	〃	ＣＳＩ―2025―１	松山	〃	307枚
〃	〃	〃	ＣＫＵ―2025―１	大村	〃	1,912枚
〃	〃	〃	ＣＫＵ―2025―２	島原	〃	711枚
〃	12㎝	〃	ＣＫＵ―2025―４	肥前鳥島	〃	6枚

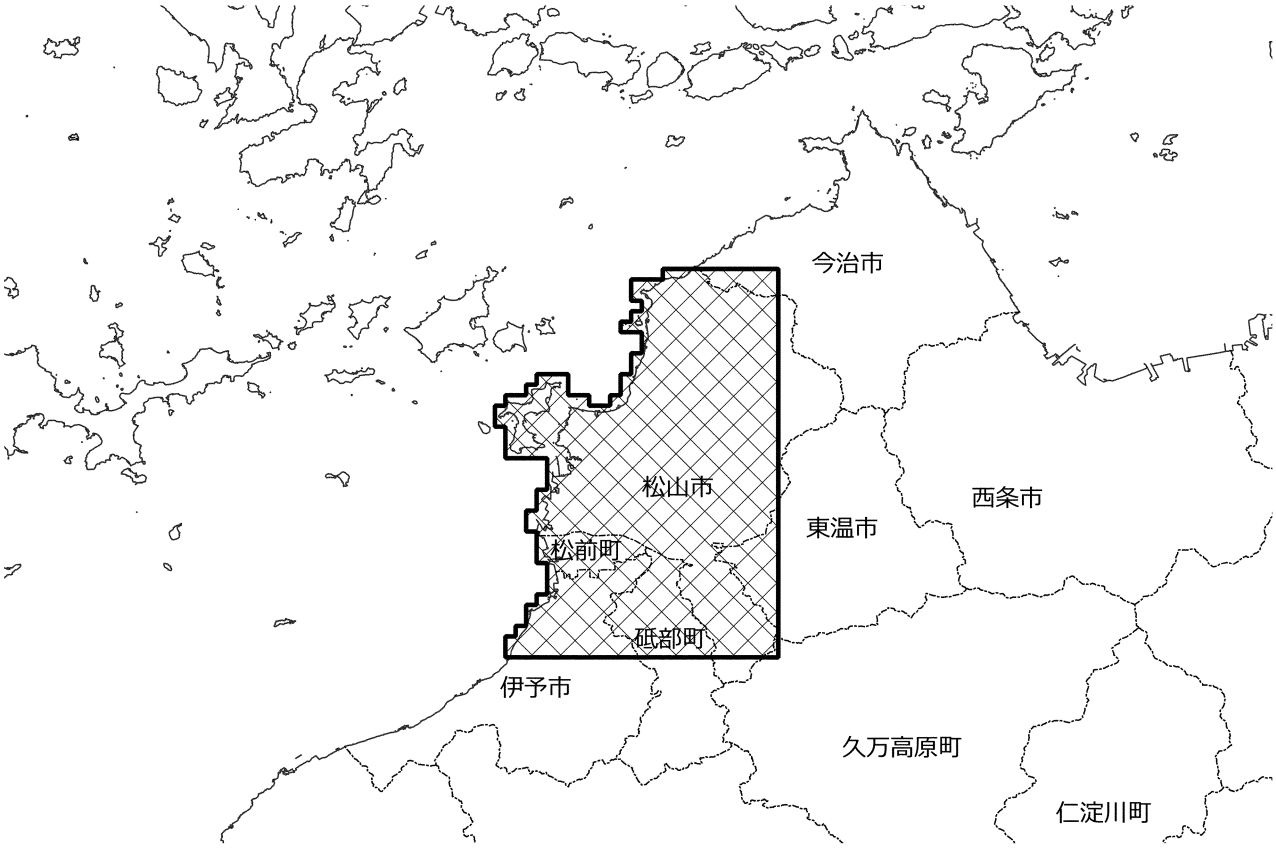
備考　空中写真の刊行日　令和８年２月17日

下関地区



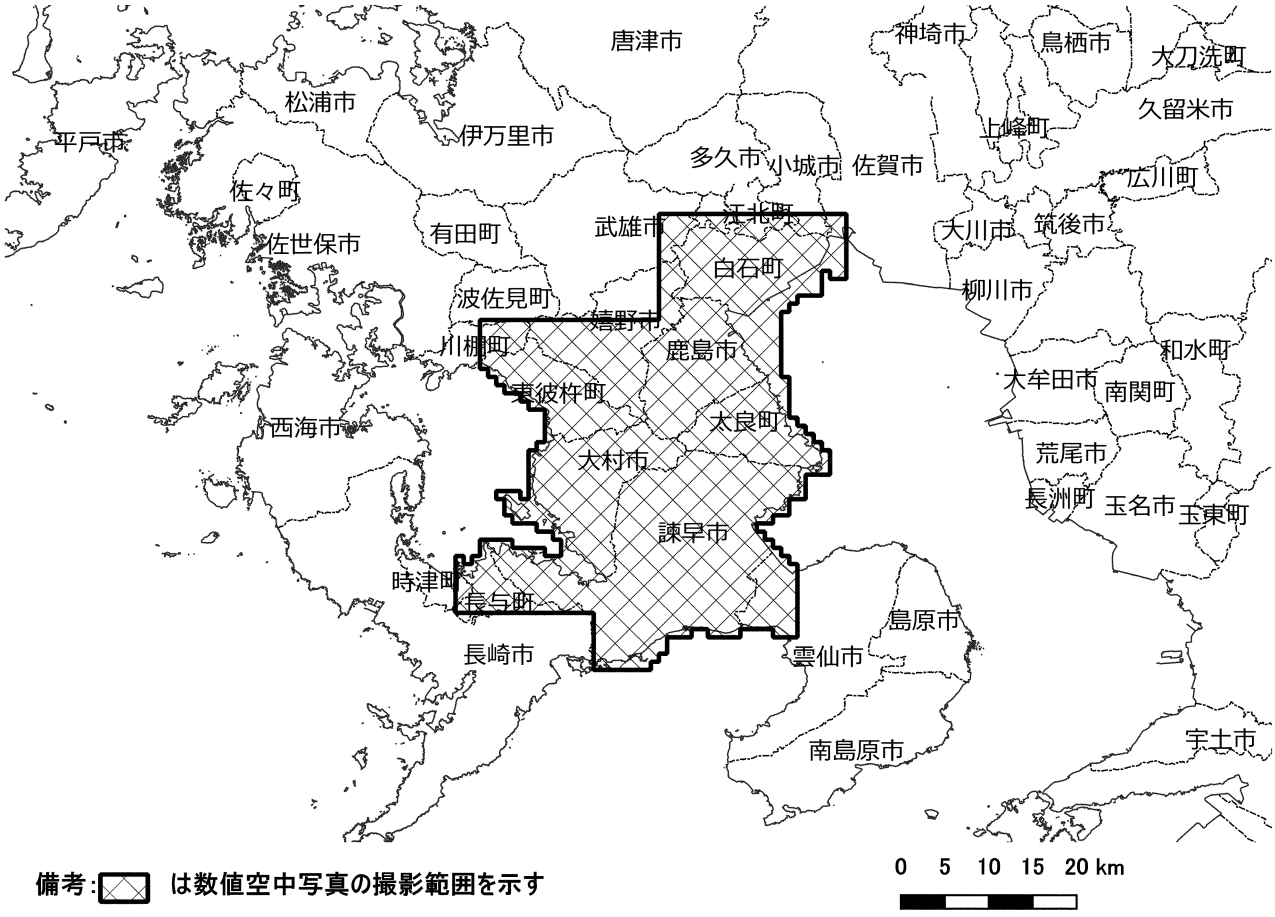
備考：▨は数値空中写真の撮影範囲を示す

松山地区



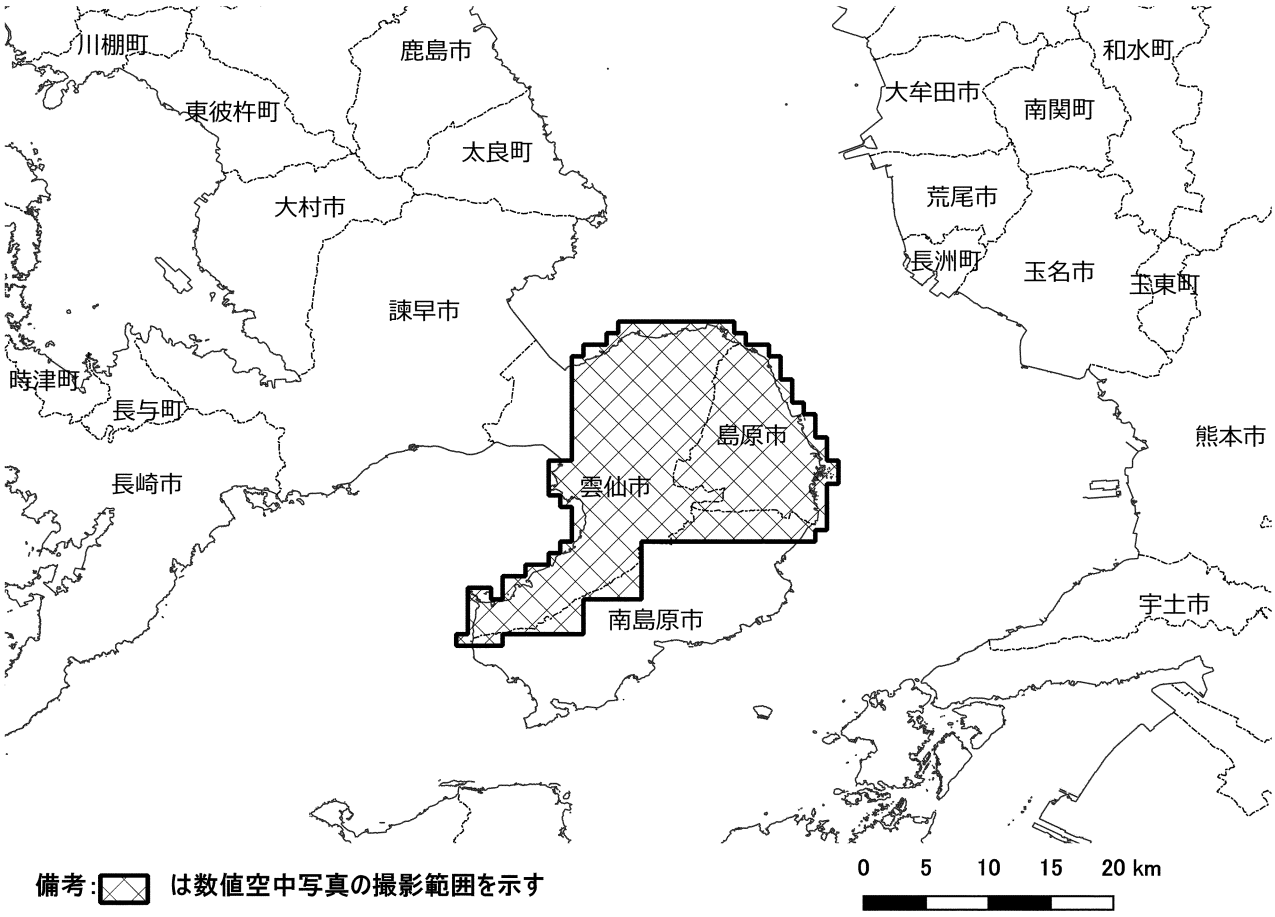
備考：▨は数値空中写真の撮影範囲を示す

大村地区



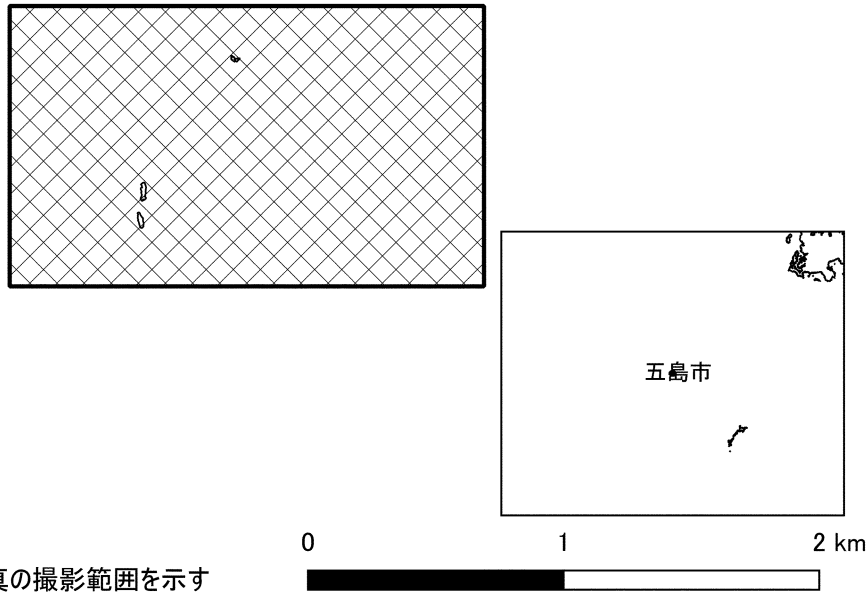
備考：▨は数値空中写真の撮影範囲を示す

島原地区



備考：▨は数値空中写真の撮影範囲を示す

肥前鳥島地区



備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す

公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であります。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十四日
掲載頁　一二四頁（号外第一六一号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月九日
掲載頁　六十四頁（号外第一五七号）

令和八年二月十六日
宮城県仙台市青葉区一番町三丁目七番一号
（甲）東北電力Ｅライフ・パートナーズ株式会社
取締役社長　中村　徹
宮城県仙台市青葉区花京院一丁目一番二〇号
（乙）東北電力ソーラーｅチャージ株式会社
取締役社長　宮本　学

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十二月九日
掲載頁　九十頁（号外第二六九号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十二月八日
掲載頁　九十頁（号外第二六八号）

令和八年二月十六日
東京都港区南青山二丁目五番二〇号
（甲）株式会社帝国データバンクアクシス
代表取締役　岩渕　勝成
東京都港区南青山二丁目五番二〇号
（乙）株式会社帝国データバンクネットコミュニケーション
代表取締役　堀　貴広

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、令和八年三月十六日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年八月五日
掲載頁　五十一頁（号外第一七八号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年八月五日
掲載頁　五十九頁（号外第一七八号）

（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年八月五日
掲載頁　五十六頁（号外第一七八号）

令和八年二月十六日
福井県鯖江市上河端町第六号一番地三三
（甲）株式会社アートテクノロジー
代表取締役　蜂谷　望
福井県鯖江市上河端町第六号一番地三三
（乙）株式会社アートホールディングス
代表取締役　蜂谷　望
福井県鯖江市上河端町第六号一番地三三
（丙）株式会社ＡＧＭ
代表取締役　蜂谷　望

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年九月二十六日
掲載頁　二〇八頁（号外第二一五号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年九月二十六日
掲載頁　二一〇頁（号外第二一五号）

令和八年二月十六日
香川県高松市古新町九番地一
（甲）穴吹エンタープライズ株式会社
代表取締役　三村　和馬
香川県高松市鍛冶屋町七番地一二
（乙）あなぶきエンタテインメント株式会社
代表取締役　野田　勉

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により、株式会社プラザクリエイト（乙、住所東京都中央区晴海一丁目八番一〇号）のつくるんです事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した事業年度はありません。

（乙）http://www.plazacreate.co.jp
令和八年二月十六日
東京都中央区晴海一丁目八番一〇号
株式会社Ｒｏｌｉｆｅ　Ｊａｐａｎ
代表取締役　髙橋　賢

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む給食事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.ifsco-group.com/
（乙）https://www.mitsuroko-provisions.com
令和八年二月十六日
大阪市北区梅田三丁目三番二〇号
（甲）一冨士フードサービス株式会社
代表取締役　大西　博史
東京都中央区京橋三丁目一番一号
（乙）株式会社ミツウロコプロビジョンズ
代表取締役　落合　教康

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、組織変更後の商号は荒井金物株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十六日
山形県東置賜郡高畠町大字夏茂二〇四番地の一
荒井金物企業組合
代表理事　荒井　敏雄

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

札幌市中央区大通西十三丁目四番一九三

ドエル大通公園二〇二

合同会社コミュニケーションワン

清算人　山内　俊英

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

北海道樺戸郡浦臼町字キナウスナイ一八六番地の五〇六

有限会社丸尾自動車整備工場

清算人　丸尾　眞一

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

茨城県常陸太田市岡田町一六四二番地の一

有限会社シンプルフォレスト

清算人　植田　義己

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

栃木県那須塩原市豊浦北町七四番地一〇〇

有限会社青木電業社

清算人　小針　茂之

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

埼玉県越谷市大字下間久里四一五番地

有限会社石井商事

清算人　山本　光紀

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町四丁目一九六番地

あかつき株式会社

代表清算人　西部　卓

解散公告

当社は、令和八年一月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

埼玉県川口市西川口四丁目一一番二二号

環球商事株式会社

代表清算人　鄭　永宏

解散公告

当社は、令和八年一月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

千葉県野田市柳沢四九番二三

ま心産業有限会社

清算人　八巻恵理子

解散公告

当社は、令和八年一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

千葉県野田市柳沢一二五番地の一三

有限会社瀬能工務店

代表清算人　瀬能　弘之

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

千葉県市川市田尻三丁目九番一五―一〇一号

株式会社カワヒロ

代表清算人　川端　博

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

千葉県船橋市宮本九丁目六番一―一〇〇六号

ＴＭＴ株式会社

代表清算人　積田　貴大

解散公告

当社は、令和八年一月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

東京都豊島区南池袋三丁目一五―一〇

株式会社木村コンサルティング

代表清算人　木村　嘉仁

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

山佐産業Ｈ１６６８Ａ１リース株式会社

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

山佐産業Ｈ１６６８Ａ一般社団法人

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

山佐産業Ｈ１６６８Ａ２リース株式会社

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

東京都墨田区緑四丁目一〇番一号

株式会社ヴエルデイ

代表清算人　長坂　英樹

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

東京都北区中十条三丁目六番一三号

ネットキヤドコンピュータサービス有限会社

清算人　直井　輝雄

解散公告

当法人は、令和七年六月二十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

東京都小平市学園東町一丁目七番二四号

特定非営利活動法人アンファン・ボンヌ

清算人　三富　和子

解散公告

当社は、令和八年一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

東京都西東京市東町四丁目六番四号

株式会社クラウドナイン

代表清算人　間壁　史子

解散公告

当社は令和八年一月十五日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一五番三号プリメーラ道玄坂四一八号室

株式会社ＰＲＥＷＡＮ

代表清算人　廣田　昌平

解散公告

当社は、令和八年一月十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

東京都江戸川区松江二丁目一番一三―二〇七号室

斉順合同会社

清算人　相澤　健

解散公告

当社は、令和七年十二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

東京都西東京市芝久保町三丁目二四番六号

株式会社クレセント

代表清算人　望月　一弥

解散公告

当社は、令和七年十二月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

東京都文京区本郷三丁目三八番一〇号さかえビル二Ｆ

株式会社Ｓｈｉｇｅｔａ

代表清算人　古村　絢子

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル六階

株式会社Startin Lab

代表清算人　岩本　洋介

解散公告

当法人は、令和八年一月二十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

東京都町田市原町田五丁目二番二二号

特定非営利活動法人元気な１２０才を創る会

清算人　深井ふみ子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

東京都台東区鳥越二丁目一番八号

有限会社京浜ライフテクノ

清算人　川端　可京

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

東京都中央区日本橋室町一丁目一一番一二号日本橋水野ビル七階

株式会社ＭＲ．Ｎｅｘｕｓ

代表清算人　梶原　颯太

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

東京都港区赤坂一丁目一一番四四号赤坂インターシティ五階Ｆｏｒｖｉｓ・Ｍａｚａｒｓ・Ｊａｐａｎ株式会社内

ＴＧＰ　ＪＡＰＡＮ株式会社

代表清算人　ヴィノス・ランジャン・ムダリアー

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

東京都豊島区東池袋三丁目五番七号ユニオンビルヂング五〇一

ＳＴＲＯＮＧ　ＡＬＩＶＥ株式会社

代表清算人　石原　慎典

解散公告

当社は、令和八年一月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

東京都品川区東五反田二―三―五　五反田中央ビル七Ｆ　株式会社Ｐｅｎｔａｂｌｅ

代表清算人　酒井　弘樹

解散公告

当社は、令和八年一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

東京都港区西新橋一丁目一九番一一号

イコール・アイ株式会社

代表清算人　佐藤　達也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

東京都杉並区和泉三丁目三〇番八号

サンコー技研株式会社

代表清算人　藤澤　幸司

解散公告

当社は、令和八年一月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

東京都新宿区河田町三番一五一一二八一五

株式会社show

代表清算人　本庄　昂

解散公告

当社は、令和八年一月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

東京都品川区東品川九丁目一五番四〇七号

株式会社MoteCreate

代表清算人　本庄　昂

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

合同会社玄海インドインベストメント

清算人　松山　茂雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

ＫＲＦ８７特定目的会社

代表清算人　中津　正憲

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

東京都板橋区西台三丁目七番一号

飯田製函有限会社

清算人　飯田　壽代

解散公告

当社は、令和八年二月九日付をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

東京都港区海岸一丁目七番一号

汐留事業17号合同会社

清算人　三村　一平

解散公告

当社は、令和八年一月二十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

神奈川県横浜市栄区本郷台一丁目一二番二四号

合同会社ｃｏｃｏｒｏｎ

清算人　山下　麻子

解散公告

当社は、令和七年十二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

新潟市秋葉区車場九〇九番地

有限会社大墨商会

清算人　大墨　直人

解散公告

当法人は、令和八年一月二十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

石川県小松市白江町ロ一〇五番地六

一般社団法人石川アニメ文化推進協会

代表清算人　西野　肇

解散公告

当社は、令和八年一月十日開催の株主総会の決議により、令和八年一月二十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

長野県小諸市己字高峯一四三番地二

有限会社マイクロ・ワン

代表清算人　内堀　優一

解散公告

当社は、令和八年一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

岐阜県本巣郡北方町芝原中町五丁目八一番地の二

株式会社タカスギ

代表清算人　髙田　愛弓

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

愛知県名古屋市守山区大字中志段味字南原二六八六番地の六三　有限会社野田工務店

清算人　野田　朋哲

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

愛知県東海市富貴ノ台一丁目一二六番地

株式会社大征

代表清算人　和田　和弘

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

愛知県名古屋市中村区大宮町二丁目七二番地の九

株式会社明和国際事務所

代表清算人　大村　恵子

解散公告

当社は、令和八年一月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

京都市山科区大宅御所田町四八番地四

潤安株式会社

代表清算人　高　陽

解散公告

当社は株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

大阪市住吉区長居二丁目一〇番三一一〇三号

方圓紅儒株式会社

代表清算人　管　宏儒

解散公告

当社は、令和五年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

大阪府大東市泉町一丁目一三番四号

株式会社ＨＩＹＡＭＩＺＵ

代表清算人　冷水　勇治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

大阪市生野区舎利寺三丁目八番一八号

ＤＡＮＨＡ　ＤＡＩＺＡ合同会社

清算人　ヴ・ティー・ハー

解散公告

当社は、令和八年一月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

大阪府高槻市古曽部町二丁目一五番一―一二一号

仲田屋株式会社

代表清算人　仲田　智

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

大阪市淀川区西中島五丁目八番二九―五一三号

株式会社Ｅサイン

代表清算人　武本　京子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

大阪市淀川区西中島五丁目一番二号

有限会社ＳＫカンパニー

清算人　土井　薫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

大阪府八尾市高美町六丁目二番一二号

大和自動車工業株式会社

代表清算人　山本　克己

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

大阪府高槻市古曽部町二丁目一五番一―一二一号

仲田屋株式会社

代表清算人　仲田　智

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

大阪市住吉区長居東四丁目二一番二八号

有限会社ケイアンドティー

清算人　土井　薫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

大阪市中央区南船場一丁目四番一六号

ジュエリー・アライアンス株式会社

代表清算人　松田　雅利

解散公告

当社は、令和八年一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

神戸市中央区海岸通六番地

株式会社ＣＢＳクリエイト

代表清算人　友方　裕介

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

兵庫県西宮市羽衣町七―三〇夙川グリーンタウン三階コワクラ内

サマークラウド株式会社

代表清算人　和田健太郎

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

兵庫県西宮市戸田町一番二〇号

株式会社シールズ

代表清算人　藤井　直美

解散公告

当社は、解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。尚、右期間内にお申し出がない時は清算から除斥します。

令和八年二月十六日

奈良県奈良市中登美ケ丘一の一九九四の三

株式会社喜多塾　代表清算人　喜多　和広

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

和歌山県橋本市神野々四三九番地

有限会社橋本御苑

清算人　佐藤　正

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

島根県大田市大田町大田ハ二〇番地二

合同会社清森

清算人　ＣＨＡＮ　ＨＯＩ　ＬＵＭ

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

岡山市北区玉柏一五七七番地の三

有限会社原源本店

清算人　有森　敬子

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

広島県東広島市安芸津町三津四一〇六番地の三三

本庄工業有限会社

清算人　本庄　誠

第12期決算公告

令和８年２月16日

千葉市美浜区新港211番地

株式会社オランダ家

代表取締役　芝山　均

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	483
	固定資産	584
	合計	1,068
負債及び純資産の部	流動負債	624
	（環境対策引当金）	(4)
	固定負債	1,654
	（退職給付引当金）	(62)
	株主資本	△1,210
	資本金	50
	利益剰余金	△1,260
	その他利益剰余金	△1,260
	（うち当期純損失）	(90)
	合計	1,068

解散公告

当法人は、令和七年十二月二十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

広島市安佐南区高取南二丁目二番二六号

特定非営利活動法人レヴァリーズ

清算人　山中　亮介

解散公告

当社は、令和八年一月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

広島県福山市千代田町一丁目七番二―四号

石川地所有限会社

清算人　石川　晃久

解散公告

当社は、令和七年十一月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

香川県高松市木太町三五八〇番地六

有限会社ＣＵＥ

代表清算人　芝原　宏起

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

高知市葛島四丁目六番二七号アリビオ葛島二〇一

株式会社ＢＯＧＡ

代表清算人　富永　勇樹

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

宮崎市大字新名爪四〇〇番地

八紘商事株式会社

代表清算人　釈迦郡克昭

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

宮崎県日南市園田一丁目三番二〇号

有限会社大澤材木店

清算人　大澤　信二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

鹿児島市真砂本町六二番六号

株式会社エヌアールエスジャパン

代表清算人　富久　俊次

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

鹿児島県霧島市隼人町住吉三八五番地三フラワーマンション三〇二

株式会社ニックス

代表清算人　田村　修野

解散公告（第一回）

当土地改良区は、令和七年十二月九日、高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

高知県四万十市江ノ村七七四番地

清算法人中村市東中筋土地改良区

清算人代表　鳥谷　正

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十二月一日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年二月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

福岡県柳川市大和町塩塚一七七〇番地

宗教法人福地庵

清算人　樋口　英信

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千四百八十七万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二十五日であり、株主総会の決議は令和七年十二月十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.novelcrystal.co.jp/koukoku/nct15/index.html

令和八年二月十六日

埼玉県狭山市広瀬台二丁目三番一号

株式会社ノベルクリスタルテクノロジー

代表取締役　倉又　朗人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月十八日

掲載頁　一五五頁（号外第二七六号）

令和八年二月十六日

福岡市博多区山王一丁目一番三四号

Ｍｉフーズ株式会社

代表取締役　松石　博文

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五十五億三百五十四万三千三百五十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.disclose-support.com/4f55f1u4r.html

令和八年二月十六日

東京都港区芝公園二丁目四番一号

株式会社ＥＮＥＯＳモビリニア

代表取締役　松本　啓介

官報配信データの電子署名について

令和８年２月16日　　東京都港区虎ノ門２－２－３
独立行政法人国立印刷局

インターネット版官報及び官報情報検索サービスの配信データに付した電子署名の証明書について、定期更新により不使用となったことから失効処理を行いました。

【対象となる証明書の情報】

シリアル番号	5A CA FB BF 0D 3E B6 B6
失効日時	2026年１月29日（木）　13時43分32秒
発行者	SECOM Passport for Member PUB CA8, SECOM Passport for Member 2.0 PUB, SECOM Trust Systems CO., LTD., JP
失効情報確認先	https://repo1.secomtrust.net/spcpp/pfm20pub/ca8/fullCRL.crl
確認可能期間	2026年３月１日（日）　13時48分33秒

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月三十一日を効力発生日とする三芳合金工業株式会社（埼玉県入間郡三芳町大字上富五〇八番地）との株式交換（以下「本株式交換」という。）により資本準備金の額が増加することを停止条件として、本株式交換により増加する資本準備金の額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年一月二十三日

掲載頁　九十四頁（号外第十五号）

令和八年二月十六日

東京都板橋区前野町二丁目四六番二号

大和合金株式会社

代表取締役　萩野源次郎

配当公告

鹿児島県鹿児島市薬師一丁目一八番一三号

破産者　株式会社ビットマスター

右の者に対する東京地方裁判所令和元年（フ）第八三七〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一〇、三〇六、五八七、八一七円

一、配当することのできる金額

金二八六、〇三三、二四三円

令和八年二月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目九番二号グラントウキョウサウスタワー一三階　阿部・井窪・片山法律事務所

破産管財人　伊藤　尚

配当公告

名古屋市守山区四軒家二丁目三〇一番地

破産者　佐藤産業株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所令和七年（フ）第六〇七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金七三、九四九、八七三円

一、配当をすることのできる金額

金一二、二三五、一〇〇円

令和八年二月十六日

名古屋市中村区名駅五丁目五番二二号名駅ＤＨビル七階　破産管財人　服部　文彦

配当公告

和歌山県田辺市朝日ケ丘一七番五号

破産者　株式会社アプリコ

右の者に対する和歌山地方裁判所令和三年（フ）第二三七号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金七六五、五八四、五〇九円

一、配当することのできる金額

金一〇九、五五六、二六三円

令和八年二月十六日

和歌山県和歌山市八番丁一一番地　日本生命和歌山八番丁ビル三階　あさかぜ法律事務所

破産管財人　山岡　大

第 20 期 決 算 公 告

令和８年１月 29 日　千葉県市川市南八幡四丁目17番８号

株式会社ＲＫコンサルティング

代表取締役　西藤広一郎

貸借対照表の要旨　（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,893,462	流動負債	945,597
固定資産	262,656	固定負債	454,536
		株主資本	754,922
		資本金	259,000
		資本剰余金	249,000
		資本準備金	249,000
		利益剰余金	301,384
		繰越利益剰余金	301,384
		（うち当期純利益）	(96,957)
		自己株式	△54,462
		新株予約権	1,062
資産合計	2,156,118	負債・純資産合計	2,156,118

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千九百五十万円減少し七千五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二十日であり、株主総会の決議は、令和八年二月十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月十六日

東京都中央区日本橋大伝馬町一三番地七
日本橋大富ビル
株式会社ＪＱＣ
代表取締役　小柴　正浩

第９期決算公告　　令和８年２月16日

東京都中央区日本橋大伝馬町13番地７
日本橋大富ビル
株式会社ＪＱＣ
代表取締役　小柴　正浩

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	35,375
	固定資産	393,677
	繰延資産	3,179
	資産合計	**432,231**
負債及び純資産の部	流動負債	447,973
	株主資本	△15,742
	資本金	124,500
	資本剰余金	75,000
	資本準備金	75,000
	利益剰余金	△215,242
	その他利益剰余金	△215,242
	（うち当期純損失）	(31,998)
	負債・純資産合計	**432,231**

第 23 期 決 算 公 告

令和８年２月16日　東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号

ホワイトエッセンス株式会社

代表取締役　坂本　佳昭

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,150,698	流動負債	822,129
固定資産	1,155,276	賞与引当金	64,443
		固定負債	348,933
		株主資本	3,134,912
		資本金	77,500
		資本剰余金	65,000
		資本準備金	65,000
		利益剰余金	2,992,412
		その他利益剰余金	2,992,412
		（うち当期純利益）	(638,694)
資産合計	**4,305,975**	**負債・純資産合計**	**4,305,975**

第 51 期 決 算 公 告

2026年２月16日　東京都西東京市田無町四丁目７番９号

株式会社藤和ハウス

代表取締役　小髙　欣一

貸借対照表の要旨　（2025年10月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,680,453	流動負債	1,015,594
固定資産	4,437,703	固定負債	3,647,098
		株主資本	2,455,465
		資本金	100,000
		資本剰余金	49,875
		資本準備金	27,000
		その他資本剰余金	22,875
		利益剰余金	2,557,324
		利益準備金	650
		その他利益剰余金	2,556,674
		（うち当期純利益）	(363,474)
		自己株式	△251,734
資産合計	**7,118,157**	**負債・純資産合計**	**7,118,157**

第２期決算公告

令和８年２月16日　東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
虎ノ門ヒルズステーションタワー19階
SYNC Group株式会社
代表取締役　石川　智哉

貸借対照表の要旨　（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	195,221	流動負債	10,679
固定資産	7,141,697	（賞与引当金）	(2,500)
		固定負債	4,580,029
		株主資本	2,744,472
		資本金	5
		資本剰余金	3,334,870
		資本準備金	5
		その他資本剰余金	3,334,865
		利益剰余金	△590,403
		その他利益剰余金	△590,403
		（うち当期純損失）	(396,262)
		新株予約権	1,739
資産合計	**7,336,918**	**負債・純資産合計**	**7,336,918**

第17期決算公告

令和８年２月16日　東京都港区元赤坂一丁目２番７号
赤坂Ｋタワー４階
シネクロン・テクノロジーズ・ジャパン株式会社
代表取締役　ラケシュ・グプタ

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	321,477,243	流動負債	42,267,099
固定資産	1,778,509	賞与引当金	158,854
		概算経費引当金	21,505
		退職給付引当金	13,351,398
		その他	28,735,342
		株主資本	280,988,653
		資本金	10,000,000
		資本剰余金	2,913,650
		資本準備金	2,913,650
		利益剰余金	268,075,003
		その他利益剰余金	268,075,003
		（うち当期純損失）	(31,566,500)
資産合計	**323,255,752**	**負債・純資産合計**	**323,255,752**

第43期決算公告

令和８年２月16日
新潟市中央区美咲町一丁目９番48号
アサヒアレックスホールディングス株式会社
代表取締役　石倉　茂雄

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,000,208	流動負債	326,949
固定資産	847,148	固定負債	369,915
		株主資本	1,150,492
		資本金	245,821
		資本剰余金	12,000
		資本準備金	12,000
		利益剰余金	901,424
		利益準備金	23,031
		その他利益剰余金	878,392
		（うち当期純利益）	(103,787)
		自己株式	△　8,753
資産合計	**1,847,357**	**負債・純資産合計**	**1,847,357**

第30期決算公告

令和８年２月16日　東京都中央区日本橋堀留町一丁目10番15号
株式会社ネオ・ウィング
代表取締役　片桐　文夫

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,267	流動負債	1,053
固定資産	133	ポイント引当金	7
		その他流動負債	1,046
		固定負債	39
		株主資本	307
		資本金	100
		資本剰余金	55
		その他資本剰余金	55
		利益剰余金	254
		その他利益剰余金	254
		（うち当期純利益）	(7)
		自己株式	△102
資産合計	**1,400**	**負債・純資産合計**	**1,400**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四百九十八万八千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十六日
東京都渋谷区道玄坂一丁目七番一号
ノウンズ株式会社
代表取締役　田中啓志朗

第６期決算公告

令和８年２月16日
東京都渋谷区道玄坂一丁目７番１号
ノウンズ株式会社
代表取締役　田中啓志朗

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

	科目	金額(円)
資産の部	流動資産	289,281,620
	固定資産	46,084,795
	資産合計	**335,366,415**
負債及び純資産の部	流動負債	112,252,869
	固定負債	101,830,000
	株主資本	121,283,546
	資本金	100,000,000
	資本剰余金	983,101,614
	資本準備金	536,600,807
	その他資本剰余金	446,500,807
	利益剰余金	△961,818,068
	その他利益剰余金	△961,818,068
	（うち当期純損失）	(306,054,633)
	負債・純資産合計	**335,366,415**

第11期決算公告

令和８年２月16日
東京都港区虎ノ門四丁目１番28号
虎ノ門タワーズオフィス17階
株式会社AP V GP
代表取締役　笹沼　泰助

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

	科目	金額(千円)
資産の部	流動資産	1,426
	合計	**1,426**
負債及び純資産の部	流動負債	695
	株主資本	731
	資本金	50
	資本剰余金	550
	資本準備金	50
	その他資本剰余金	500
	利益剰余金	2,331
	その他利益剰余金	2,331
	（うち当期純損失）	(185)
	自己株式	△2,200
	合計	**1,426**

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十六日
東京都国立市青柳二丁目二六番地の二一
株式会社いちご一会
代表取締役　原田　光繁

第４期決算公告

令和８年２月16日
東京都国立市青柳二丁目26番地の21
株式会社いちご一会
代表取締役　原田　光繁

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：円）

	科目	金額
資産の部	流動資産	366,844,354
	固定資産	566,582,043
	資産合計	**933,426,397**
負債及び純資産の部	流動負債	15,137,480
	株主資本	918,288,917
	資本金	10,000,000
	資本剰余金	1,744,479,143
	資本準備金	1,744,479,143
	利益剰余金	△836,190,226
	その他利益剰余金	△836,190,226
	（うち当期純損失）	(21,127,432)
	負債・純資産合計	**933,426,397**

第14期決算公告

令和８年２月16日
東京都港区虎ノ門四丁目１番28号
虎ノ門タワーズオフィス17階
株式会社AP IV—S GP
代表取締役　笹沼　泰助

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

	科目	金額(千円)
資産の部	流動資産	7,362
	固定資産	589
	合計	**7,951**
負債及び純資産の部	流動負債	0
	固定負債	0
	株主資本	7,951
	資本金	2,750
	資本剰余金	2,750
	資本準備金	2,750
	利益剰余金	2,451
	その他利益剰余金	2,451
	（うち当期純損失）	(2,058)
	合計	**7,951**

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ルームケア上野（住所東京都台東区東上野三丁目八番七号）に対して当社の事業に関して有する権利義務の一部を承継させることにいたしましたので公告します。

また、当社は新設分割の効力発生と同時に、株式会社アッポールに商号変更予定です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月十六日
東京都台東区東上野三丁目八番七号
株式会社ルームケア上野
代表取締役　福田加奈子

決　算　公　告

令和８年２月16日
東京都台東区東上野三丁目８番７号
株式会社ルームケア上野
代表取締役　福田加奈子

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	34,271
	固定資産	30,022
	資産合計	64,294
負債及び純資産の部	流動負債	3,485
	固定負債	10,540
	株主資本	50,268
	資本金	10,000
	利益剰余金	40,268
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	39,518
	（うち当期純利益）	(1,840)
	負債・純資産合計	64,294

第６期決算公告

令和８年２月16日
東京都港区虎ノ門四丁目１番28号
虎ノ門タワーズオフィス17階
株式会社AP VI GP
代表取締役　笹沼　泰助

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,367
	合計	3,367
負債及び純資産の部	流動負債	1,032
	株主資本	2,334
	資本金	50
	資本剰余金	550
	資本準備金	50
	その他資本剰余金	500
	利益剰余金	2,234
	その他利益剰余金	2,234
	（うち当期純利益）	(429)
	自己株式	△500
	合計	3,367

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十二月三十一日を効力発生日とする株式会社デュオリンクとの株式交換により増加した資本準備金の増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十六日
東京都江戸川区南篠崎町一丁目七番四号
株式会社キューブ
代表取締役　冠　秀雄

第13期決算公告

令和８年２月16日
東京都江戸川区南篠崎町一丁目７番４号
株式会社キューブ
代表取締役　冠　秀雄

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,809
	固定資産	275,228
	合計	280,038
負債及び純資産の部	流動負債	24,314
	固定負債	179,910
	株主資本	75,814
	資本金	1,000
	利益剰余金	74,814
	その他利益剰余金	74,814
	（うち当期純利益）	(4,595)
	合計	280,038

決算公告

令和８年２月16日
東京都港区虎ノ門四丁目１番28号
虎ノ門タワーズオフィス17階
株式会社AP３
代表取締役　笹沼　泰助

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	602
	固定資産	36
	合計	638
負債及び純資産の部	流動負債	359
	株主資本	278
	資本金	10,000
	利益剰余金	△9,721
	その他利益剰余金	△9,721
	（うち当期純損失）	(560)
	合計	638

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千八百六十二万四千百九十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十六日
東京都中央区新川一丁目二五番二号
株式会社レボーン
代表取締役　松岡　広明

第７期決算公告

令和８年２月16日
東京都中央区新川一丁目25番２号
株式会社レボーン
代表取締役　松岡　広明

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	73,882
	固定資産	4,235
	資産合計	78,117
負債及び純資産の部	流動負債	21,110
	固定負債	60,916
	株主資本	△3,908
	資本金	49,997
	資本剰余金	348,980
	資本準備金	348,980
	利益剰余金	△402,886
	その他利益剰余金	△402,886
	（うち当期純損失）	(156,750)
	負債・純資産合計	78,117

決算公告

令和８年２月16日
東京都港区虎ノ門四丁目１番28号
虎ノ門タワーズオフィス17階
株式会社AP５
代表取締役　笹沼　泰助

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	8,739
	固定資産	500
	合計	9,239
負債及び純資産の部	流動負債	1,353
	固定負債	12,710
	株主資本	△4,824
	資本金	3,000
	利益剰余金	△7,824
	その他利益剰余金	△7,824
	（うち当期純損失）	(96)
	合計	9,239

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和八年三月三十一日とする株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十六日
滋賀県大津市馬場三丁目一六番三七号
日産プリンス滋賀販売株式会社
代表取締役　井上　勝貴

第40期決算公告

令和８年２月16日
滋賀県大津市馬場三丁目16番37号
日産プリンス滋賀販売株式会社
代表取締役　井上　勝貴

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	673,418
	固定資産	1,413,792
	繰延資産	751
	資産合計	2,087,962
負債及び純資産の部	流動負債	1,044,129
	固定負債	1,009,966
	負債合計	2,054,095
	株主資本	33,866
	資本金	50,000
	利益剰余金	△ 16,133
	その他利益剰余金	△ 16,133
	（うち当期純損失）	(48,523)
	純資産合計	33,866
	負債・純資産合計	2,087,962

第20期決算公告

令和８年２月16日
東京都港区虎ノ門四丁目１番28号
株式会社フラッグシップアセットマネジメント
代表取締役　馬場　勝也

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	28,508
	固定資産	40,882
	合計	69,390
負債及び純資産の部	流動負債	17,624
	株主資本	51,765
	資本金	10,000
	資本剰余金	2,500
	資本準備金	2,500
	利益剰余金	39,265
	その他利益剰余金	39,265
	（うち当期純利益）	(1,465)
	合計	69,390

第35期決算公告

令和８年２月16日
大阪府東大阪市長田東二丁目４番47号
株式会社藤山
代表取締役　藤山雄一朗

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	396,851
	固定資産	116,952
	繰延資産	41,678
	合計	555,482
負純資産の部及び	流動負債	186,220
	固定負債	305,087
	株主資本	64,176
	資本金	10,000
	利益剰余金	54,175
	その他利益剰余金	54,175
	（うち当期純利益）	(179)
	合計	555,482

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社F・Y（住所大阪府東大阪市長田東二丁目四番四七号）に対して当社の建設工事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十六日
大阪府東大阪市長田東二丁目四番四七号
株式会社藤山
代表取締役　藤山雄一朗

決算公告

令和８年２月16日
東京都港区芝五丁目26番30号
Ｔｒｏａｘセーフティシステムズ株式会社
代表取締役　竹内　克彦

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	208,788
	固定資産	25,251
	合計	234,039
負純資産の部及び	流動負債	293,055
	（うち賞与引当金）	(18,960)
	固定負債	4,901
	退職給付引当金	4,901
	株主資本	△ 63,917
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 73,917
	その他利益剰余金	△ 73,917
	（うち当期純損失）	(17,825)
	合計	234,039

決算公告

令和８年２月16日
広島県尾道市向東町9210番地
瀬戸内クラフト株式会社
代表取締役　川口新太郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	925,914
	固定資産	1,616,414
	資産合計	2,542,328
負純資産の部及び	流動負債	830,405
	負債合計	830,405
	株主資本	1,711,923
	資本金	15,000
	利益剰余金	1,696,923
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	1,692,923
	（うち当期純利益）	(128,901)
	純資産合計	1,711,923
	負債・純資産合計	2,542,328

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和八年三月二十七日とするカワダアルミ株式会社との株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十六日
広島県尾道市向東町九二一〇番地
瀬戸内クラフト株式会社
代表取締役　川口新太郎

第11期決算公告

令和８年２月16日
東京都港区虎ノ門三丁目１番１号
ＤＦｒｅｅ株式会社
代表取締役　中西　敦士

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	579,797
	固定資産	17,757
	合計	597,555
負純資産の部及び	流動負債	116,408
	固定負債	480,713
	株主資本	△ 2,568
	資本金	50,000
	資本剰余金	553,756
	その他資本剰余金	553,756
	利益剰余金	△ 606,325
	その他利益剰余金	△ 606,325
	（うち当期純損失）	(526,046)
	新株予約権	3,002
	合計	597,555

決算公告

令和８年２月16日
東京都港区白金台五丁目６番９号303号室
ＡＭＳ企画株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	124,215,348
	固定資産	5,186,199
	繰延資産	24,733,532
	資産合計	154,135,079
負純資産の部及び	流動負債	12,021,158
	固定負債	16,684,043
	株主資本	110,035,338
	資本金	167,491,019
	資本剰余金	143,499,518
	資本準備金	143,499,518
	利益剰余金	△200,955,199
	その他利益剰余金	△200,955,199
	（うち当期純損失）	(6,607,612)
	新株予約権	15,394,540
	負債・純資産合計	154,135,079

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千七百四十九万一千十九円減少し一億円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十六日
東京都港区白金台五丁目六番九号三〇三号室
ＡＭＳ企画株式会社
代表取締役　菅原雄一郎

第3期決算公告

令和８年２月16日
東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
ダイヤムルソー株式会社
代表取締役　神谷　宗範

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	57,885
	固定資産	14,895,202
	資産合計	14,953,088
負純資産の部及び	流動負債	1,425,312
	固定負債	13,525,888
	負債合計	14,951,201
	株主資本	1,887
	資本金	2,000
	利益剰余金	△ 112
	その他利益剰余金	△ 112
	（うち当期純損失）	(31)
	純資産合計	1,887
	負債・純資産合計	14,953,088

第14期決算公告

令和８年２月16日
東京都豊島区南大塚二丁目26番７号
ＭＥ新大塚ビル３階
株式会社ソシアルビジネスグループ
代表取締役　鶴岡　良光

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	18,486,181
	固定資産	3,984,804
	資産合計	22,470,985
負純資産の部及び	流動負債	141,043,157
	固定負債	34,799,000
	株主資本	△153,371,172
	資本金	45,000,000
	利益剰余金	△198,371,172
	その他利益剰余金	△198,371,172
	（うち当期純損失）	(20,693,650)
	負債・純資産合計	22,470,985

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千六百万円減少し四千九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十六日
東京都豊島区南大塚二丁目二六番七号
ＭＥ新大塚ビル三階
株式会社ソシアルビジネスグループ
代表取締役　鶴岡　良光

第20期決算公告

令和７年11月28日
東京都豊島区東池袋三丁目１番１号
株式会社リザービア
代表取締役社長　土井　政和

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	353,752
	固定資産	4,176
	合計	357,928
負純資産の部及び	流動負債	57,558
	株主資本	300,369
	資本金	32,000
	資本剰余金	22,000
	資本準備金	22,000
	利益剰余金	246,369
	その他利益剰余金	246,369
	（うち当期純利益）	(35,826)
	合計	357,928

決　算　公　告

令和８年２月16日

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目20番地12

ＳＡＴＥＣＨ株式会社

代表取締役　高野　弘行

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	250,165
	固定資産	3,760
	合計	253,925
負純資債及産びの部	流動負債	129,384
	株主資本	124,540
	資本金	9,500
	利益剰余金	115,040
	利益準備金	2,375
	その他利益剰余金	112,665
	（うち当期純利益）	(61,839)
	合計	253,925

第16期決算公告

令和８年２月16日

東京都目黒区上目黒一丁目26番１－4007号

株式会社panda corporation

代表取締役　藤岡さと子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	14,332,897
	固定資産	67,205
	繰延資産	2,250,000
	資産合計	16,650,102
負純資債及産びの部	流動負債	278,090
	固定負債	38,450,000
	株主資本	△22,077,988
	資本金	10,300,000
	利益剰余金	△32,377,988
	その他利益剰余金	△32,377,988
	（うち当期純損失）	(290,800)
	負債・純資産合計	16,650,102

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金三十万円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月十六日

東京都目黒区上目黒一丁目二六番一－四〇七号

株式会社ｐａｎｄａ　ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ

代表取締役　藤岡さと子

第59期決算公告

令和８年２月16日

東京都品川区東品川二丁目２番24号

チエルコミュニケーションブリッジ株式会社

代表取締役　粟田　輝

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,272,570,053	流動負債	348,279,781
固定資産	343,569,192	賞与引当金	42,825,148
		役員賞与引当金	4,875,000
		固定負債	132,911,000
		株主資本	1,134,948,464
		資本金	25,000,000
		資本剰余金	50,000,000
		その他資本剰余金	50,000,000
		利益剰余金	1,059,948,464
		利益準備金	6,250,000
		その他利益剰余金	1,053,698,464
		（うち当期純利益）	(53,690,709)
資産合計	1,616,139,245	負債・純資産合計	1,616,139,245

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の進路情報事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年二月十六日

東京都品川区大崎一丁目二番二号アートヴィレッジ大崎セントラルタワー六階

（甲）株式会社ジンジブキャリア

代表取締役　粟田　輝

東京都品川区東品川二丁目二番二四号

（乙）チエルコミュニケーションブリッジ株式会社

代表取締役　粟田　輝

第33期決算公告

令和８年２月16日

山形県鶴岡市日出一丁目６番８号

株式会社ソネット

代表取締役　尾形　泰弘

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	27,822
	固定資産	40,987
	繰延資産	9,168
	合計	77,979
負純資債及産びの部	流動負債	23,352
	固定負債	54,207
	株主資本	419
	資本金	10,000
	利益剰余金	△9,580
	（うち当期純損失）	(1,890)
	合計	77,979

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和八年三月二十七日に、乙の株主総会の承認決議は令和八年三月十六日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.t-axis.co.jp/ir/

（乙）左記のとおりです。

令和八年二月十六日

鳥取市扇町七番地鳥取フコク生命駅前ビル七階

（甲）アクシスＩＴパートナーズ株式会社

代表取締役　坂本　哲

山形県鶴岡市日出一丁目六番八号

（乙）株式会社ソネット

代表取締役　尾形　泰弘

第３期決算公告

令和８年２月16日

東京都港区赤坂一丁目14番14号第35興和ビル６階

株式会社ＣＴＦ　ＧＲＯＵＰ

代表取締役　山本　真聖

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	80,345	流動負債	110,537
固定資産	34,103	賞与引当金	3,692
		固定負債	578,800
		株主資本	△574,887
		資本金	5,010
		資本剰余金	5,000
		資本準備金	5,000
		利益剰余金	△584,897
		その他利益剰余金	△584,897
		（うち当期純損失）	(357,780)
合計	114,449	合計	114,449

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千一万一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十六日

東京都港区赤坂一丁目一四番一四号第三五興和ビル六階

株式会社ＣＴＦ　ＧＲＯＵＰ

代表取締役　山本　真聖

第53期決算公告　令和８年２月16日

和歌山市宇須二丁目３番39号

株式会社小澤

代表取締役　吉柳　剛

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	18,011
	固定資産	57,105
	合計	75,117
負債及び純資産の部	流動負債	360
	株主資本	74,756
	資本金	30,000
	資本剰余金	9,630
	資本準備金	9,630
	利益剰余金	35,126
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	27,626
	（うち当期純損失）	(6,370)
	合計	75,117

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千九百万円、資本準備金の額を九百六十三万円、利益準備金の額を七百五十万円減少し、それぞれ百万円、〇円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は、左記のとおりです。

令和八年二月十六日

和歌山市宇須二丁目三番三九号

株式会社小澤

代表取締役　吉柳　剛

第26期決算公告

令和８年２月16日

岐阜県揖斐郡大野町大字上磯49番地の３

株式会社エノモト農材

代表取締役　小川　文博

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	283
	固定資産	36
	合計	320
負債及び純資産の部	流動負債	173
	賞与引当金	1
	株主資本	146
	資本金	20
	利益剰余金	443
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	438
	（うち当期純損失）	(14)
	自己株式	△317
	合計	320

第50期決算公告

令和８年２月16日

岡山市東区瀬戸町万富415番地２

株式会社岡山ミート

代表取締役　岸本　　茂

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	430,050
	固定資産	51,873
	合計	481,923
負債及び純資産の部	流動負債	78,586
	株主資本	403,337
	資本金	10,000
	利益剰余金	429,117
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	426,617
	（うち当期純利益）	(15,378)
	自己株式	△35,779
	合計	481,923

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を九二五、一八八、四六〇円減少することにいたしました。

この準備金の額の減少は、株式交換に伴う株式の発行と同時に、本株式交換による資本準備金の増加額を減少するものであることから、効力発生日後の資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十六日

岡山市東区瀬戸町万富四一五番地二

株式会社岡山ミート

代表取締役　岸本　茂

第１期決算公告

令和８年２月16日

名古屋市中村区名駅四丁目26番22号

株式会社丸愛エイシンホールディングス

代表取締役　山本　道伸

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	固定資産	6,904,976
	繰延資産	157
	合計	6,905,134
負債及び純資産の部	流動負債	163
	株主資本	6,904,971
	資本金	10,000
	資本剰余金	6,894,976
	その他資本剰余金	6,894,976
	利益剰余金	△5
	その他利益剰余金	△5
	（うち当期純損失）	(5)
	合計	6,905,134

第１期決算公告

令和８年２月16日

兵庫県尼崎市西向島町111番地の４

株式会社関通ＷｅｓｔＬｏｇｉｓｔｉｃｓ

代表取締役　朝倉　寛士

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	20,000
	固定資産	—
	合計	20,000
負債及び純資産の部	流動負債	—
	固定負債	—
	株主資本	20,000
	資本金	20,000
	利益剰余金	—
	その他利益剰余金	—
	（うち当期純利益）	(—)
	合計	20,000

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社関通（乙、住所兵庫県尼崎市西向島町一一一番地の四）の関西地区の物流サービス事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおり

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月十六日

兵庫県尼崎市西向島町一一一番地の四

株式会社関通ＷｅｓｔＬｏｇｉｓｔｉｃｓ

代表取締役　朝倉　寛士

第11期決算公告　令和８年２月16日

愛知県豊橋市駅前大通一丁目55番地

サーラタワー

サーラｅエナジー株式会社

代表取締役社長　小林　隆一

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,510,513
	固定資産	13,685
	合計	2,524,198
負債及び純資産の部	流動負債	1,727,598
	株主資本	796,599
	資本金	30,000
	利益剰余金	766,599
	利益準備金	6,012
	その他利益剰余金	760,587
	（うち当期純利益）	(302,183)
	合計	2,524,198

第８期決算公告　令和８年２月16日

札幌市中央区南九条西九丁目３番５号

株式会社ＣＲＡＦＩＴ

代表取締役　細川　泰明

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	8,799
	固定資産	390,215
	資産合計	399,014
負債及び純資産の部	流動負債	2,924
	固定負債	400,010
	株主資本	△3,919
	資本金	1,000
	利益剰余金	△4,919
	その他利益剰余金	△4,919
	（うち当期純損失）	(4,752)
	負債・純資産合計	399,014

第41期決算公告　令和８年２月16日

札幌市中央区大通西十丁目４番地ダンロップＳＫビル

株式会社ファルコン

代表取締役　石川　信行

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	498,765
	固定資産	11,142,749
	資産合計	11,641,514
負債及び純資産の部	流動負債	1,344,799
	固定負債	6,249,655
	株主資本	4,047,061
	資本金	96,000
	資本剰余金	1,062,827
	資本準備金	1,062,827
	利益剰余金	2,888,234
	その他利益剰余金	2,888,234
	（うち当期純利益）	(322,580)
	負債・純資産合計	11,641,514

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十六日

札幌市中央区大通西十丁目四番地ダンロップＳＫビル

（甲）株式会社ファルコン

代表取締役　石川　信行

札幌市中央区南九条西九丁目三番五号

（乙）株式会社ＣＲＡＦＩＴ

代表取締役　細川　泰明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十六日

札幌市中央区南三条西六丁目三番地二

（甲）左希子化粧株式会社

代表取締役　三宅　直人

札幌市中央区南三条西六丁目三番地二

（乙）株式会社三左希

代表取締役　三宅　秀人

第40期決算公告　令和８年２月16日

札幌市中央区南三条西六丁目３番地２

左希子化粧株式会社

代表取締役　三宅　直人

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	16,966
	固定資産	33,334
	合計	50,300
負債及び純資産の部	流動負債	11,474
	固定負債	32,423
	株主資本	6,403
	資本金	10,000
	利益剰余金	△3,596
	その他利益剰余金	△3,596
	（うち当期純損失）	(6,235)
	合計	50,300

第49期決算公告　令和８年２月16日

札幌市中央区南三条西六丁目３番地２

株式会社三左希

代表取締役　三宅　秀人

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	36,328
	固定資産	5,883
	合計	42,212
負債及び純資産の部	流動負債	2,422
	固定負債	2,282
	株主資本	37,506
	資本金	10,000
	利益剰余金	27,506
	利益準備金	30
	その他利益剰余金	27,476
	（うち当期純利益）	(5,953)
	合計	42,212

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年二月十六日

青森県南津軽郡田舎館村大字川部字上船橋五八番地九

（甲）株式会社サンライン

代表取締役　佐藤　克豊

青森県南津軽郡田舎館村大字川部字上船橋五八番地九

（乙）株式会社サンライン・ジャパン

代表取締役　佐藤　克豊

第25期決算公告

令和８年２月16日

青森県南津軽郡田舎館村大字川部字上船橋58番地９

株式会社サンライン

代表取締役　佐藤　克豊

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	321,700,952
	固定資産	22,027,910
	合計	343,728,862
負債及び純資産の部	流動負債	40,875,954
	固定負債	178,468,940
	株主資本	124,383,968
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	114,383,968
	利益準備金	300,000
	その他利益剰余金	114,083,968
	（うち当期純利益）	(10,499,913)
	合計	343,728,862

第８期決算公告

令和８年２月16日

青森県南津軽郡田舎館村大字川部字上船橋58番地９

株式会社サンライン・ジャパン

代表取締役　佐藤　克豊

貸借対照表の要旨

（令和７年11月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,635,143
	合計	10,635,143
負債及び純資産の部	流動負債	32,814,168
	株主資本	△22,179,025
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△32,179,025
	その他利益剰余金	△32,179,025
	（うち当期純利益）	(438,385)
	合計	10,635,143

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十六日

東京都足立区西保木間四丁目一四番二六号谷口ビル一階

（甲）株式会社テクノワン

代表取締役　矢作　雄一

東京都足立区西保木間四丁目一四番二六号谷口ビル一階

（乙）足立建物サービス株式会社

代表取締役　矢作　雄一

第14期決算公告

令和８年２月16日

東京都足立区西保木間四丁目14番26号谷口ビル１階

株式会社テクノワン

代表取締役　矢作　雄一

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	280,034,092
	固定資産	71,858,727
	資産合計	351,892,819
負債及び純資産の部	流動負債	110,648,274
	固定負債	58,500,000
	株主資本	182,744,545
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	172,744,545
	その他利益剰余金	172,744,545
	（当期純利益）	(55,188)
	負債・純資産合計	351,892,819

第14期決算公告

令和８年２月16日

東京都足立区西保木間四丁目14番26号谷口ビル１階

足立建物サービス株式会社

代表取締役　矢作　雄一

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	20,190,229
	固定資産	230,401
	資産合計	20,420,630
負債及び純資産の部	流動負債	17,961,995
	株主資本	2,458,635
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△7,541,365
	その他利益剰余金	△7,541,365
	（当期純利益）	(1,230,044)
	負債・純資産合計	20,420,630

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十一日である。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月十六日

東京都千代田区平河町一丁目六番四号

（甲）株式会社ＮＣＢ　Ｌａｂ.

代表取締役　佐藤　元則

東京都千代田区平河町一丁目六番四号

（乙）株式会社アイエスアイ

代表取締役　佐藤　通洋

第36期決算公告　令和８年２月16日

東京都千代田区平河町一丁目６番４号

株式会社ＮＣＢ　Ｌａｂ.

代表取締役　佐藤　元則

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	103,468
	固定資産	71,021
	資産合計	174,489
負債及び純資産の部	流動負債	26,313
	賞与引当金	1,051
	株主資本	147,303
	資本金	20,000
	利益剰余金	127,303
	利益準備金	850
	その他利益剰余金	126,453
	（うち当期純利益）	(21,444)
	評価・換算差額等	872
	有価証券評価差額金	872
	負債・純資産合計	174,489

第36期決算公告　令和８年２月16日

東京都千代田区平河町一丁目６番４号

株式会社アイエスアイ

代表取締役　佐藤　通洋

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	55,127
	固定資産	20,723
	資産合計	75,850
負債及び純資産の部	流動負債	5,022
	賞与引当金	544
	株主資本	70,828
	資本金	100,000
	資本剰余金	6,249
	その他資本剰余金	6,249
	利益剰余金	△35,421
	その他利益剰余金	△35,421
	（うち当期純損失）	(132,740)
	負債・純資産合計	75,850

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十六日

富山県南砺市大島六五二番地
（甲）株式会社池田組
代表取締役　池田　庄治

富山県南砺市下梨三九五番地
（乙）株式会社藤田木材
代表取締役　池田　庄治

第31期決算公告

令和８年２月16日
富山県南砺市下梨395番地
株式会社藤田木材
代表取締役　池田　庄治

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,588
	固定資産	4,157
	合計	13,746
負純資債及産のび部	流動負債	697
	固定負債	120
	株主資本	12,928
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,928
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	2,728
	（うち当期純損失）	(3,642)
	合計	13,746

第35期決算公告

令和８年２月16日
富山県南砺市大島652番地
株式会社池田組
代表取締役　池田　庄治

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	905,585
	固定資産	842,068
	合計	1,747,653
負純資債及産のび部	流動負債	91,492
	固定負債	1,448,950
	株主資本	207,211
	資本金	22,000
	利益剰余金	185,211
	利益準備金	3,408
	その他利益剰余金	181,803
	（うち当期純利益）	(6,048)
	合計	1,747,653

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十六日

山梨県甲府市中小河原一―四―三〇
（甲）株式会社ビットァルトレーディングカンパニー
代表取締役　パラリワラチータンクーマル

東京都台東区三筋一丁目一番一四号
ビットァルビル二階
（乙）ＪＰＡＮＳ株式会社
代表取締役　パラリワラ・ビットァル

第5期決算公告

令和８年２月16日
東京都台東区三筋一丁目11番14号
ビットァルビル２階
ＪＰＡＮＳ株式会社
代表取締役　パラリワラ・ビットァル

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	65,742
	固定資産	52,069
	資産合計	117,812
負純資債及産のび部	流動負債	175,984
	株主資本	△58,172
	資本金	25,000
	利益剰余金	△83,172
	その他利益剰余金	△83,172
	（うち当期純損失）	(61,020)
	負債・純資産合計	117,812

第23期決算公告

令和８年２月16日
山梨県甲府市中小河原１―４―30
株式会社ビットァルトレーディングカンパニー
代表取締役　パラリワラチータンクーマル

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,619,056
	固定資産	1,091,560
	資産合計	4,710,617
負純資債及産のび部	流動負債	668,051
	固定負債	2,008,178
	株主資本	2,034,387
	資本金	9,000
	利益剰余金	2,025,387
	その他利益剰余金	2,025,387
	（うち当期純利益）	(106,491)
	負債・純資産合計	4,710,617

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十六日

長野県茅野市金沢2984番地１
新和工機株式会社
代表取締役　小林　清幸

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	196,521
	固定資産	556,094
	繰延資産	219
	合計	752,836
負純資債及産のび部	流動負債	82,326
	固定負債	395,000
	株主資本	275,509
	資本金	24,336
	利益剰余金	251,173
	利益準備金	6,084
	その他利益剰余金	245,089
	（うち当期純利益）	(12,226)
	合計	752,836

第81期決算公告

令和８年２月16日
長野県茅野市金沢5695番地６
高島産業株式会社
代表取締役　小口　陽平

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,233,894
	固定資産	2,576,479
	合計	4,810,373
負純資債及産のび部	流動負債	381,926
	固定負債	356,711
	株主資本	4,071,735
	資本金	24,000
	利益剰余金	4,047,735
	利益準備金	6,000
	その他利益剰余金	4,041,735
	（うち当期純利益）	(147,565)
	合計	4,810,373

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十六日

長野県茅野市金沢五六九五番地六
（甲）高島産業株式会社
代表取締役　小口　陽平

長野県茅野市金沢二九八四番地一
（乙）新和工機株式会社
代表取締役　小林　清幸

第21期決算公告

令和８年２月16日
大阪府高槻市美しが丘一丁目１番３号の４
株式会社ＪＯＩＳ
代表取締役　高山　京子

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	305,007
	固定資産	767,046
	合計	1,072,054
負純資債及産のび部	流動負債	79,114
	固定負債	928,546
	株主資本	64,393
	資本金	3,000
	利益剰余金	61,393
	その他利益剰余金	61,393
	（うち当期純損失）	(7,535)
	合計	1,072,054

第20期決算公告

令和８年２月16日
大阪府高槻市緑町20番10号
株式会社ライトワン
代表取締役　高山　京子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	52,198
	固定資産	333,571
	合計	385,769
負純資債及産のび部	流動負債	530,843
	固定負債	415,117
	株主資本	△ 560,191
	資本金	6,000
	資本剰余金	1,958
	資本準備金	1,958
	利益剰余金	△ 568,150
	その他利益剰余金	△ 568,150
	（うち当期純損失）	(38,453)
	合計	385,769

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十六日

大阪府高槻市緑町二〇番一〇号
（甲）株式会社ライトワン
代表取締役　高山　京子

大阪府高槻市美しが丘一丁目一番三号の四
（乙）株式会社ＪＯＩＳ
代表取締役　高山　京子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十六日

沖縄県うるま市石川一丁目四〇番一号

（甲）株式会社グッドワン

代表取締役　石川　真吾

沖縄県うるま市石川一丁目四〇番一号

（乙）株式会社グッドワン開発

代表取締役　石川　真吾

第21期決算公告　令和８年２月16日

沖縄県うるま市石川一丁目40番１号

株式会社グッドワン

代表取締役　石川　真吾

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	105,944,286
	固定資産	1,474,384,929
	合計	1,580,329,215
負債及び純資産の部	流動負債	112,749,123
	固定負債	739,776,152
	株主資本	727,803,940
	資本金	45,000,000
	資本剰余金	2,299,879
	資本準備金	2,299,879
	利益剰余金	680,504,061
	利益準備金	91,000
	その他利益剰余金	680,413,061
	（うち当期純利益）	(30,684,418)
	合計	1,580,329,215

第18期決算公告　令和８年２月16日

沖縄県うるま市石川一丁目40番１号

株式会社グッドワン開発

代表取締役　石川　真吾

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	38,854,727
	固定資産	39,502,381
	合計	78,357,108
負債及び純資産の部	流動負債	10,853,580
	固定負債	10,648,520
	株主資本	56,855,008
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	46,855,008
	（うち当期純利益）	(8,768,964)
	合計	78,357,108

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年三月九日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十六日

仙台市宮城野区扇町五丁目八番四号

（甲）株式会社コサカ

代表取締役　船橋　吾一

宮城県石巻市開成一番二四

（乙）株式会社永岡ウエル工業所

代表取締役　船橋　吾一

第53期決算公告

令和８年２月16日

仙台市宮城野区扇町五丁目８番４号

株式会社コサカ

代表取締役　船橋　吾一

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	415
	固定資産	85
	合計	500
負債及び純資産の部	流動負債	225
	固定負債	13
	株主資本	262
	資本金	10
	利益剰余金	252
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	249
	（うち当期純利益）	(30)
	合計	500

第48期決算公告

令和８年２月16日

宮城県石巻市開成１番24

株式会社永岡ウエル工業所

代表取締役　船橋　吾一

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	7
	固定資産	113
	合計	121
負債及び純資産の部	流動負債	27
	固定負債	93
	株主資本	0
	資本金	3
	利益剰余金	△3
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	△3
	（うち当期純損失）	(9)
	合計	121

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年三月五日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十六日

新潟市中央区東堀通八番町一四二六番地二

（甲）株式会社芙地

代表取締役　藤井　逸實

新潟市中央区東堀通八番町一四二六番地二

（乙）株式会社アイエフ企画

代表取締役　藤井　逸實

第8期決算公告

令和８年２月16日

新潟市中央区東堀通八番町1426番地２

株式会社芙地

代表取締役　藤井　逸實

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	28,706
	固定資産	7,440
	合計	36,147
負債及び純資産の部	流動負債	24,478
	固定負債	2,000
	株主資本	9,668
	資本金	3,000
	利益剰余金	6,668
	（うち当期純利益）	(866)
	合計	36,147

第47期決算公告

令和８年２月16日

新潟市中央区東堀通八番町1426番地２

株式会社アイエフ企画

代表取締役　藤井　逸實

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	57,029
	固定資産	156,582
	合計	213,612
負債及び純資産の部	流動負債	126,045
	固定負債	72,068
	株主資本	15,498
	資本金	3,000
	利益剰余金	12,498
	その他利益剰余金	12,498
	（うち当期純利益）	(16,681)
	合計	213,612

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年四月一日であり、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十六日

名古屋市中区丸の内三丁目八番五号

（甲）株式会社カーク

代表取締役　水野　厚正

東京都東村山市久米川町三丁目三〇番地二五

（乙）ジャパンカスタム株式会社

代表取締役　日野　清信

第74期決算公告

令和８年２月16日

名古屋市中区丸の内三丁目８番５号

株式会社カーク

代表取締役　水野　厚正

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	8,010,377
	固定資産	2,361,921
	合計	10,372,298
負債及び純資産の部	流動負債	7,894,570
	固定負債	312,155
	株主資本	2,165,573
	資本金	50,000
	利益剰余金	2,350,073
	（うち当期純利益）	(118,407)
	自己株式	△234,500
	合計	10,372,298

第52期決算公告

令和８年２月16日

東京都東村山市久米川町三丁目30番地25

ジャパンカスタム株式会社

代表取締役　日野　清信

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	626,240
	固定資産	50,563
	合計	676,803
負債及び純資産の部	流動負債	558,176
	固定負債	67,291
	株主資本	51,336
	資本金	12,000
	利益剰余金	39,337
	利益準備金	1,200
	その他利益剰余金	38,137
	（うち当期純利益）	(13,926)
	合計	676,803

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年二月十二日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。

（乙）下記のとおりです。

令和八年二月十六日

北海道小樽市花園四丁目一番一六号

（甲）金星小樽ハイヤー株式会社

代表取締役　吉野　彰哲

北海道小樽市オタモイ一丁目二番三号

（乙）北海道中央タクシー株式会社

代表取締役　吉野　彰哲

合併につき株券提出公告

当社は、金星小樽ハイヤー株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年三月三十一日までに当社にご提出下さい。

令和八年二月十六日

北海道小樽市オタモイ一丁目二番三号

北海道中央タクシー株式会社

代表取締役　吉野　彰哲

第73期決算公告

令和８年２月16日

兵庫県西脇市和布町187番地の４

藤原染工株式会社

代表取締役　藤原　祥文

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	145,012
	固定資産	432,381
	合計	577,394
負債及び純資産の部	流動負債	134,307
	固定負債	517,942
	株主資本	△74,855
	資本金	20,000
	資本剰余金	122
	資本準備金	122
	利益剰余金	△94,978
	利益準備金	7,400
	その他利益剰余金	△102,378
	（うち当期純損失）	（39,374）
	合計	577,394

第68期決算公告

令和８年２月16日

北海道小樽市オタモイ一丁目２番３号

北海道中央タクシー株式会社

代表取締役　吉野　彰哲

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	23,877
	固定資産	28,804
	合計	52,681
負債及び純資産の部	流動負債	19,592
	株主資本	33,089
	資本金	10,000
	利益剰余金	23,089
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	20,589
	（うち当期純損失）	（13,484）
	合計	52,681

第75期決算公告

令和８年２月16日

北海道小樽市花園四丁目１番16号

金星小樽ハイヤー株式会社

代表取締役　吉野　彰哲

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	798,919
	固定資産	448,234
	合計	1,247,153
負債及び純資産の部	流動負債	22,287
	固定負債	15,040
	株主資本	1,209,826
	資本金	12,000
	利益剰余金	1,197,826
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	1,194,826
	（うち当期純利益）	（22,372）
	合計	1,247,153

第6期決算公告

令和８年２月16日

福岡県糟屋郡志免町片峰三丁目６番５号

株式会社明徳庵

代表取締役　松井　宗仁

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	302,457
	固定資産	102,745
	資産合計	405,202
負債及び純資産の部	流動負債	185,076
	（うち賞与引当金）	（4,880）
	株主資本	220,126
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	170,126
	その他利益剰余金	170,126
	（うち当期純損失）	（6,850）
	負債・純資産合計	405,202

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七億五千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年二月十六日

東京都港区西新橋一丁目一番一号ＥＰコンサルティングサービス内

Ｙａｋｕｓｈｉｍａ特定目的会社

取締役　目黒　正行

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資七十五万四千口を消却することといたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年三月十七日までに当社にご提出下さい。

令和八年二月十六日

東京都港区西新橋一丁目一番一号ＥＰコンサルティングサービス内

Ｙａｋｕｓｈｉｍａ特定目的会社

取締役　目黒　正行

第13期決算公告

2026年２月16日

東京都千代田区二番町３番地５

一般社団法人全国建設人材協会

代表理事　岡野　稔

貸借対照表の要旨（2025年10月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	130
	固定資産	9
	合計	139
負債及び純資産の部	流動負債	104
	負債合計	104
	株主資本	34
	基本金（基金）	90
	利益剰余金	△55
	その他資本剰余金	△55
	（うち当期純利益）	（23）
	純資産合計	34
	合計	139

第５期決算公告

令和８年２月16日

東京都港区西新橋一丁目１番１号

ＥＰコンサルティングサービス内

Ｙａｋｕｓｈｉｍａ特定目的会社

取締役　目黒　正行

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	23,743,089	流動負債	989,113
その他資産	6,311,894	固定負債	15,282,602
流動資産	6,143,965	負債合計	16,271,715
固定資産	133,795	社員資本	13,783,268
投資その他の資産	133,795	特定資本金	100
繰延資産	34,134	優先資本金	10,354,000
		剰余金	3,429,168
		当期未処分利益	3,429,168
		純資産合計	13,783,268
資産合計	30,054,983	負債・純資産合計	30,054,983

損益計算書の要旨

（自　令和６年９月１日　至　令和７年８月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	9,033,537
営業費用	5,729,185
営業利益	3,304,352
営業外収益	35,796
営業外費用	57,934
経常利益	3,282,214
特別利益	151,141
税引前当期純利益	3,433,353
法人税、住民税及び事業税	4,185
当期純利益	3,429,168
当期未処分利益	3,429,168

第27期決算公告

令和８年２月16日

埼玉県草加市青柳六丁目１番10号

株式会社エム・ケイ・アール

代表取締役　斎藤　智子

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	170
	固定資産	121
	合計	291
負債及び純資産の部	流動負債	37
	固定負債	57
	株主資本	196
	資本金	15
	利益剰余金	181
	その他利益剰余金	181
	（うち当期純利益）	（23）
	合計	291

第13期決算公告

令和８年２月16日
仙台市太白区長町南四丁目11番18号２階
アサヒアレックス東日本株式会社
代表取締役　石倉　潤

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	25,281
	固定資産	22,416
	合計	47,697
負債及び純資産の部	流動負債	68,962
	固定負債	70,708
	株主資本	△ 91,973
	資本金	50,000
	利益剰余金	△ 141,973
	その他利益剰余金	△ 141,973
	（うち当期純損失）	(21,574)
	合計	47,697

第36期決算公告

令和８年２月16日
茨城県牛久市中央五丁目21番地６
サンヨーリアルティ株式会社
代表取締役　山川　洋

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,185,518
	固定資産	494,395
	合計	3,679,913
負債及び純資産の部	流動負債	2,094,940
	固定負債	908,939
	株主資本	678,350
	資本金	80,000
	利益剰余金	598,350
	利益準備金	2,300
	その他利益剰余金	596,050
	（うち当期純利益）	(29,851)
	評価・換算差額等	△2,422
	新株予約権	105
	合計	3,679,913

第51期決算公告

令和８年２月16日

東京都港区南青山三丁目１番30号
株式会社南部エンタープライズ
代表取締役　細川　隆一

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,677,395
	固定資産	6,971,365
	資産合計	8,648,761
負債及び純資産の部	流動負債	473,687
	その他	473,687
	固定負債	2,331,115
	その他	2,331,115
	負債合計	2,804,802
	株主資本	2,251,667
	資本金	80,000
	資本剰余金	2,167,527
	資本準備金	746,497
	その他資本剰余金	1,421,030
	利益剰余金	4,140
	利益準備金	133,270
	その他利益剰余金	△129,129
	（うち当期純損失）	(129,129)
	評価・換算差額等	3,592,291
	その他有価証券評価差額金	3,592,291
	純資産合計	5,843,959
	負債・純資産合計	8,648,761

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月十六日
東京都港区南青山三丁目一番三〇号
（甲）株式会社南部エンタープライズ
代表取締役　細川　隆一
東京都港区南青山三丁目一番三〇号
（乙）株式会社ＢＡＬＩＡＧＥ
代表取締役　細川　隆一

第９期決算公告

令和８年２月16日
東京都港区南青山三丁目１番30号
株式会社ＢＡＬＩＡＧＥ
代表取締役　細川　隆一

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,125,418
	資産合計	9,125,418
負債及び純資産の部	流動負債	70,000
	その他	70,000
	負債合計	70,000
	株主資本	9,055,418
	資本金	9,900,000
	利益剰余金	△844,582
	その他利益剰余金	△844,582
	（うち当期純損失）	(107,855)
	純資産合計	9,055,418
	負債・純資産合計	9,125,418

第31期決算公告

令和８年２月16日

大阪府箕面市船場東二丁目１番15号
クモノスコーポレーション株式会社
代表取締役　中庭　和秀

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	951
	固定資産	286
	有形固定資産	208
	無形固定資産	24
	投資その他の資産	53
	資産合計	1,237
負債及び純資産の部	流動負債	529
	賞与引当金	35
	その他	494
	固定負債	531
	負債合計	1,060
	株主資本	172
	資本金	100
	資本剰余金	1,245
	資本準備金	507
	その他資本剰余金	738
	利益剰余金	△ 1,173
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	△ 1,173
	（うち当期純損失）	(297)
	評価・換算差額等	4
	その他有価証券評価差額金	4
	純資産合計	176
	負債・純資産合計	1,237

第16期決算公告

令和８年２月16日

大阪市中央区備後町四丁目２番４号

サラヤ本町西ビル

サラヤ環境デザイン株式会社

代表取締役　西尾　達郎

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	321,115
	固定資産	37,779
	繰延資産	53
	合計	358,949
負債及び純資産の部	流動負債	251,695
	（うち賞与引当金）	(2,730)
	固定負債	7,000
	引当金	1,550
	株主資本	98,702
	資本金	40,000
	資本剰余金	19,954
	その他資本剰余金	19,954
	利益剰余金	38,748
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	28,748
	（うち当期純利益）	(1,887)
	合計	358,949

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月十六日
大阪市中央区備後町四丁目二番四号サラヤ本町西ビル
（甲）サラヤ環境デザイン株式会社
代表取締役　西尾　達郎
東京都千代田区神田錦町三丁目一九番二一号
（乙）株式会社オフィスジャパン
代表取締役　西尾　達郎

第21期決算公告

令和８年２月16日
東京都千代田区神田錦町三丁目19番21号
株式会社オフィスジャパン
代表取締役　西尾　達郎

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	529,154
	固定資産	48,658
	合計	577,812
負債及び純資産の部	流動負債	449,245
	固定負債	39,736
	株主資本	88,831
	資本金	10,000
	利益剰余金	78,831
	その他利益剰余金	78,831
	（うち当期純利益）	(15,680)
	合計	577,812

決　算　公　告

令和８年２月16日
大阪市住之江区新北島八丁目２番70号
朝日自動車第二株式会社
代表取締役　金子　健作

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	47,445
	固定資産	10,413
	資産合計	**57,859**
負純資産及び部	流動負債	98,688
	負債合計	**98,688**
	株主資本	△ 40,828
	資本金	10
	利益剰余金	△ 40,838
	その他利益剰余金	△ 40,838
	（うち当期純損失）	(18,485)
	純資産合計	**△ 40,828**
	負債・純資産合計	**57,859**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月十六日
大阪市住之江区新北島八丁目二番七〇号
（甲）朝日自動車第二株式会社
代表取締役　金子　健作
大阪市住之江区新北島八丁目二番七〇号
（乙）朝日自動車第一株式会社
代表取締役　金子　健作
大阪市住之江区新北島八丁目二番七〇号
（丙）朝日自動車第三株式会社
代表取締役　金子　健作

決　算　公　告

令和８年２月16日
大阪市住之江区新北島八丁目２番70号
朝日自動車第三株式会社
代表取締役　金子　健作

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	34,688
	固定資産	15,349
	資産合計	**50,037**
負純資産及び部	流動負債	91,218
	負債合計	**91,218**
	株主資本	△ 41,180
	資本金	10
	利益剰余金	△ 41,190
	その他利益剰余金	△ 41,190
	（うち当期純損失）	(17,326)
	純資産合計	**△ 41,180**
	負債・純資産合計	**50,037**

決　算　公　告

令和８年２月16日
大阪市住之江区新北島八丁目２番70号
朝日自動車第一株式会社
代表取締役　金子　健作

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	134,698
	固定資産	43,154
	資産合計	**177,852**
負純資産及び部	流動負債	211,593
	負債合計	**211,593**
	株主資本	△ 33,741
	資本金	10
	利益剰余金	△ 33,751
	その他利益剰余金	△ 33,751
	（うち当期純損失）	(24,026)
	純資産合計	**△ 33,741**
	負債・純資産合計	**177,852**

第３期決算公告

令和８年２月16日
岩手県奥州市水沢佐倉河字吹張４番地１
株式会社アズ水沢
代表取締役　合田　哲万

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	63,555
	固定資産	281,043
	合計	**344,598**
負純資産及び部	流動負債	97,234
	株主資本	247,365
	資本金	10,000
	資本剰余金	337,697
	利益剰余金	△100,332
	その他利益剰余金	△100,332
	（うち当期純損失）	(38,987)
	合計	**344,598**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十五億円、資本準備金の額を十五億円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年二月十六日
石川県羽咋郡志賀町梨谷小山ハの五番地
石川サンケン株式会社
代表取締役社長　田中　豊

第59期決算公告

令和８年２月16日
石川県羽咋郡志賀町梨谷小山ハの５番地
石川サンケン株式会社
代表取締役社長　田中　豊

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,997,541
	固定資産	10,052,315
	資産合計	**14,049,856**
負債及び純資産の部	流動負債	12,610,219
	（うち賞与引当金）	(635,887)
	（うち業績連動役員報酬引当金）	(16,946)
	（うち災害損失引当金）	(287,514)
	固定負債	5,290,050
	（うち役員退職慰労引当金）	(4,566)
	（うち株式報酬引当金）	(32,527)
	負債合計	**17,900,270**
	株主資本	△3,850,632
	資本金	95,500
	資本剰余金	82,240
	資本準備金	5,811
	その他資本剰余金	76,429
	利益剰余金	△4,028,372
	利益準備金	13,310
	その他利益剰余金	△4,041,682
	（うち当期純損失）	(637,174)
	評価・換算差額等	218
	その他有価証券評価差額金	218
	純資産合計	**△3,850,413**
	負債・純資産合計	**14,049,856**

第７期決算公告

令和８年２月16日
埼玉県上尾市富士見二丁目１番25号
株式会社フレンドステージアセットマネジメント
代表取締役　安野　清

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	245,465
	固定資産	16,032,294
	資産合計	**16,277,759**
負純資産及び部	流動負債	14,245
	固定負債	12,671,543
	株主資本	3,591,971
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,581,971
	その他利益剰余金	3,581,971
	（うち当期純利益）	(846,670)
	負債・純資産合計	**16,277,759**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月十六日
埼玉県上尾市富士見二丁目一番二五号
（甲）株式会社フレンドステージ
代表取締役　安野　清
埼玉県上尾市富士見二丁目一番二五号
（乙）株式会社フレンドステージアセットマネジメント
代表取締役　安野　清

第35期決算公告

令和８年２月16日
埼玉県上尾市富士見二丁目１番25号
株式会社フレンドステージ
代表取締役　安野　清

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,023,283	流動負債	5,725,133
固定資産	67,844,473	賞与引当金	23,688
		固定負債	54,661,191
		株主資本	12,474,452
		資本金	50,000
		資本剰余金	2,188,392
		資本準備金	1,000,000
		その他資本剰余金	1,188,392
		利益剰余金	10,236,060
		その他利益剰余金	10,236,060
		評価・換算差額等	6,980
		その他有価証券評価差額金	6,980
資産合計	72,867,756	負債・純資産合計	72,867,756

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	11,612,506
売上原価	501,774
売上総利益	11,110,732
販売費及び一般管理費	9,308,211
営業利益	1,802,520
営業外収益	164,906
営業外費用	620,793
経常利益	1,346,633
特別利益	0
特別損失	324
税引前当期純利益	1,346,309
法人税、住民税及び事業税	132,539
法人税等調整額	67,436
当期純利益	1,146,334